

令和2年9月16日（水）午前9時開議

議 事 日 程

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した議員

1番	広瀬 守 克	2番	藤 橋 直 樹
3番	若 原 達 夫	4番	北 川 静 男
5番	関 谷 守 彦	6番	森 健 治
7番	森 清 一	8番	馬 淵 ひろし
9番	松 野 貴 志	10番	今 木 啓一郎
11番	杉 原 克 巳	12番	棚 橋 敏 明
13番	庄 田 昭 人	14番	若 井 千 尋
15番	広 瀬 武 雄	16番	若 園 五 朗
17番	松 野 藤四郎	18番	藤 橋 礼 治

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	森 和 之	副 市 長	梶 浦 要
教 育 長	加 納 博 明	企 画 部 長	山 本 康 義
総 務 部 長	久 野 秋 広	市民部長兼 巢南庁舎管理部長	棚 橋 正 則
健康福祉部長	平 塚 直 樹	都市整備部長	鹿 野 政 和
調 整 監	宇 野 真 也	環境水道部長	矢 野 隆 博
教 育 次 長	広 瀬 進 一	会 計 管 理 者	清 水 千 尋
監 査 委 員 事 務 局 長	西 村 陽 子		

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	広 瀬 照 泰	書 記	松 山 詔 子
--------	---------	-----	---------

書 記 近 藤 圭 代

開議の宣告

○議長（庄田昭人君） おはようございます。

朝早くから傍聴の皆さんにはお越しをいただきまして、ありがとうございます。

それでは、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（庄田昭人君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

9番 松野貴志君の発言を許します。

松野貴志君。

○9番（松野貴志君） 議席番号9番、新生クラブの松野貴志です。

久しぶりの初日の一番手でございますので、完璧な質問と完璧な答弁で次にバトンタッチをしたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

また、早朝にもかかわらず、傍聴に多数お越しくださしまして感謝申し上げます。オーソドックスな感染対策はしてありますので、ある程度は安心して傍聴いただけると思っております。

世の中は、コロナ禍の真ただ中であります。毎日、東京の感染者は何人かと、また岐阜県の感染者は何人かと報道され、その感染者の数の発表に恐怖や危険を感じたり、あるいは減少傾向などの言葉で僅かに安心を感じたりする毎日が続いていると思われまます。ウイズコロナ、コロナとの共存、新しい生活様式など世の中に様々な様式や環境の変化が感じられていると思っておりますが、日本国内の様式そのものは何も変わっていないことが、そろそろ一般の方々も感じてきて見えると思っております。

感染拡大が始まる前、感染症の専門家や医療関係者の言葉を聞かず、直接影響が出始めてから対応策を考え、ピークを迎えた時期に補助金や助成金を打ち出しても既に手遅れでございます。多くの中小零細企業は疲弊し、いまだに経営難の企業が多いにもかかわらず、報道は一切ございません。コロナ禍で新たな取組をしている企業のみがクローズアップをし、報道されております。あたかも経済が復旧しているかのごとく、そのような発言をする方まで出てきております。

皆様の耳に届いていませんか。私には聞こえます。まちを支えてきた飲食店さん、まちの発展に寄与してきた企業さん、このまちが好きで生活している市民の皆様、このまちに住もうとして転入されてきた市民、どの企業・どの市民に聞いても、経営・生活が苦しいと私には聞こえます。挙げ句に、感染したらコロナいじめがあり、うわさやデマを拡散し、それにより命を

絶った感染者の報告も上がっております。ほかにもワクチンができればコロナが終息すると、感染しなくなるとか思い込んでいる人までいます。これが現実です。正しい情報を得ようとしても何が正解なのか分からないまま、間もなく秋になります。本当にこのままでいいのでしょうか。

もうすぐ季節性のインフルエンザや、寒暖差による風邪などが始まります。対策は万全ですか。国の指針は正しいですか。それに従うだけでよいのですか。パフォーマンスだけで、このアクリル板のようにやっている感だけにしていませんか。思い切った決断をするときではないかと私は思っております。秋から冬になったとき手遅れとならないよう、全力で情報を発信していくつもりでいますので、森市長を初め職員、我々議員も一丸となって瑞穂スタイルを構築し、立ち向かっていきたいと思っております。また、新たに自民党総裁になられた菅義偉新総裁の手腕に期待を寄せ、国民が安心・安全に暮らせる日が一日でも早く来ることを祈っております。

さて、9月1日は防災の日でありました。岐阜県は最大震度7の内陸型地震が発生した想定で、県総合防災訓練が行われております。ただ、今年はコロナ対策を念頭に置いた対応を考慮しての訓練が行われたようであります。これは、非常時においてコロナは避けては通れない環境問題であることを示しており、この感染予防対策は個人個人の心構えの啓発も含め、自治体の責務であることを表しております。

この7月に活発な梅雨前線が記録的な大雨をもたらし、岐阜県においても国道41号線が崩落するなど、高山や下呂市では甚大な被害が発生いたしました。900世帯2,200人が孤立し、避難所が開設され、多くの方が苦しい環境の中で何日も過ごされております。

これは個人的な話でございますが、私は下呂市で避難所が開設されたと聞きまして、次亜塩素酸水を生成できる機器を寄附したく、お持ちいたしました。これは、消毒液としてではなく消臭液としての効果が大きいため、避難所内に充満する悪臭関係には効果が大きいということで寄附をさせていただきました。避難所では、大変役に立ったというお話もいただいております。また、同じように山県市さんにも御寄附をさせていただきました。ともに後日、大変役に立った、そして我々の知らない情報をまた教えていただきたい、そういったお話をいただいたところあります。自分の行動が無駄ではなかったと、ほっと胸をなで下ろしております。

こうした豪雨被害はいつ、どこで起こるか分かりません。むしろ、ここ瑞穂市は被害を受ける確率が高い地域と言えます。また、県の防災訓練ではありませんが、大地震もいつ起きてもおかしくない状況にあります。市は災害時の対策は十分行っていると思っておりますが、新型コロナウイルスが蔓延する中、その対策はさらに厳しくなったのが現実であろうと思っております。

前回の一般質問でも、若井議員がコロナ対策を踏まえた災害時の対応を質問しておりますが、今回私は、避難所の良好な生活環境の観点から再度、執行部にお聞きしたいと思っております。

これよりは、質問席にて御質問をいたします。

まず初めに、避難所の良好な生活環境の確保について、御質問させていただきます。

当市の指定避難場所、いわゆる被災者を受け入れることが可能な構造及び設備を有する施設は、朝日大学や民間を含め25か所であります。これは、市のホームページのほうに載っておりますのでお願いいたします。公的な施設は多くの収容人数を確保するために、ほとんどが小・中学校や保育園を避難所として指定しております。

さて、内閣府は、避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針を出しておりますが、この指針のとおり取組には多くの予算が必要となります。その体制づくりといいますかソフト面の整備にも時間がかかり、これはかなり困難な取組であるなあというのが私の感想でございます。まして、さきに申し上げたとおり、これは新型コロナウイルスの対策も併せて行わなければならない、かなり高いハードルの取組となっております。しかし、我々は、緊急時の避難場所においてできる限り市民の皆様が安心して、また快適に過ごせる場所を提供しなければなりません。食料や飲料水、また仮設トイレや一般的な備蓄品についてはある程度準備ができています。心配しているのが電気であります。指針にも明かりのある生活及び通信環境の確保がありますので、まずは予備電源についてお聞きしたいと思います。

大きな災害に見舞われますと、水道やガス、または電気の供給が行われなくなります。一概には言えませんが、過去の例から見ますと水道の復旧には約1か月、電気の復旧はおおむね1週間かかっているようであります。

そこで電気ですが、電気設備、技術基準や消防法、または建築基準法などでは、非常用に使用する予備電源が義務づけられております。しかし、これは非常用照明や排煙機、またスプリンクラー作動などに必要な最低限の容量であり、避難所全体をカバーするものではないと認識しております。やはり、送電が止まっても安定した電気を供給するには、自家発電機など非常用発電装置、こういった設備が望ましいものと考えますが、指定避難場所の自家発電機の設置状況についてお聞かせください。

○議長（庄田昭人君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 皆さん、おはようございます。

松野議員から今御質問がありました、避難所の非常用発電装置についてお答えさせていただきます。

市内の公共施設におきましては、非常用電源、電気、非常用発電機が設置されている施設は2つの庁舎、穂積庁舎と巢南庁舎、総合センター、市民センター、巢南公民館のほかに3つのコミュニティセンターに置いてあります。その中で現在指定避難所となっているのは、本田コミュニティセンターと牛牧南部コミュニティセンターになります。

議員が言われたように、非常用発電機というものは消防設備だとか最低限の非常灯というも

のがぼんぼんとあるんですけれども、そこに供給を送るということになっています。

なお、ほかの指定避難所のうち、小・中学校及び朝日大学につきましては、移動式の発電機を各4台配置しております。ただし、この全館の照明ですとかその他電力に供給できる大規模な発電機というのは、各施設には設備されているという状況ではないということですね。

4つの発電機ですけれども、どうでしょうね、このくらいの大きさですかね。60、80センチメートルくらいの白いボックスのようなものですけれども、平常時はそれで商用電源で充電しております。それを持って行って100ボルトが供給されるというものが4台あります。そういう設備は持っているという今、状況になっています。以上でございます。

[9番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 松野貴志君。

○9番（松野貴志君） 4つの発電機を現在所有されてみえるということで、各避難所につきましては、まだ設置のほうが進んでいないということであります。

それでは、2つ目の質問に移ります。

発電機以外の予備電源の整備の観点から、蓄電バッテリーの設置についてお聞きいたします。

最初の質問の自家発電機ですが、その容量は負荷の内容によって変わってくると思われま。例えば、空調設備も含め現状施設の電気負荷に対応する容量が欲しいのであれば、自家発電機の容量はおのずと大きくなる。その費用はさらにかさむことになると予想されます。また、メンテナンスの費用も必要となってくると。全ての避難所に自家発電機を整備すると、大きな経済負担になることは間違いないと思われま。

それでは、比較的に経済的な負担が少ない蓄電バッテリーはどうでしょうか。避難所において、緊急時の予備電源として蓄電バッテリーは利用価値が非常に高いかなと思われまが、こういったものが指定避難場所で整備されているのかどうかお聞かせください。

○議長（庄田昭人君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 今議員が御提案されました蓄電バッテリーと言われるものには、通常時は商用電源から充電を行い、非常時は単体で発電するものとか、ソーラーパネルが附属し太陽光により充電をするというものといろいろあります。

当市におきましては、災害対策本部を設置する可能性のある庁舎などに商用電源から充電しておくタイプのものが各1台ずつ設置してありますが、指定避難所となる施設には配置してありません。蓄電バッテリーはいろいろな製品が発売されて選択肢も増えてきておりますので、指定避難所への配置を念頭に調査を行っておりますが、金額面のほかに本体の重量や発電能力など一長一短がありますので、引き続き検討を行い、より効果的なものがあればぜひ導入したいと考えておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひま。

[9番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 松野貴志君。

○9番（松野貴志君） ぜひ導入をしていただきたいと。もちろんコストもかかりますので、よりよいものを順次という形ではあるかと思いますが配備に向けた動きと、国の指針に合わせてやっていただきたいと思います。

もう一つお尋ねいたします。

送電そのものが遮断された場合、市はいかなる方法で電源を確保し、各避難所に電気を供給するのか。今お話しした自家発電機等々ではなく、送電そのものが遮断された場合の対応策をお聞かせください。

○議長（庄田昭人君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 送電が遮断された場合につきましては、各避難所に配置してあります移動式発電機により、初期の対応を行うこととなります。それと並行しまして中部電力（株）への早期復旧要請、そして、平成10年に岐阜県と県内の全市町村で締結しました岐阜県及び市町村災害時相互応援協定に基づきまして、岐阜県への支援の要請を行うこととなります。また、このほかにも昨年7月に、発電機などの資機材を扱う事業者さんと資機材の提供に関する防災協定を締結していただいております。同じように新たな事業者さんとも協定を結びまして、ぜひとも瑞穂市を支援していただく形を取っていきたいと思っています。以上でございます。

〔9番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 松野貴志君。

○9番（松野貴志君） そうですね。恐らく各市町村、また県のほうと連携を取って対応を急ぐという形。ただ、現実、今現在はそういった蓄電池といったものや、また自家発電機など、そういったもののまだ配備が済んでおりませんので、やはり気になるのは緊急時であります。

今年、熊本県のほうでは大変大きな洪水に見舞われました。先日、皆様もニュース等で見られたかと思いますが、新型コロナウイルスの対策を講じながらの避難所開設、これは本当に九州の皆様は大変であったというお話を聞いております。ただでさえ避難場所・避難所をどこにするのか、緊急時の対応も検討し、また職員の配置まで検討せねばならない、そういった事態に陥っていたという話も聞いております。また発電機、そういったものも導入していたにもかかわらず、やはり避難場所を増やしたことによって数が足りない、そういったことも起こっていたということで、やはり今の時代、スマホの電源が切れてしまいますと情報が全く取れなくなる、そういったことがございますので、緊急対応に備えてなるべく迅速に、またコストも計算しながら対応していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。

次に、充電式のLED蛍光灯について御質問させていただきます。

今までの御答弁をお伺いしますと、結局のところは予備電源等の整備はまだできていないということであります。例えば真夜中に大地震が起き、市民が次々と避難してきたとき、避難所の明かりが満足にないとしたら、市民がどう思われるか。ただでさえ恐怖を味わって、不安を抱いて避難をしまっているわけです。薄暗い避難場所に到着しても、心休まるどころか徐々に不安が大きくなるのではないかと考えております。集団で過ごすことに若干の安心感は生まれるかもしれませんが、電気がない不満は必ず起こってきます。予備電源がない以上、まず明かりの確保が必要であると考えております。これは、法で定められた予備電源だけでは避難所に十分な明かりを供給することができないのではないかと思います。

そこで、全ての蛍光灯とは言いませんが、指定避難所の適材適所ですね。こうした充電式のLED蛍光灯を配備し、送電がストップしても数時間は明かりがともる状態を保つことができるということが大切かと思えます。

避難所の明かりの確保について、現在の整備状況と今後の取組をお聞かせください。

○議長（庄田昭人君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 現在、指定避難所への照明器具といたしましては、バルーンライトが2基、投光器が1基、そして小型のランタンライトが10個というのが避難所には配備されています。バルーンライトにしても投光器にしても発電機で直接つなぐというタイプですので、そういう形になっています。

議員が提案されるLED蛍光灯につきましては、従来の照明よりも消費電力が少なくて済むという利点がありますので、先ほどの蓄電バッテリーとともにセットで、そういう形で導入できないか検討を行っていきたいと考えております。

〔9番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 松野貴志君。

○9番（松野貴志君） 導入していきたいということを検討されてみえるという話なので、ほとんど私の質問はそれで終わってしまうことになってしまうのであれなんですけれども、まずは、避難所に避難された方々が一番心配になるのは明かりがあるかどうか。薄暗い中で避難を余儀なくされ、そこで集団で収まるまで待機をされている。

先ほどもスマホ等々の充電がなくなったらという心配もございましたが、それと同時に、やはり暗い環境ではどうしても人は恐怖を抱くわけです。山本部長のほうから力強いお言葉をいただきましたので、そういった最新式の配備、またコストも安くできると思えますので、随時導入していただきたいと思います。

次に、少し関連として方向を変えますけれども、LEDの照明の話を行いました。関連として、ブルーライトの影響について質問をしたいと思います。

LED、すなわち発光ダイオードには、ブルーライトが含まれております。このブルーライ

トは波長が短く目の角膜や水晶体で吸収されないため、網膜に達しやすく視細胞等に障害を与えるとされており。また一方、これとは逆に、ブルーライトによる人体への影響はないという意見もあります。

5年前の記事ですが、岐阜薬科大学の原教授が網膜障害を懸念する実験結果を出されておりますが、長年ブルーライトを浴びた場合の影響が実証されていないことを特に懸念されておられます。

要は、ブルーライトによる明確な影響は、現時点では分からないものかもしれません。ブルーライトは、LED照明器具だけではなく、パソコンやスマホからも発生をします。照明器具だけに、これに偏っても仕方ないと思いますけれども、万が一影響があるとしたら、常時LED照明の下にいる環境は好ましくないと考えます。

そこで質問をいたします。

公共施設でもLED照明が設置されていると思いますが、このブルーライトの影響についてどのようにお考えを示しているか、お聞かせください。

○議長（庄田昭人君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 一般的なブルーライトは目によくないと言われてはおりますが、一般社団法人日本照明工業会が作成された資料等で調べましたところ、紫外線やいろいろな光の波長の中でも青色の光が一番網膜に影響を与えやすく、光が当たる時間が長かったり光の量が多い場合には、網膜を傷める危険性が高いとのことでした。この自然の光のほかに、白熱電球だとか蛍光灯、そしてLEDランプなどの人工的な光源がいろいろ存在しておりますが、そのいずれからもブルーライトは発せられております。LED照明がほかの光源よりも有害であるというエビデンスは得られなかったとされております。

また、現在市場に出回っているLED照明器具につきましては、経済産業省による日本産業規格（JIS規格）に基づいて製造・販売され、またJIS規格は国際規格との整合性も図られていることから、国際的にもLEDランプの安全性には問題はないものと認識しているのが現在のところでございます。

〔9番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 松野貴志君。

○9番（松野貴志君） そうですね。2014年、青色発光ダイオードの発明でノーベル物理学賞、3人の日本人チームが受賞したことで急速に広まっていったのがLED照明であります。

まだ、今、山本部長からも答弁がありましたとおり、影響は明らかになっていないかもしれませんが、厚労省は、質の良い睡眠を確保するために寝る前の携帯電話操作を控えようと発表していますから、何らかの影響があることは認識していると思われまます。

私は先日、ある方とお会いする機会がありまして、名古屋でブルーライトカットに取り組む

研究者にお会いをしました。その方に言わせますと、現在市販されているLED蛍光灯でブルーライトカットと表示されていても、その波長を計測するとほとんどカットされていないということでありました。こうなると我々は何を購入すればよいか分かりませんが、もし今後、LED照明器具を導入するとき、ブルーライトによる体の影響が検証されていた場合には、その製品を十分精査していただきたいと思っております。

それでは、次に質問を移ります。

コロナ対策を踏まえた災害時の備蓄品について、質問をいたします。

これについては、6月の議会において若井議員も質問をしておられます。補助金を有効利用し、備蓄品を購入してはどうかとの質問であったかと思いますが、執行部は、購入したいが保管する場所がないとの答弁だったかと思えます。避難所には多くの備蓄品が必要です。そこで、新型コロナ対策に備えた備蓄品をストックするには、確かに容易なことではないかと思われま。しかし、災害時にはそれら整備がされていなければなりません。運営スタッフの個人用防護の準備、マスクや体温計や消毒液、ペーパータオルにティッシュ、またパーティションやクリアフェンスなど、数え上げれば切りがないと思えます。それらをストックする場所がなくても、避難所が開設されればそれらが準備されていないと市民の方々の不安は増していくだけであります。

そこでお尋ねします。

新型コロナウイルス対策に必要な備蓄品としては、どのようなものを想定しているのか。また、緊急時に各避難所にそれらを配付する計画は出ているか、お聞かせください。

○議長（庄田昭人君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 新型コロナウイルス感染症対策の備蓄品として考えられるものにつきましては、手指消毒液や非接触型の体温計をはじめ、避難所受付時に受付者が着用するフェースシールドや手袋、ガウンなどがありますし、また各個人で準備されることを想定しておりますマスクにつきましても、避難が長期間となった場合に交換用として必要となりますので、避難所でも備蓄することを想定しております。

また避難スペースにつきましては、ソーシャルディスタンスと言われるおおむね2メートルのお互いの距離を保つためには、スペースへの収容人数を少なくしなければいけません。少しでも多くの人を収容するために、間仕切りなどの物品を使用することも想定しております。

なお、これらのものにつきましては、6月及び7月の議会において補正予算を御承認いただきましたので現在購入手続を進めておりますが、物によってはまだまだ品薄状態が続いておりますので、何とか年度内には購入し、各指定避難所へ配置したいと考えておるところでございます。

また、間仕切りにつきましては、収容人数分の数が平常時から避難所に保管されていること

が最もよい状況であります。いずれの施設も収納スペースには限りがあることから、可能な範囲で配置を行っていき、それを補うために製造メーカーと防災協定を締結して非常時に提供されるよう進めておりますので、御理解いただきたいと思っております。いわゆる購入はするんですけども、メーカーさんとかに保管していて、直ちに持ってきてくださいという取扱いをするということです。よろしくお願いいたします。

[9 番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 松野貴志君。

○9 番（松野貴志君） そうですね。備蓄品に関しましては、瑞穂市だけでなく全国各市町村が今取りそろえている準備に入っているということは理解はできます。しかしながら、もともとある、国の指針かどうか分かりませんが、必要なものが何なのかといったことをしっかりと検証してもらいたいと思っております。

これは私、全協の場でもお話をさせていただきましたが、今日の前にあるこのアクリル板ですね。これ清掃したことありますかというところです。設置はしてあります。しかし、清掃方法が分からない。大体一般の方々には、これらアクリル板を清掃する場合、手指消毒で使っているエタノールを使う方も非常に多いと聞いております。これは、清掃する例として言っております。ところが、今現在、飲食店さんやいろんな場所でビニールカーテンやアクリル板、またパーティションといったような仕切りが幾つも設置してあるのが見受けられます。果たしてこれ掃除してあるかどうか、疑問に思ったことありませんか。机や椅子、テーブル、また人が使用した食器類は当然、従来どおりの清掃法で掃除をされます。ところが、設置したアクリル板、またビニールカーテン、パーティション、ほとんど掃除はしていません。簡単に言えば、清掃方法が分からない。

アクリル板は、これ樹脂でございます。また備蓄、先ほどの防災関係の備蓄にもありましたフェースシールド、これも樹脂であります。樹脂に対してエタノールを使った場合、溶けます。あの白くなるというのが、まさにその現象です。ですから、飲食店とかいろんな場所でビニールカーテン、アクリル板を見て白くなっているところは、一応は清掃しておりますが正しい清掃法ではなく、手元にあるエタノール等を使って物品消毒をされてみえるというのが現状であります。逆に何も、設置したままきれいなままクリアな状態で設置してあるものについては、一切掃除はしてありません。これは、私ども医療・医薬品の関係者、また衛生材の関係者からも、多くの疑問が寄せられてきております。また一般の方々からも、どのように掃除していいのか、それらのことも多く連絡が入っております。

特に、避難所を開設する、恐らくこれは新型コロナの対策も併せての対応を検討されてみえると思っておりますけれども、その中で様々なものを設置した場合の清掃手順といったものも定めておかないと、誤った選択をするとプラスチックが溶け、ケミカルクラックという言葉がありま

す。いわゆる隙間がどんどん広がっていく。その隙間に細菌やウイルスが入り込んでいく。こうなってくると、奥に入っている細菌やウイルスはなかなか除菌できません。正しい清掃方法と手順をもって避難所開設に向けて対応を練っていただきたいというのも、私の中でもあります。

いずれにしても、備品関係を購入されるその中に、本当に必要なものが何かを考えていただきたいと思います。市民の皆様が安心できる環境を整えていただきたいと思っております。

それでは、最後の質問に移ります。

新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設について質問いたします。

新型コロナウイルス対策をまず考えるのであれば、密にならないこと、先ほど山本部長がおっしゃったとおり、ソーシャルディスタンスの構築をどうするかというところであります。これも前回の議会で質問が出ておりました。市は、避難所において収容人数を減らさざるを得ないという答弁でございますが、今、指定避難場所の収容人数は2万人程度でございます。新型コロナウイルス対策で収容人数などの程度がどれほどであるか想定してみえるか、まずお聞かせください。

また、政府から新型コロナウイルス感染症対策の避難所開設、運営訓練のガイドラインが示されておりますが、このガイドラインに沿った取組の進捗状況と、市独自の取組があればお聞かせください。

○議長（庄田昭人君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） まず、収容人員のことから御説明させていただきます。

現在2万人余ぐらいですが、このソーシャルディスタンスとかを保つためにシールド等各部屋を仕切るようなことをしていきますと、4分の1ぐらいに落ちていってしまうというふうに見込んでいます。そのため、世帯のほうには、遠方の方々と早く連絡を取り合って、外へ脱出することも考えてくださいというようなことも今広報ではさせていただいているところです。

避難所における新型コロナウイルス感染症の対策としましては、内閣府などから幾度か通知が発出されております。それを受けまして、岐阜県においては、岐阜県避難所運営ガイドライン（新型コロナウイルス感染症対策編）というものが作成されております。瑞穂市におきましては、そのガイドラインを参考にさせていただいて、従来からある瑞穂市避難所運営マニュアルの別冊として新型コロナウイルス感染症対策編というものを6月に作成させていただきました。議員の皆様や自治会長の皆様へ配付させていただいたとともに、概要版を広報「みずほ」7月号とともに配付させていただいております。

また、6月11日には、岐阜県と瑞穂市社会福祉協議会との連携がありまして、マニュアルに基づく現地訓練を老人福祉センターにおいて行いました。実際に受付事務や避難者の誘導などを体験するとともに、対応の難しさとか今後の課題などについて情報共有をしたところござ

います。

今後の予定としましては、今月26日をはじめとしまして、中学校区ごとの3回に分けて瑞穂市自治会連合会と連携した防災講演会というものを企画しております。この講演会の事業では、コロナ禍でありますので、お集まりいただく方を限定するために中学校区内の自治会長さんを対象としまして、岐阜大学内にある清流の国ぎふ防災・減災センターの村岡先生に避難所の受入体制などのお話に加えて、コロナ禍で必要となる対応についての講演をしていただくこととなっているものです。またその後、各避難所ごとになりますけれども、現地訓練を個々に行っていただく予定をしております。その際は、防災訓練講演会で聞かれたお話やマニュアルを踏まえた対応について、自治会長さんを中心に人数を絞って訓練を行っていただく予定をしております。独自性といいますか定番というふうに皆さん思われるかもしれませんが、そういう形で、地味ではございますが着実に積み重ねていきたいということで計画しているということでございます。よろしくお願いいたします。

〔9番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 松野貴志君。

○9番（松野貴志君） 地味でも結構でございます。着実にやっていただきたいと思っております。

様々な本日の質問の中に、いろいろと御答弁をいただきました。新型コロナウイルス対策も想定した防災訓練等は、本当に大変なことであります。ただでさえ、大地震や大雨といった避難所開設訓練でも新しい指針等を取り入れながらやっているわけでございますので、こういったウイルス対策を講じながらの避難所開設訓練、我々議員としても全力を挙げて協力をさせてもらおうと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

一言言い忘れましてので。消毒用エタノールにつきましては、先ほどの前回の質問で言おうと思ったんですが、これ避難所が開設された場合で物品消毒をしても、ノロウイルスは除去できません。これは当然御理解の上であろうかと思っておりますので、ノロウイルスを除去できるもの、特にO-157大腸菌といったものが避難所は非常に多く発生します。ある意味、コロナウイルスよりも数が多いと思われまして。それらについてはエタノールではなく違う除菌液、また消臭液等を活用していく。水溶性の除菌液というものは、こういったアクリル板やビニールカーテンの清掃にも使えます。これらは出ておりますよね、指針のほうで。そういったことも考えていただきまして備蓄等、また避難所開設訓練等で活用してもらいたいと思っております。

以上で私の質問を終わります。

○議長（庄田昭人君） 9番 松野貴志君の質問を終わります。

6番 森健治君の発言を許します。

森健治君。

○6番（森 健治君） 皆様、おはようございます。

議席番号6番、無所属の会、森健治でございます。

議長のお許しをいただきましたので、一般質問をこれより以下3点について質問させていただきます。

1点目は障害者施策について、2点目は災害対策と個人情報について、3点目は耕作放棄地についてです。なお、質問順位の変更をさせていただき、障害者施策についてから行います。よろしくお願いたします。

これよりは質問席において行わせていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは、まず1点目の障害者施策について、行政側のお考えを質問させていただきます。

新型コロナウイルスの影響で、多くの障害者就労事業所が生産収入減に見舞われ、利用者の生活に影を落としている。手がけた商品の販売機会の減少や業務受注先の企業の不振が原因で、公的支援も企業などに比べて乏しい。就労支援を縮小する事業所が出てくれば、障害者の働く機会が奪われかねず自立を阻んでしまう懸念が膨らみ、これは「コロナ禍、苦境に立たされた障害者事業所、公的支援も乏しく」との新聞記事の一文です。

このような状況の中、京都府と京都市では、新型コロナウイルス感染拡大に伴うイベント・外出自粛の影響で障害者就労支援施設で売上げが減り、運営が厳しくなったり、工賃の減額などの事態が起こっている対策として、障害者団体などが求めていた工賃が減少したケースなどに助成する制度を創設いたしました。

対象となる就労施設でございますが、A型とB型がございまして、給料をもらいながら利用するA型、通所して授産的活動、要するに工賃仕事でございますけれども、それをして行うB型と2通りあると承知しておりますが、就労継続支援B型の事業所で感染拡大の影響で生産活動収入が減少し工賃の支払いが困難な場合に工賃に助成するものであり、就労継続支援A型事業所は、利用者が雇用契約を結んでいるため雇用調整助成金制度が利用できるため対象とならなかったとのことです。

もとより国からは、新型コロナウイルス感染症への対応に伴う就労系障害福祉サービスにおける柔軟な取扱いとして、就労継続支援A型の賃金支払いにおいて生産活動収入の減少が見込まれるときに、災害・その他やむを得ない理由がある場合とみなして自立支援給付費を充てることを可能とし、また、就労継続支援B型の工賃支払いについても、新型コロナウイルス感染症への対応によりやむを得ない場合には自立支援給付費を充てることを可能といたしました。

そもそも自立支援給付費とは、障害福祉サービスの運営費、あるいは障害者・利用者の方々を支援する職員の人件費や事業の運営費に充てるべきものであります。これを利用者の賃金や工賃に充ててしまえば、そこで働く職員の給与が低くなってしまい、またその低くなってしまった職員の給与を雇用調整助成金制度で補填するといった悪循環に陥っていると考えます。

そして、厚生労働省による令和2年度第2次補正予算において、生産活動活性化支援事業として1事業所当たり一時金として最大50万円を生産活動の再起に向けて助成するとなっておりますが、減少額に比して助成額があまりにも低額であり、かつ支援要件のハードルも高く、また工賃に直接補填できない点から、十分な対策とは言えないと考えます。さらに、就労継続支援A型・B型に限定されており、生産活動に取り組む生活介護、地域活動支援センター等は対象外となっております。

以上のような現状を鑑み、以下4点についてお尋ねいたします。

まず1点目に、瑞穂市内の福祉サービス事業所において現状と、事業所得等からの相談があればお聞かせください。

○議長（庄田昭人君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） 改めまして、おはようございます。

ただいまの森議員の御質問にお答えをさせていただきます。

ただいま森議員からは、大変示唆に富んだ御指摘をいただきまして誠にありがとうございます。その中の障害者就労支援の現状につきまして、まずは障害者の就労支援のサービスとして議員御指摘のとおり、就労継続支援のA型・B型、一般企業での就労が難しい方に、支援を受けながら就労する場所の提供や知識や能力を向上させる訓練を行うもの、この中で雇用契約を締結するA型と雇用契約を締結しないB型というものがございます。また、就労移行支援と申しまして、一般企業での就労希望の方に必要な知識・能力向上の訓練を行う、そういったサービスもございます。またその後、就労定着支援と申しまして、一般就労に移行した方に対して生活面の課題に対応できるよう企業や自宅を訪問して支援を行うという、主に4つのサービスがございます。

現在、市内には就労継続支援A型事業所が2か所、就労継続支援B型事業所が7か所ございます。例えば、社協の豊住園、すみれの家も就労継続支援B型ということになります。

そこで利用状況というところでございますが、就労継続支援A型・B型は年度ごとに利用者としては右肩上がりが増えておりまして、平成30年度と令和元年度とを比較すると33人の増となっておりまして、また、就労移行支援も利用者が微増しております。就労継続支援と同様に比較いたしますと、3人の増となっております。また、就労定着支援につきましては前年度までは利用がございませんでしたが、今年度は若干の利用実績があると聞いております。

こうしたことを踏まえまして、障害者の就労機会の確保、就労収入の増加による地域での自立した生活が送れるよう、今後ともサービス提供に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

[6番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 森健治君。

○6番（森 健治君） ありがとうございます。

A型、B型ともに、関わっていらっしゃる方が増加傾向であるということをお聞きいたしました。そういう形で、行政側としても頑張って支援をしていただきたいというふうに思います。

では2点目に、障害者が指導員の援助の下、調理、洗濯等日常生活における必要な訓練を行うことにより、社会における自立の促進を図り社会参加を目指すための施設、瑞穂市障害者生活訓練場ふれあいホームみずほがあるんだと思いますが、についてお尋ねいたします。

訓練内容は環境適応訓練、食事・入浴及び宿泊の訓練、食材調達・炊事・洗濯及び掃除の訓練、共同生活において相互交流をする訓練、その他日常生活に必要な訓練です。現状では、宿泊の訓練は週に2回程度ということであり、保護者、特に御家族の皆様からは、親が亡くなられた後の御心配から、安定して総合的な日常生活訓練ができる公設民営施設の切望をお聞きしています。御見解をお尋ねいたします。

○議長（庄田昭人君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） 続きまして森議員の御質問にお答えをさせていただきます。

ただいまお話をいただきました生活訓練場ふれあいホームみずほの現状につきましては、議員お見込みのとおりでございます。しかも、障害者の保護者の方が、自身の高齢または死亡によりお子様の面倒が見られなくなったときについて不安を抱えておられるということにつきましては、様々な機会を通じまして伺っておるところでございます。この状況は、今年度策定中の障がい者総合支援プランの策定に当たって実施をいたしました障がい者のくらしに関するアンケート調査においても、特に知的障害者の方にその不安が大きいことが分かりました。また、将来過ごしたい場所としてグループホームを希望しておられる方が多いということも伺うことができました。

しかしながら、議員も御指摘のとおり、市としてそういった施設の建設・整備を直接行う、いわゆる直営で行うことについてはなかなか難しいと考えております。そこで、市で一案でございますが、市で用地を準備し、そこへ民間に施設建設及び運営の実施をしていただくというようなことは可能と考えまして、現在、現実にそういったことができないか、研究・検討を始めているところでございます。

具体的には、ここ二、三年のうちで用地を選定・準備いたしまして、その間に事業運営のできる法人を探してまいりたいというふうに考えております。こうした考え方がまとまり次第、まためどができ次第、現在策定中の障がい者総合支援プランに登載するとともに、具体的な施設整備プランへの作成というところへ入っていきたいと考えております。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 森健治君。

○6番（森 健治君） ありがとうございます。

将来に向けて土地の取得、それから建物は一般の企業体、そういう形での対応を考えていらっしゃるということで、対応が皆無でないことに少し安心をいたしました。

続いて、部長がおっしゃられました3点目に、瑞穂市障がい者総合支援プランについてでございますけれども、瑞穂市では市の計画的な障害福祉施設の運営を図るため、次期、令和3年から5年度の瑞穂市障がい者総合支援プラン、障害者計画・障害者福祉計画及び障害児福祉計画が今年度策定されますが、今期の成果と達成できなかった点についてお尋ねいたします。また、次期の策定において新しく取り組まれるプランがございましたら、併せてお聞かせください。

○議長（庄田昭人君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） 続きましてお答えをさせていただきます。

議員御指摘のとおり、当市の障がい者総合支援プランにつきましては、以下の3つの計画から成り立っております。

第1に障害者計画というものがございます。これは、障害者の現況等を踏まえた障害者の施策に関する基本計画ということになります。具体的には、保健・医療、福祉、教育、まちづくり、雇用・就業など多岐の分野にわたって市が実施すべき施策の実施計画・目標等を明記するものでございます。この中で既に実施しているもの、未完了のものが確かにございまして、代表的なもののみ説明をさせていただきます。

まず未達成の課題でございしますが、基幹相談支援センター、あるいは地域生活支援拠点の整備といったところでございます。また、障害者の権利擁護、成年後見制度等々の拠点整備でございしますが、こういったことについても未完了でございします。したがって、現在策定中の計画期間中に達成もしくは前進となるように次期計画に明記をし、取り組む所存でございします。

また、達成できたものにつきましては、手話奉仕員の養成講座の開催でありますとか、災害時の支援、支援バンダナというものを作成・配付をしました。また、防災のほうとの協働で避難行動要支援者名簿の作成・配付ということも行っております。また、差別の解消事業にも取り組みまして、職員や市民の方への講演会の実施等での啓発を行っております。今後そういったところについても事業の見直し改善などを進めながら継続していきたいと考えております。

2つ目が、似たような名前でございますが、障害福祉計画というのがございます。これは、具体的な生活支援を中心としたサービスの数値目標の設定を趣旨としたものでございます。今回は成果目標として設定した項目に限ってお話をいたしますと、例えば福祉施設の入所の方が地域生活で帰ってくる、移行についてということにつきましてはなかなか難しい問題がございまして、現状では達成できておりません。また、達成できたことにつきましては、市内の中で保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置ということでございますが、これについて自立支援協議会というのを組織いたしまして、それぞれ専門部会を設置して活動しております。

それから、先ほどの障害者計画のところでも少し触れましたが、地域生活支援拠点の整備でございます。これは読んで字のごとくでございますが、障害者の生活の拠点になるようなところというところでございますが、これについては、残念ながら今年度中の整備は困難というふうに考えております。しかし、来年度以降、相談支援センターの整備を手始めに、整備に向けた事務の精査、関係機関との調整を図る所存でございます。

また、先ほどの福祉施設から一般就労への移行についてでございますが、これについても移行者につきましてそれぞれ目標値があるために、その実現に向けてサービス提供、就労支援に努めてまいりたいというふうに考えております。

最後の3つ目は、障害児、お子様の障害の福祉計画でございますが、これは児童における障害サービスの具体的な数値目標の設定を趣旨としたものでございます。こちら成果目標に限ってお話をさせていただきますと、まず児童発達支援センターの設置につきましては、岐阜市に岐阜地域児童発達支援センター組合として運営いたしますポッポの家というのがございます。今後ともここを積極的に利用を図っていきたいというふうに考えております。ここは、いわゆる医療型というところでございます。また、令和2年度に、今年度、市内に児童発達支援事業所、横屋のところですが、タチアオイの教室というのが1か所開設をされてみえます。また、保育所の訪問支援等々の充実につきましては現在も利用可能となっておりますが、さらに制度の周知、利用促進を図ってまいりたいというふうに考えております。さらに重度心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの整備、あるいは医療的ケア児の支援のための関係機関の協議の場というものにつきまして、自立支援協議会を中心として専門部会等と、あるいは関係機関と連携しながら、今後もそういったことの設置・整備に向けて進んでまいりたいと考えております。以上でございます。

[6番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 森健治君。

○6番（森 健治君） ありがとうございます。

私もまだ入り口に立ったばかりでございますので、一生懸命勉強して障害者のための知識を深めてまいります。行政側としてももしっかり対応していただいていることでございますので、よろしく願いいたします。

最後に4点目になりますけれども、新型コロナウイルスの影響により、冒頭でも少し申し上げましたが、イベントが中止となったり事業所で生産活動が減収となって、作業収入がいつ回復するのか見通しが持てないという声をお聞きいたしますが、瑞穂市独自の就労継続支援事業所の生産活動の再起に向けて必要となる費用などについて支援と、障害者の働く場所及び利用者の賃金及び工賃の確保を図るための支援についてのお考えをお尋ねいたします。

○議長（庄田昭人君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） 続いてお答えをさせていただきます。

議員御指摘のとおり、就労継続支援A型・B型事業所におきましては、この新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、賃金あるいは工賃等が減少した場合の支援策ということが大変重要視をされているところでございます。

議員御指摘の支援につきましても、障害者の生活を維持・保障していくものとして大変有効であるというふうには考えております。しかしながら、実行となりますとまだまだ問題も多くございまして、例えば仮に支援策を実施するとしますと、市内の事業者だけでなく市外の事業者を利用してみえる瑞穂市の方についての考慮をどうするべきか。また、支援金額の設定であるとか支援期間、支援方法、財源など、検討すべき課題がまだまだ多くございます。したがって、この支援策につきましても国や県の支援策については追従をいたしますが、市独自のことにしましては、今後の新型コロナウイルス感染症の拡大状況、あるいは近隣自治体の動向、事業者の状況などをさらに精査をいたしまして、今後の課題とさせていただきますと考えております。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 森健治君。

○6番（森 健治君） ありがとうございます。

なかなかすぐには難しいという御意見でしたけれども、周りの状況を見ながら、ぜひとも対応していただければというふうに思います。

続いて、先般セミナーでお聞きした災害対策と個人情報の取扱いについてお尋ねいたします。

東日本大震災、この間の11日で9年半が経過いたしました。安否確認という命がかかっている状況でも個人情報の取扱いに慎重になり、自治体はほとんど外部提供しなかった。一方、南相馬市は、災害安否確認とは異なる目的で保有する障害者手帳情報について、災害を理由に第三者提供や目的外利用できるかどうかを検証し、最終的には第三者提供を実施したというお話を聞きました。比較はできないのでなかなか難しいことではありますが、そのことによって被害軽減をできたというふうに考えられるとおっしゃっていました。

震災以降、2013年6月に災害対策基本法が改正され、市町村は避難行動要支援者名簿の作成を義務化いたしました。災害時には避難支援者等関係者には名簿情報を提供できるというふううたわれていますが、市町村によって条例により独自の判断を尊重するということになっておりまして、瑞穂市についてはどのような対応をされるのかお聞きしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 森健治議員の御質問にお答えをさせていただきます。

質問の趣旨は、避難行動要支援者名簿の作成の状況だとか、それから運用の状況、瑞穂市はどんな状況になっているのかというところだと思います。

議員の御指摘のとおり、平成25年6月の災害対策基本法の改正によりまして、市町村には避難行動要支援者名簿の作成が義務づけられております。この改正の趣旨は、議員言われたように東日本大震災における死者数の約6割が高齢者であったことや、障害者等の災害弱者の死亡率がその他の方々の死亡率に比べて約2倍になったことを教訓に、個人情報保護との整合性を保ちつつ、非常時から避難行動に対して支援が必要と考える方々の名簿を整備することにあります。

名簿の整備方法につきましては、災害対策基本法及び内閣府より示されました避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針に基づき、対象となる方の住所・氏名などの記載すべき情報を定期的に住民基本台帳から取得し、名簿を更新しております。毎月25日に名簿の更新を行い、新規対象者に対して同意確認書を送付しております。

この対象になった方々に、まずは送るんですね。同意確認書等を送ります。私の情報を関係者の方々に有事のときには出していいですかということで、いいですよと言った方が返事もらったものをまたリストアップして作っていくという整備をしていくわけですね。

また、名簿の提供方法につきましては、整備方法と同様に災害対策基本法及び内閣府より示された避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針に基づいております。新たに名簿に掲載されることとなった御本人様には、消防署とか警察署、あと民生・児童委員さんなどの避難支援等を行う関係者の求めに応じて名簿を提供することに対して同意されるか否かを伺っており、同意される方については、関係者の求めがあれば同意された方だけの名簿を作成し、提供しておるということでございます。

令和2年4月25日現在での状況としましては、名簿掲載者6,666人でございます。この名簿掲載者というのは、まず住民情報から条件に当てはまる方を6,666人抽出します。このうち名簿掲載を同意されなかった方が1,540名見えます。掲載か否かの意思表示をされなかった方が1,345人も見えます。よって、この合わせた2,885名の方の氏名等は情報提供されません。名簿が提供されている方は、その6,666から引いた3,781名ということになります。また、民生・児童委員さんからの請求がないと提供できませんので、このような状況ですので、民生・児童委員の方々が確認されたとき掲載されていない方も存在するという状況があります。

別の話になりますけれども、民生・児童委員さんの方には見守り用名簿というのが別のルートから行っています。これは別の法律があるんですけども、そちらのほうで65歳以上の独り暮らしの方、65歳以上の方のみで構成されている世帯の方に関しては出ているんですね。ですから、民生・児童委員さんの持っている方のほうの名簿が多いということになります。ですから、民生・児童委員さんのほうは、あの方掲載されていないけどおかしいなと思っているというのが現状だということになるということです。

なお、災害発生時または発生するおそれがある場合には、御本人の同意に関係なく提供する

ことができることとされております。よって、平常時は提供同意が3,781名でございますが、災害時にあつては全員の6,666名ということになるということです。

瑞穂市におきましては、平成29年度より避難行動要支援者名簿制度の運用を開始しております。個人情報の取扱いに関しましては、避難行動要支援者名簿を提供した避難者支援等関係者に対しましては災害対策基本法によって守秘義務が課されておりますので、登録していただいた個人情報に関しては避難行動要支援者制度の目的以外には使用できないということにはなっておりますので、御理解願いたいと思います。

ちょっと別の話になりますけれども、この先ほど登録がなかった、平常時には登録がないという方々、いいですよと言われた方と回答がなかった方ですよね。この方々をどうするかです。地域コミュニティーの形成に瑞穂市では今、力を入れております。自治会での絆を強くしていただいて、地域の方がお互いをよく知っている顔見知りの状況ができていれば、何よりも強い要支援の行動につながっていくと考えております。災害対策基本法に基づく避難行動要支援者名簿の適正な運用と並行しながら、自治会活動を通した近所のつながりが強い自治会となるよう御協力をお願いいたしたいと思います。自助・共助・公助に加え、共助の中に近くの方を助けるという「近助」という概念も加えていただければありがたいなというふうに思っております。以上で答弁とさせていただきます。

[6番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 森健治君。

○6番（森 健治君） ありがとうございます。

なかなか個人情報の兼ね合いもあつて、情報を提供するというのが難しい御本人たちもいらっしゃるということをお聞きいたしました。

私が住んでいる地域においても、民生委員が1人から2人に増えました。自治会は2つに分かれているんですけども、なかなか今部長がおっしゃったように、隣近所の付き合いが希薄になってきて、どういう状況なのか把握できないという方が非常に多うございます。そういう形で民生委員の方だけではなく、福祉協力員、自治会長も含めてですけども、多くの方にそういう近助といいますか見守りみたいな形で活動するように、私も伝えて進めていきたいというふうに考えております。

それでは次に質問を移らせていただきますけれども、今、農業者の高齢化や若者の農業離れなどによって耕作放棄地が増えています。耕作放棄地とは、もう耕作されていないが、過去に作物を育てられていた土地のことを指します。農林水産省では、耕作放棄地を以前耕作していた土地で過去1年以上耕作せず、しかもこの数年の間に再び耕作する意思のない土地と定義しています。2017年に発表した荒廃農地の現状と対策についてによると、耕作放棄地の面積は年々増加しており、1975年の13万1,000ヘクタールから2015年に42万3,000ヘクタールとなって

います。40年の間に約3倍増えている状況でございます。

耕作放棄地の増加はかなり深刻な、私の地域でも状況です。そこで、以下の質問をさせていただきます。

現在、市では耕作放棄地の確認調査をされているのかお尋ねいたします。あわせて、その現状等対応についてお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（庄田昭人君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 森議員の御質問にお答えいたします。

農地の利用状況調査につきましては、農地法に基づき瑞穂市農業委員会において毎年1回市内農地を調査しておるところでございます。これは、「広報みずほ」8月号でもお知らせしておりますが、農地パトロールと言われる調査であり、地域の農地利用の確認、遊休農地の実態調査、違反転用の発生防止・早期発見を目的とするものであります。この農地パトロールは毎年8月から実施し、当市におきましては農業委員会の農地利用最適化推進委員と農業委員が連携し調査を行っております。今年度におきましても、農地利用最適化推進委員が調査した結果が農業委員会事務局に報告され、現在事務局においてその取りまとめを行っているところでございます。

今申し上げましたその結果はまだ取りまとめておる段階であります。今年度は昨年度より筆数、面積とも増加している状況でございます。今後は9月末までに遊休農地の耕作者に対し適正に管理するよう通知し、その後、農業委員会農地部会において現地確認後、改善されていない農地の所有者に対し、再度通知する予定となっております。

草が繁茂しているなど、近隣住民あるいは自治会などからその要請を受けた場合は、現地を確認後、適正に農地が管理されていないような場合は随時、所有者または耕作者に適正に管理するよう市から通知をしております。今後も農業委員、農地利用最適化推進委員と連携し、農地の遊休化を未然に防止してまいりたいと考えております。

〔6番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 森健治君。

○6番（森 健治君） 耕作放棄地については、市側からそういう形で対応をしていただいている。それでも現状を見ていると、なかなか市の要請に基づいて対応していただけるというのは少ないかも分かりませんが、引き続きそういう形でパトロール等要望を出し続けていただきたいと思いますというふうに、少しでも耕作放棄地がなくなるような形で対応していくことが必要だというふうに考えます。

それでは最後になりますが、関連して耕作放棄地を、要するに農業ファームに耕作依頼をされている田についても害虫や雑草が発生し、周囲の農地の作物にも被害が及んでいます。全てではありませんが、特にあぜを含む田、畑、周囲の草刈りをしないまま放置されているところ

が多くあります。車の通行時、見通しが悪く、周囲の景観にも悪影響です。一旦、今まで自分で耕作していて第三者に委託した場合、全てくろ周りの田んぼ周辺の管理を行っている状況をよく見ます。ある地域では草刈り代として費用をもらって代行しているところもありますが、全ての地主さんではございません。これはある程度、その地主、土地所有者のモラルの問題でもありますしなかなか難しい問題かも知れませんが、地主もしくは委託先への草刈り要請の対応は可能かどうか、個々の判断になってしまうかも知れませんが、市側のその見解だけちょっとお聞きしたいと思います。お願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） ただいま御質問のあぜ草の管理につきましては、瑞穂市農業委員会において農地等の利用の最適化の推進に関する指針を定めており、担い手への農地利用の集積・集約化に向けた推進を図っており、農地の利用調整と利用権設定について、農業者の高齢化により利用権設定が増加傾向にあることを考慮し、畦畔の管理は担い手等の耕作者が無償で行うことを原則としておりますが、地域の実情を考慮し、双方協議の上決定していただいているというのが現状でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 森健治君。

○6番（森 健治君） ありがとうございます。

これもなかなか道徳といいますかモラルの問題も絡んでくることですし、根強くそういう形で田んぼの所有者並びに農業ファーム等の耕作をしていらっしゃる方、その方にアピールをするより、なかなか対応が難しいかなというふうに感じました。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（庄田昭人君） 6番 森健治君の質問を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩いたします。再開は10時50分からとさせていただきます。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時50分

○議長（庄田昭人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番 馬淵ひろし君の発言を許します。

馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） 議席番号8番、新生クラブの馬淵ひろしです。

議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問のほうをさせていただきます。

平成24年4月1日より、本市ではまちづくり基本条例が施行されました。

前文には、瑞穂市民一人一人がまちづくりの主役です。私たちは基本的人権を尊重し、将来

に魅力がある、誰もが住みたくなるまちを目指し、市民参画による協働のまちづくりを進めるため、この条例を制定しますと定められています。

また、第1条では、この条例は、本市におけるまちづくりについて、その基本理念を明らかにするとともに、市民、市議会及び市長をはじめとする市の執行機関のそれぞれの役割を明確にし、市民が主体の市民参画による協働のまちづくりを推進することを目的としますと規定をされています。

また、第2条には、協働という言葉の定義として、地域又は社会の課題の解決を図るため、市民が相互に、又は市民、市議会及び市の執行機関がともに、お互いの立場を尊重し、かつ、信頼し、協力して取り組むことをいいますとされています。

また、平成28年3月に策定された第2次総合計画でも、誰もが夢を描けるまち瑞穂を掲げ、共通目標に協働を掲げています。

本日の一般質問は、瑞穂市まちづくり基本条例と、第2次総合計画に規定される市民協働のまちづくりの推進について、大きく2つのテーマで一般質問をさせていただきます。

1つ目は、市民参画による協働のまちづくりについて、2つ目は、市民協働で進める公共下水道整備についてでございます。

市民参画による協働のまちづくりは、まず市民に情報を共有し、互いの立場を尊重して協力して取り組むことで地域の力を高め、市民協働から市民協創へ、森市長の進める具体的なまちづくりについて御質問をさせていただきます。

個別の質問については質問席にて行わせていただきます。

まず初めに、まちづくり基本条例第7条の2項、市長の責務という欄でございますが、市長は、毎年度、市政運営の方針を明らかにするとともに、その達成状況を市民及び市議会に説明します。また、同条例第14条、市の執行機関は、市民に対し市政に関する事項を説明する責務を果たさなければなりませんと規定をされています。

平成25年5月21日、22日にこの規定に基づいて、初めての市の執行部主催で行政報告会が開催をされております。市民協働を深めていくためには、市の方向性、現在進めている施策等について市民に説明をし、情報を共有すること、また市民から意見を聞く、市民と執行部が意見交換をする、こうした市政に関心を持っていただける機会を増やしていくことが重要だと考えております。

そこでお尋ねをいたします。市民に分かりやすく市政を報告する、事業を説明する行政報告会を開催する予定があるのでしょうか、御質問させていただきます。

○議長（庄田昭人君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 馬淵ひろし議員の御質問にお答えさせていただきます。

行政報告会に関する御質問です。

以前は、行政報告会として、その年度の事業説明と予算額等について「わかりやすい予算書」を使いまして、広く市民に呼びかけ、参加された市民の方へ説明会を実施しておりました。

市民協働安全課というものは、まちづくり基本条例に基づいて組織の体制をしたということで作られました。自治会長さんと多くお話をする機会が多くなりました。そこでかなり自治会の運営について苦慮してみえるということも多く意見を聞かせてもらっていました。

それで、自治会の課題解決や校区づくりのほうに重点を置いたということで、ワークショップをやったりということで事業を展開しております。そういう形で従来の行政報告会はなかなか難しいんですけども、そういうスタイルに変えてきたという経緯はあるということでございます。

わかりやすい予算書についてですが、これは年度当初に「広報みずほ」とともに配付をさせていただいております。このわかりやすい予算書を何とか改訂をして、よいものにできないかということを今考えております。市長の施政方針、市政の運営方針とか将来ビジョン、そのビジョンに向けた取組と、それに相まった予算概要をまとめたものに改訂できないかというふうに今考えているところです。

市民への説明の場につきましては、まずは自治会連合会役員会で説明をさせていただいて、小学校区単位で開催しております自治連合会、自治会連絡会というのがございます。説明希望を受けまして、そちらのほうでも説明をさせていただくというスタイルに来年度から変えていけないかなあということ今進めておるところです。

市長の市政運営方針を含めた予算概要をまとめたものは、わかりやすい予算書と同じように各世帯に配付できるよう進めたいと考えております。よろしく願いいたします。

〔8番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） ただいまの御答弁では、各全体で行う行政報告会から各自治会の運営に特化をして、そちらのほうで説明をしていくということで今現在行っているというふうにお聞きをさせていただきました。

各自治会への説明の中に、そのわかりやすい予算書に基づいた市政の運営だとかということが、恐らく含まれていないんじゃないかというふうに私は思っております。市が全体として進めていく計画につきましては、ぜひとも市民の皆様は情報を共有して、本当に市民が求める政策であるのか、そういったものを明らかにしていく必要があるというふうに考えておまして、こうしたタウンミーティングとか自治会校区連合会さんとの話合いというようなことがあります。そちらのほうでちょっとこちら再質問をさせていただくんですが、自治会連合会さんとの話合いの中で、そういったわかりやすい予算書を基に、市の政策等全体に関わることにして意見聴取や説明などをする予定があるのか、それは関連の質問でさせていただきます。

○議長（庄田昭人君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 現段階におきましては、当市の施政方針が決まり、また予算が決まった段階でお話ししておりますので、そこまでの事前段階のということは意見聴取という形はないです。

私どもは今校区を全て固めたいと思っています。いろんなことが自治会単位では非常に状況がづらいということが、いっぱい課題を抱えています。ですから、校区を集まっていただきたい、校区を固めたい、校区で情報を下ろして校区から組織が固まっていくように、下へ下りていくようにということで、いろんな形をまた校区単位でしていきたいと思います。

皆さん、ちょっと分かりますか、名古屋市とか大きな区は「区」というものがあるんですよね。区単位です。区というものに何が該当するのかなあ。人口がどんどん増えていきますと、区というまとまりができるんですよね。それは自治会が1つではなかなか難しい問題を校区という、瑞穂に例えれば校区という形でまとめていくというのも一つの手法かと思います。そういう形で防災や福祉のところをサポートできるような区が、まあ校区ですね、ができるといいなあということで施策を今進めているということです。

なかなか理想の協働のところには少しまだ遠いかもしれませんけれども、そういう形で少しずつ動いていければいいかなあというふうに考えておるといことです。また、発展してきましたら区のほう、校区単位から意見が市に上がるという形が理想なんではないかなあというふうに思っています。よろしく願いいたします。

〔8番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） 今、企画部長がおっしゃられたことは非常に私の目指すべきまちの形だというふうに思っております。市民協働という形では市民のほうから声を上げていただいて、こういうふうにしたらいんじゃないか、もちろん市に頼るだけでなく、住民の方がどうそれに関わっていけるかという観点が大事かというふうに思います。

ただ、校区単位となりますと、校区単位で活動するに当たっては、例えばの話ですが、公共下水道の整備なんかは後ほど質問をさせていただきますが、各校区でしっかりと意思統一をしていただいて、市全体に関わる政策については、その場でもしっかりと議題ないしは説明の場を設けていただいて意見を聴取するように、ぜひ市のほうからも働きかけていただきたいというふうに思っております。

次の質問に移らせていただきますが、今ここにちょっと古い新聞、といっても去年の新聞ですが、2019年6月27日に市長が就任のインタビューということで岐阜新聞のほうにされた記事を持ってきました。この中で、市長はこれから98ある全ての自治会を訪問するなどして市民から意見を聞いたり、私の考えを説明する場を設けたいというふうなインタビューで答えをされ

ております。また、令和元年6月議会の私の一般質問の答弁でも、自治会でタウンミーティングを行って地域の声を聴き、地域の課題解決をしていくことで地域の力を高めていきたいというような答弁をされておられます。

そこでお尋ねをいたしますが、このようなタウンミーティングの場を、現在までどのぐらい設けてきているのか、また今後どのように市民の声を聴いていく場を設けていく予定があるのか、お聞きをさせていただきます。

○議長（庄田昭人君） 森市長。

○市長（森 和之君） 馬淵議員の御質問にお答えをさせていただきます。以前にも同様な御質問をいただいております。今回はもう少し詳しくお答えをさせていただきます。

新聞については、記者の質問に答えるような形でしておるもので、その質問が、まちを二分した選挙であり、1,739票差をどう受け止めているのかというようなことを尋ねられ、答えております。新聞記事は要約されたものでありますので、今回の選挙はまちを二分するような結果となり今後の市政運営を心配しているとした上で、市内に98自治会があり、機会があれば訪問するなど地域の皆さんの御意見をお聞きしたり、私がお約束をしたことなどを理解していただきたいということを述べております。

この98ある自治会というのは、現在では97となっておりますが、全ての自治会へこちらから訪問することをお約束したというような意味ではございません。例えば夏祭りや敬老会、自治会の総会、防災訓練などに呼んでいただいたときに、地域の皆さんの御意見をお伺いする、あるいは時間を取っていただければ、市政報告なども簡単にお話ができるようなことを思っております。自治会から呼ばれていないのに、こちらから押しかけていくということもなかなか難しいところでもあります。

今、先ほど企画部長からも答弁しておりますが、自治会長さんたちは地域づくりの会議をやっておられ、とてもお忙しいさなかということもあります。希望があったところへこちらからぜひとも伺い説明をしたいというようなそんな姿勢を持っております。

今年は、コロナウイルス感染症の影響で自治会の行事もなく、8月には自治会連合会の会議に出席させていただいたのが初めてになります。そしてその後、7校区の自治会連絡会のほうにも伺い、地域の方々、自治会長さんの御意見を伺いました。また、駅周辺の区長、自治会長さんで構成する駅前の整備検討委員会や公共下水道事業の地権者説明会にも伺いました。これから、各自治会単位で公共下水道事業の説明会などにも積極的に時間が許す限り、参加といたしますか、訪問させていただきたいと考えております。

ただ1点だけ、御挨拶だけして帰って行ってしまったということも言われます。ほかに公務がある場合は、そうしなければならないこともあります。また、今校区で行っておりますタウンミーティング、ワークショップなどでも、ワールドカフェ方式などで行われる場合には、い

つまでも私がそこにおいて自由な意見が言えないというような声も聞いておりますので、その辺りについても御理解をいただきたいということを思っております。以上で答弁とさせていただきます。

〔8 番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 馬淵ひろし君。

○8 番（馬淵ひろし君） ただいま市長のほうから、今御説明がありました。市民の声を丁寧に聴いていきたいと、いろんな御意見を伺って市政を進めていきたいというお気持ちは非常に伝わりまして、ぜひそのような形で進めていただきたいと思ひますし、意見交換等のことは、98、今97という自治会の中で個別に聞いていくということも非常に有効ではありますが、非常に実施するのが難しいということも理解はできますので、校区単位でのタウンミーティングというものを、非常に充実をしてやっていただきたいと。そこで地域の課題を掘り、聞いてくる、ないしは市が進めようとしている施策について理解をしていただきたいというような姿勢で臨んでいただきまして、市長がもちろん直接話を聞いていただくのが一番いいかとは思ひますが、担当されている職員の皆さんにもぜひたくさん参加をしていただき、市民の皆さんからの声を丹念に聴いていただきたい、それを政策に反映をしていただきたいということをお願いさせていただくところであります。

続きまして、森市長がまた後援会の活動として有権者のほうに配布をされたリーフレットがあります。そのリーフレットにもありますし、また市長に就任されてから担当部局に指示をするために作成をされた健幸都市みずほマニフェストという資料の⑥に「地域運営市民と行政が拓く協創と連携のまち」というタイトルの中の36番に、市民提案制度の創設というものがございます。こちらのほうの市民提案制度の創設というふうにはありますが、市長に就任されて1年少したちましたところで、どのような制度をお考えで、またどのような現在推進状況であるのか、またいつまでに創設することができそうかというようなことをお聞きしたいと思ひます。

○議長（庄田昭人君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 御質問にありました地域運営市民というものですけれども、これに関しましては、私どもは校区の自治会連合会をイメージしております。防災や福祉の面より、校区のまとまりが形成できるよう、市は企画部市民協働安全課が自治会を支援し、校区単位のまとまりができるよう支援しているところでございます。

その校区連合地域の皆さんが、課題解決に向けた事業やその校区での特殊性を生かした事業を自分たちで考え、計画し、実行していく。そのような活動に対して、事業企画の支援や補助等をしていくということが考えられると思ひます。このような姿が、「地域運営市民と行政が拓く協創と連携のまち」というイメージと思ひます。

例を挙げさせてもらいますが、本田自治会連合会におきましては、ハリヨが住む環境を守る

ということで、地域の宝物であるきれいな水辺環境を子供たちと学習し、ハリヨが生息する環境を守る事業を計画されました。この事業企画においては、市民協働安全課で事業企画の支援をさせていただいております。残念ながら、今回の新型コロナウイルスの影響で事業は中止となってしまいましたが、これは地域運営市民と、いわゆる校区の方々と行政が開く協創と連携のまちの一つの事例ではないかと思っています。

現在、市は校区連合会がまとまるように働きかけております。まずは体育活動機能や防災活動機能、また地区社会福祉協議会としての第2層協議体機能を持つ校区連合を設立することが先決でございます。

いつまでに創設することができるかとの御質問でございますが、各校区の事情はまちまちなんです。その校区に合わせた形成ステップごとの作業を通じて進めていきますので、しばらくは時間がかかると思っております。自治会や校区連合会の方に寄り添って支援をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

〔8番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） ただいまの御答弁でございますが、校区を中心にやっていくということには変わりはないということでございますが、ハリヨの保護という例を挙げさせていただきましたけれども、そういった声が上がってきて自主的に市民の方がやっていただく、それを行政が支えるということについては非常にいいことだと思いますけれども、なかなか校区で何かをやり始めたいと思ってもやりにくいという、だからそういう事例のほうが少ないのではないかとこのように感じておまして、やはり何かを進めていくには人、事務局機能といったほうがいいんでしょうかね、人、そしてあと場所、あとはお金、そういったものの支援を行政が提示をして、その後で市民の皆さんが、せつかく市がこうやって応援するから、長年の懸案だった地域の課題を解決するために動こうという動きになる。卵が先か鶏が先かかも分かりませんが、校区を導いていくというか、校区をしっかりとまとめて、今、市民協創という理念を抱えていらっしゃると思いますが進められるというふうですので、ぜひそういったことを御検討いただきたいと思いますが、いかがでしょう。

○議長（庄田昭人君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 「地域運営市民と行政が拓く協創と連携のまち」、イメージとしては校区の小中学校単位でということですよ。

いろんな自治会で問題が出ています。ですけど、その問題を解決すると隣の自治会が、うーん、これは困ったなという話になったりとかいろいろあるんですね。ある程度、校区単位で事を解決していくということが大切なのかなあと思っています。

また、多くの子供さんがいる自治会と、お年寄りの方が多いい自治会があります。子供会活動

で悩んだりだとか、老人会のクラブ活動で悩んだりとか、そういうことがあります。やはりある程度のスケールを持ったところで課題を解決していくということが、解決する方々も多くなり、マンパワーが出てくるということもあります。そういう形で今、校区というイメージです。

今、議員が言われたように、校区のほうの活動を支えながら、同じようにこの市民協創という形のほうに向かっていきたいと思っておりますので、その考え方としては議員さんと同じ、馬淵議員と同じでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

〔8番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） 再質問でありましたが御答弁をいただきまして、校区で進めていきたいということですが、今も山本企画部長がおっしゃられたように、地域は地域で違う課題を抱えていると、また構成メンバーも違う。子供が多いとか少ないとか、人口が減っている増えているという地域がある。ですから、私は、その地域が自主的に使えるお金とか、人というものを支援しながら、行政は市民の活動を支えていただきたいということでございますので、ちょっと目指す理想は一緒ですけども、ぜひ行政のほうから積極的に提案をしていただいて、こういう制度があるから、ぜひ地域で話し合っただけで長年の懸案を解決してほしいといったような形で、市民協働からまた協創へ結びつけていただきたいなあというふうに思っておりますので、ぜひそちらの制度等については御検討をお願いしたいというふうに思ひます。

続きまして、同じ健幸都市みずほマニフェストの37番の項目に、市民参画の瑞穂市型事業仕分の導入というのがございます。こちらの制度はどのような制度をイメージしてみえて、また、現在どのような推進状況であるのか、またいつまでに導入することができそうかということをお聞きさせていただきたいと思ひます。

○議長（庄田昭人君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） それでは、馬淵議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、事業仕分の仕組みについてはまだできておりません。事業仕分、この制度については、他市町の例から申しますと、外部委員により今事業評価や意見聴取を行っている自治体と、あと職員によって事業の継続、廃止について評価を行っている自治体がございます。

ただ、この事業仕分については、他市町で実施している事業仕分も同様ですが、事業の縮小、廃止を決定するというものではございません。行政では、一度始めた事業を縮小、廃止することは、なかなか事業の継続性から見ても非常に難しいものがございます。

ただ、現在、瑞穂市では総合計画等に掲げる重点事業、これらについては外部の委員で構成する総合計画評価審議会により、いわゆるPDC Aサイクルに基づいて事業の評価を実施しているというところでございます。

しかし、重点事業以外の財政的な視点での事業評価については、現在、予算編成という場に

において、事業ヒアリングシートを用いて、先ほど申し上げましたP D C Aサイクルを踏まえた事業の点検、さらには計画、最後に副市長査定を行っており、この中では外部の人が関わっているということはありません。

そこで、今後、事業仕分ということですが、現在、財政的な視点での事業仕分として、先ほど申し上げました予算編成ということではなく、識見者、市民の代表者などで構成される行政改革推進委員会というものがございます。こういったものの中で、この事業仕分ができないかと考えております。

先ほども答弁させていただきましたが、行政では、一度始めた事業を方向転換するというのは、事業の継続性から難しいものがあります。また、財源も無限にあるものではございません。現在進めている事業が果たして市にとって効果的かということ、財政的な視点から、識見者や市民の代表の意見、評価を踏まえて、行政改革の中で事業仕分、いつ頃ということになりますと、できれば来年度あたりから進めたいと考えておりますので、よろしく御理解を願います。以上です。

[8 番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） 今、久野部長のほうから御答弁をいただきましたけれども、くしくも2回言われたので、決定したら中止、廃止、なかなかできないということ。これはなかなか、そういう事業の継続性という理由をおっしゃられましたけれども、私が申し上げたいのは、だからこそ、計画段階から市民の声を丹念に聴いていただきたいということでございます。

一度計画が立ったものというのはなかなか中止、廃止できないというのが、行政が抱える特性といたしますか、そういったものでありますが、時代も変化をしていきますし、環境のほうも変わってくるということでございますので、柔軟には言いませんけれども、しっかりと市民の声を聴いていただいて、こういったものは進めていただきたい。ですので、その行政改革推進委員会等のところでやっていきたいというお話がありましたけれども、その中でしっかりと市民の意見が十分に反映できるような形を、人数を増やすとか、そういった形の方向も見えていただきながら進めていただきたいなあとというふうに思っております。

次の質問のほうをさせていただきますが、同じ健幸都市みずほマニフェストの38番に、市民参画による市役所庁舎の早期整備という項目があります。そちらのほうで、市民参画によるとあえてついていらっしゃるようですので、どのように市民参画を新庁舎建設に当たって図っていくのか、またタウンミーティングなどきめ細かく市民の意見を取り入れていくような工夫というのはどのようにされていかれる予定か、お聞きします。

○議長（庄田昭人君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） それでは、馬淵議員の質問にお答えをさせていただきたいと思いま

す。

新庁舎建設については、今後の予定でございますが、建設位置の決定や、あと基本計画を策定する検討委員会の委員として、有識者以外にも市民団体などの代表者や、さらには市民公募による方にも参加をしていただき、協議をお願いしたいと考えております。

この検討委員会の中で、一応、平成30年度に策定をさせていただきました当市の新庁舎建設基本構想、こういった内容を、今年の1月から3回にわたって、各校区で、中学校区で市民説明会を進めさせていただいたんですが、そのときにいただいた意見なども報告しながら、この建設位置や庁舎整備に必要となる新庁舎建設基本計画の策定をお願いしたいと考えております。

また、市民参画の考え方については、この検討委員会の途中経過を、本年行いました市民説明会のような形で、そういった中で説明をさせていただいて、御意見をいただきたいと考えております。その後の検討委員会では、この説明会であった意見をまたさらに報告をさせていただいて、最終的に建設位置や基本計画の検討材料にさせていただきたいと考えておりますので、御理解願います。以上です。

〔8番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） 今御答弁いただいたように、しっかりとその計画の段階から市民の声を聴いていただいて、大きな、市にとっては方向性を定めなきゃいけない政策ではあると思いますので、建設地が決まった後にもめたりすることがないように、丹念に声を聴いていただいて、慎重に進めていただきたいなあというふうに考えております。

それでは、大きなテーマ2つ目の、市民協働で進める公共下水道整備についてという題で聞かせていただきますが、まず初めに公共下水道を含め大きな事業が幾つか含まれておるわけでございますが、この9月定例会に議長宛てに、瑞穂市の財政を検討する委員会設置に関する要望書というのが議会のほうに上がってまいりました。

公共下水道の整備計画や他の整備計画を同時に進行することに対する市全体の財政計画に、市民から不安の意見書、要望書が寄せられているというふうに私は感じております。

市民協働という観点でも、こういった声を聞きながら、しっかりと執行部については進めていただきたいというふうに思いますが、この間の議会、令和2年の6月議会の私の一般質問に、久野総務部長は、本年度策定に取りかかっている第2次総合計画の後期基本計画の中では、中・長期5年の財政計画というものに対しては策定に向けて検討していきたいとし、また再質問の際には、今現在取りかかっているところで、さらに策定のメンバーも今決まったばかりで動き出しているというような御答弁をいただいております。

そこでお尋ねをいたしますが、中期財政計画を策定し、第2次総合計画後期計画を立案するために作成する中期財政計画の策定の進捗状況と、その財政計画はいつ公表していただけるか

ということについてお伺いをいたします。

○議長（庄田昭人君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） それでは、議員の財政計画ということでございますが、財政計画の策定についてですが、現在、その策定方法について、平成31年度決算額をベースに、歳入歳出の過去の伸び率などを参考に、財政シミュレーションとしておよそ5年間くらいの財政計画を作成できないかということで検討をしております。

この財政シミュレーションを作成するに当たっては、特に歳出において、過去の項目ごとの推移を把握し、今後の予測を行う必要がありますので、その計算に使用する数値の平均年数や項目ごとの係数を算出し、財政シミュレーションの作成に取りかかっているというところでございます。

もちろん、議員の指摘されております下水道事業や、今後あり得る庁舎建設事業など大型事業における積立計画といったものも反映させたシミュレーションにしなければならないと考えておまして、さらに今後、穂積駅周辺整備など大規模事業における財政計画の、まだ財政計画等はできておりませんが、そういった財政計画の金額もできれば反映させた、市の財政が今後どのように変化していくのか、シミュレーションをしていきたいと考えております。

また、今年発生しております新型コロナウイルスなど不測の事態が発生した場合に、こういった場合は活用する基金として財政調整基金というものがございます。こういった財政調整基金は、総合計画の中でも目標値として、標準財政規模の20%を保持するという考え方を示しております。そういったシミュレーションの中でも、そういった保持をする、財政的に保持をしていくという考え方にしたいと考えております。

ただ、一度作成した財政シミュレーションというものは、今後の経済情勢や税制改正、あと地方財政制度などに対応する必要がありますから、計画が非常に形骸化するおそれがある。そういった中で形骸化しないように、毎年見直しができるような、ある程度簡便な計算方法を用いて柔軟に対応できる、そういったシミュレーションにしていきたいと考えております。

現在は、過去の数値と項目ごとに使用する係数の精査や、特に歳出に関しては、複数のシミュレーションパターンを基に、より現実的な計画になるよう検討している段階ですので御理解を願いたいと思います。

また、いつ頃かということでございますが、一応、開始年度は令和3年度からということで、総合計画の後期計画に合わせた、そういった財政シミュレーションとしたいと考えておりますので御理解願います。以上です。

〔8番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） 財政シミュレーションを作成しているということございまして、過

去の伸び率を基に作成をするということですが、今計画が形骸化してはいけないという御発言もありましたので、もちろんそうだと思います。

ただ、私が申し上げたいのは、この第2次総合計画の後期計画を作る段階で、どの事業にどれぐらいお金が使えるかというものを、執行部には把握をしていただきたいということでありまして、もちろんそれぞれの各計画の財政シミュレーションというのはされていらっしゃるというふうに思っておりますが、横串を刺した市全体としての財政計画というものを、この機に見直しをしていただいて、先ほど一回立てた計画はなかなか見直しにくいということもございましたので、こういった計画を立てる前にしっかりと、この資料を基に政策を点検していただいて、もし必要があれば財政計画も見直すだとか、推進する方法を考えるだとかというふうにつなげていただきたいということを申し上げて、ぜひその財政計画を見させていただきながら、議会議員としてもしっかりと判断をさせていただきたいというふうに思っております。

2つ目の質問に行きますが、現在、市のほうは公共下水道の最終処分処理場の予定地である地権者並びに下畑の自治会さんに同意をどういうふうにとっていくかと。現在、計画を進めていらっしゃるの、地権者並びに下畑自治会の同意をどのように把握していらっしゃるのか。また、その同意について、どのように、具体的な根拠というか、どういったものに基づいてそう判断していらっしゃるのか、また、その根拠を具体的に示すことができるのかということをお質問させていただきます。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） それでは、お答えをさせていただきます。

現在の下水道処理場の用地の所有者のお方ですね、その方につきましては、直接御本人とお話をさせていただきます、今現在8割以上の方が御協力いただけると認識しております。

また、周辺の地域の方については、個別訪問や電話など御意見を伺ったり、あとなかなか御不在でお会いすることができない方については、資料をポストのほうに投函しまして、その後、御意見を伺えるような形で御案内をしております。以上です。

〔8番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） 今現在、御本人と話をされて確認を取っているということですが、こちらについて、個別の訪問をして考えていらっしゃるということで、ただ近隣の自治会の方には、今までと変わらないアプローチで推進をしていらっしゃる、その地元さんの意向をどのぐらい把握していらっしゃるのかというのを、具体的な資料等で上がってくるのではないわけですが、私自身は、その下畑自治会が建設の予定地になっておりますけれども、その方々に聞くところによると、反対の方も多くいらっしゃるというふうに感じております。

その際に、また個別訪問した結果、現在まで市の執行部は、下畑自治会の反対は総意ではないというふうに回答をしてくられていらっしゃるが、どのような記録を基にそのように判断しているのか、また個別訪問の記録など、公式な記録としてどれだけの世帯が賛成しているのか、また総意ではないと結論づけている根拠は何かということをお聞きさせていただきたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） それでは、個別訪問は過去に2回しております。平成26年8月頃と昨年度の令和元年11月に行わせていただきました。その都度、御意見をお聞きし記録に残しております。本日は、昨年11月9日に地元説明会の後に、欠席された方について御自宅に訪問し、そのときの御意見の結果を御報告させていただきます。

結果としまして、そのときの対象自治会世帯数が94軒で、全てのお宅を訪問させていただきましたが、ちょっとお会いすることができなかった軒数がありまして、トータル69軒の方にお会いすることができました。御意見をお聞きした結果、「賛成」の軒数が33軒、「反対」が20軒、「どちらでもない」が16軒でした。

反対する方の中には、どんな施設ができるのか分かっていらっしゃる方も多く、また災害や水害、過去の間違った情報から反対している方もいらっしゃいました。

そのため、少しでも多くの方にどんな施設ができるかを理解していただき、下水処理場ができればどうなるのかを改めて考えていただけるように、今後も情報を伝えていかなければならないと感じております。

〔8番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） ただいまちょっと控えるところでありましたが、個別訪問された結果、「賛成」33、「反対」20、「どちらでもない」というのが16というようなことでいらっしゃいましたね。

次、現在、令和2年9月6日、最近でございますが、下畑の自治会さんが行ったアンケートの結果というのがこちらに、ちょっと私の手元にありまして、これは下畑の自治会の皆さんに回覧をされているということですが、こちらの下畑の自治会さんが行ったアンケートによりますと、「賛成」は10、「反対」は48、「どちらとも言えない」が11ということになっております。回収された数は73.4%の69世帯ということになります。

こちらのアンケートのほうについては、下畑の自治会さんも市長なり議長にお届けをされたということを知っておりますので、把握をいらっしゃると思いますが、この回答について、このアンケートについて、下畑の自治会の意思がどのように示されたと受け取っていらっしゃるのか。また、再質問のような形ではございますが、その市が取ったアンケートとこの自治会

さんが取られたアンケートとの違い、こちらについてどのように民意を取っていいのかという事をお聞きさせていただきたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） 私どももアンケートの結果はこちらにっております。

アンケート結果は、反対意見が多く当然ありますが、反対の理由としては、当然下水処理場の建設についての御意見もあります。しかし、災害や水害のことを御心配される意見が比較的多くございました。21の御意見の中の8件が災害や水害についての御意見だと私は認識しております。

現在建設しております牛牧の排水機場は、下水処理場建設によって水田がなくなることから、遊水能力が減少する分をポンプの能力に追加しております。また、下水処理場は犀川堤防と同じ高さまで盛土する計画をしており、万が一、洪水になり家屋が浸水してしまうようなことが起きても、下水処理場を避難場所として御利用できるような面積も確保できることから、地域の方には自動車での避難ができるようにと考えております。

そして、下水道事業は、汚水の処理だけではなく、雨水の排除も目的としております。特に昨今の突発的な豪雨を考えると、下水道事業は特に必要だと私は考えております。

ですので、下水処理場建設と併せて下畑自治会が災害に強い地域になれるよう、また安心・安全になれるように今後も進めていきたいと考えております。以上です。

〔8番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） 今、アンケートをそれぞれ、自治会さんはアンケート、市の執行部の環境水道部長さんが考えられるには個別訪問で賛成のほうが多いということでありまして、この違いは、先ほど答弁の中でおっしゃられたように、十分に説明をすれば理解していただけるということで、市が伺ったときは賛成だと、まあそれならいいよとおっしゃられたということかなあとこのように思いますけれども、今、この公式な文書としては、嘆願書というものが議会に上がってきております。

今回の私の質問は市民参画、協働のまちづくりということで、市民の御意見を丁寧に拾っていきたくて質問をつくらせていただいておりますが、この嘆願書にもあります平成28年の2月17日に開催された第14回下水道推進特別委員会にて、下畑の自治会に対して懇切丁寧な説明をして、公の場で話を聞く場を設けてほしいということを自治会からも言われていますが、下水道推進委員会の委員からも要望をされていらっしゃいます。

当時の副市長は、その会議の最後に、行政で公の場をどのように企画するかを検討し、議会に相談させていただきたいというふうな答弁をされていらっしゃいます。この答弁を受けて、平成28年2月以降に、議会に対してどのように相談をし、どのような意見をいただいて下畑自

治会が求める公平・公正な場の企画をしてこられたのか、お聞きをさせていただきます。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） 平成28年2月17日に下水道推進特別委員会がございました。

ここに会議録がございますが、その中で、前副市長の発言といたしまして、ちょっと読ませていただきます。

公の場をどのように企画するかということを含めて、執行部の内部で十分に検討させていただき、また皆さんと相談させていただき、その後どのように進めるかを含めて引き続き皆さんからいろいろな御意見をいただける場をつくっていただきたいと思いますので、公の場を進める進め方については、こうした委員会をまたお願いするといった格好で何とかお願いしたいと思っているという発言になっております。

この時点で、都市計画決定、要は平成27年4月21日に都市計画決定がもう打たれておりまして、下水道処理場の位置の選定を公の場で再度行うという発言ではございません。下水道事業に対して議会で議論する場を引き続き続けていってほしいという意味で私たちは認識しております。

また、その後、議会では下水道に関する特別委員会の設定が行われていませんが、下水道についての議論は産業建設委員会や全員協議会を通じて、議会の皆様に御意見を伺ってきておりました。

また、公平・公正な公の場としては、各種法定手続の際に、地元説明会やパブリックコメント、公聴会の開催、あと法定図書の縦覧、あと意見聴取をしてまいりました。

そして、令和2年3月31日に岐阜県都市計画下水道事業が認可されましたので、下水道法や都市計画法に基づき、公平・公正の場で皆様に下水道事業についての御説明をさせていただいていますということになります。以上です。

〔8番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） 今そのように答弁をいただきましたけれども、この平成28年2月17日以降、下水道推進特別委員会は開かれていないのですが、産業建設委員会等でテーマに上げていただいているということではありますが、この議会、その特別委員会では下畑の自治会に対して懇切丁寧な説明をして、公の場で話を聞く場を設けてほしいという要望に対して、これが満たされない限りは説明会等は開けないと、開くことは難しいというふうに地元が言っているらっしゃって、それを説明会を開いてほしい、開いてほしいという市側の求める公の場、それを進めても地元の理解というのはなかなか得られていないというのが、この何年にもわたる下水道の問題であるというふうに思っておりますので、ちょっと残余の質問をちょっと時間の都合でまとめさせてお聞きをさせていただきますが、現在、都市計画決定して、最終処分場の予

定地の下畑のほうでは測量のほうも行われている。これは議会の議決した予算を通っているわけではございますが、地権者の方への説明会は開催しているが、下畑の自治会が求める公平・公正な場は行われていないというふうに思います。

また、この議会に嘆願書という形で下畑の自治会長、区長名で嘆願書が上がってきていると。もう下水道を推進していく、このまま今、市のやり方で進めていくには、いつまでも自治会の合意を得られないまま計画を進めていくということになり、市民協働という意味では、行政に対する不信感というものも高まり、協力をしていただきたくてもしていただけないような状況が訪れてしまっているのではないかとというふうに非常に危惧をしております。

ですので、この地元自治会については、公平・公正な場を求めているということでこの条件を満たしていただければ、いわゆるその自治会さんが求めるやり方と、執行部がこれなら開催してもいいというものをしっかりと調整をしていただいて開催をしていただきたい。そういった場を開催をしていただいてこの計画を進めていただきたいと考えていますが、今後、下水道事業の根幹である最終処分場、処理場の建設について、今までの議論を踏まえてどのように進めていかれるか、お考えをお聞きします。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） 今後の下水道の進め方ということですが、先ほどの繰り返しもなりますが、下水道法や都市計画法の手續も完了して、公共下水道事業として事業認可も下りていますので、地権者やより多くの方の御理解をいただけるよう情報発信しながら、順次進めていきたいと考えております。

また、アンケートでも多く心配されている災害や水害など、下畑地域が災害に強い地域になれるよう、また安心・安全な地域になれるよう、下水処理場建設と併せて進めてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様にも何とぞ御協力をいただければと思っております。以上です。

〔8番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） この問題については、非常に市が、地元自治会が反対をしているという、地元自治会さんがおっしゃってみえますけれども、それを今までどおり計画を打ってきて法律的に問題ないと、手續については問題ない、私もそのようには思いますが、しっかりと地元の声を聴いて地元の人に納得していただかないと、この計画というのは非常に難しいということも、平成23年頃でしたか、上下水道審議会等で事務局のほうも説明をされて、いわゆる候補地を選ぶ選定の基準の中に、地元の合意というのは取らなければいけないとはなっていないけれども、非常に混乱を招く要因であると書かれている中で、結局今こういう現状があるということは申し上げさせていただきまして、ぜひ執行部の皆様としては、市民協働という観点

をしっかりと持っていて、市民が主役のまちづくりというのを掲げているわけですから、市民の声を聴いて、一部の声というふうに行政のほうは判断していらっしゃるかもしれませんが、丁寧に説明できる、もちろん説明する気はあるというふうに思っていますけれども、その開催については、地元自治会はこういう形で開催をしてほしいという要望があるわけですから、ぜひその地元自治会の皆さんがどのような場を設定していただきたいかと、どうしたらこの計画に納得をしていただいて、じゃあ私の地域も下水道が引かれたら整備をしていこうというような、市民が参加するような形の計画というふうにしていただきたいというふうに思います。

ぜひこの問題、このまま議論されないまま進んでいくということではなく、しっかりと議論をしながら、地元の人々の理解も得ながら、市全体で進める計画でありますので、接続第1期の予定地のみならず、市街化区域全部やるという計画でありますので、全市民の合意が得られた、合意というか、ある程度の納得が得られるような説明等を、進む形で実行していただきたい。いつまでも反発するのではなく、何とか折り合いのつくところでしっかりと進めていただきたいというふうに申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（庄田昭人君） 8番 馬淵ひろし君の質問を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩いたします。午後の開催は1時10分より行いたいと思います。よろしくお願ひします。

休憩 午前11時50分

再開 午後1時12分

○議長（庄田昭人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

17番 松野藤四郎君の発言を許します。

松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 議席番号17番、立憲民主党の松野藤四郎でございます。

議長さんから発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして、2点について質問をいたします。

項目としては、大月多目的広場の整備事業について、2つ目が国土強靱化地域計画についてでございます。

まず、最初に大月多目的広場整備事業についてでございます。

これは、第2次総合計画の基本計画に基づく事業で、夢あふれ希望に満ちたまち、中山道大月多目的広場整備事業であります。

最初に、平成31年度予算書によりますと、当年度に工事を着手し、2021年度末供用開始となっておりますが、今年度予算書では、令和3年度末までに完了し、4年度の供用開始を目指すとなっております。この供用開始と工事の進捗状況についてお尋ねします。

以下については質問席からいたします。

○議長（庄田昭人君） 広瀬教育次長。

○教育次長（広瀬進一君） ただいまの松野議員の御質問についてお答えいたします。

平成31年度予算概要には、瑞穂市第2次総合計画の基本計画に基づく主要事業に、（仮称）中山道大月多目的広場整備事業につきましては、平成31年度に工事を着工し、2021年度までの継続事業とすると掲載してあります。また、供用開始につきましては令和4年度を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、進捗状況につきましては、昨年度、アスファルト舗装部やコンクリート構造物の一部撤去を行いました。なお、昨年度予定しておりました、せせらぎ水路の駐車場通路横断部に設置するボックスカルバートにつきましては、特殊サイズとなっているため、製造工程に不測の日数を要しまして、やむを得ず今年度に施行することになりました。

今年度につきましては、今御説明いたしましたボックスカルバートの施行は現在完了しております。また現在は、給排水設備、トイレ、あずまや、ドームシェルター、複合遊具などの施行を進めているところでございます。以上です。

〔17番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 今の説明ですと、4年度の頃、供用開始とこれはなっているんですが、今の話だと3年度やという話ですよ、違いますか。

○議長（庄田昭人君） 広瀬教育次長。

○教育次長（広瀬進一君） 昨年度の予算書をちょっと見直してみたところ、先ほども御説明いたしましたが、瑞穂市の第2次総合計画の基本計画に基づく主要事業のところに、（仮称）中山道大月多目的広場の事業につきましては、平成31年度に工事を着工し、2021年度までの継続事業とすると記載してあるのを確認しました。2021年度の末供用開始というのは、ちょっと確認することができませんでした。以上です。

〔17番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 私は予算書のががみを見て、こう言っておるんですけども、これはプロポーザルであるA業者が請けたわけですけども、思うに、やはり公契約といいますか、やはり瑞穂市の業者がこういった工事を請けるといことは、公契約にあるんですけども、1業者じゃなくて、得意分野を持っている中小企業といいますか、工事業者がおるわけですけども、企業体を組んでやることも必要ではないかと思うんですが、そこら辺の御意見はあるでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 広瀬教育次長。

○教育次長（広瀬進一君） こちらの工事につきましては、特殊な工事ではございませんので、そういう企業体を使うといったところはちょっと考えておりませんでした。以上です。

[17番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 当市には大企業もありますけれども、ほとんどがそういった中小の施工業者という方たちばかりだと思います。そういった方にも、やっぱり雇用の場を確保するという格好で、そういった市の仕事に携われるような仕組みをつくっていただきたいと思います。

31年度は1億円の事業費を見ておりますね。その内訳は、地方債7,500万円、これは多目的広場の整備事業の債券だと思うんですけども、それとふるさと納税で2,500万円の歳入。けれども、先ほどの説明と同じように、支出としては1,100万円しか使用していないということですね。ここら辺については、設計委託料は多分過ぎたと思うんですが、工事の9,800万円の内訳といいますか、できなかったことの要因は何でしょうかという、ここを聞きたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 広瀬教育次長。

○教育次長（広瀬進一君） 平成31年度の当初には、（仮称）中山道大月多目的広場の第1期工事の発注ができるものと考えまして、年度内の工期を予定しておりました。しかし、広場整備の基本設計に時間を要しまして、12月に整備工事の請負契約が締結され、工期は残り4か月となりましたので、当初予定しておりました工事を計画どおり施行することができませんでした。

また、4か月の工期の中で、先ほどの答弁の中でも少し御説明させていただきましたが、せせらぎ水路におきまして、駐車場通路横断部のボックスカルバートを施行するに当たりまして、起工測量等の準備を終えて、令和2年2月上旬より現場着手を予定しておりましたが、現場で使用するボックスカルバートは扁平で特殊なサイズとなるため、通常の受注生産の製造工程だけではなく、既存の型枠を流用し改造する必要があることが判明しまして、製造工程に不測の日数を要したため、やむを得ず今年度の施行となりました。

以上が、昨年度の費用が1,100万円となりました理由となります。

[17番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） この大月の公園は、3か年計画ということで一応予算を組んでいます。31年度は1億円、32年度は2億9,000万、平成33年度は2億1,000万円ということで、合計6億1,000万円の費用がかかるわけですけども、今の工事の進捗状況を見ておきますと、この3か年の間に、この整備事業は終わるということで解釈してよろしいでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 広瀬教育次長。

○教育次長（広瀬進一君） 今のところ、整備事業としましては、令和3年度末で終わる予定で
おります。

[17番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 分かりました。

では、次は財源についてお尋ねしたいと思います。

当初計画時は、公共基金、それからふるさと応援基金で進めておりました。これは自主財源
だと思えるんですけども、その後、国とか県のこういった補助金などはあるのか、お尋ねした
と思います。

○議長（庄田昭人君） 広瀬教育次長。

○教育次長（広瀬進一君） その後の補助金等というところですが、その後におきましては、東
海環状自動車道の大野神戸インターチェンジが開通することもありまして、交流人口の拡大を
図るところで、清流の国ぎふ推進補助金を申請いたしまして、当初予算に1,000万円の
県補助金の歳入を計上しておりましたが、残念ながら採択には至りませんでした。

しかし、芝生広場を施行するに当たりまして、緑地環境整備総合支援事業にあります独立行
政法人日本スポーツ振興センターの地域スポーツ施設整備助成金（t o t o）を活用する予定
でございます。こちらは、整備面積が2,000平米以上の芝生化新設に係る工事費、設計監理費
に対し補助がなされますので、補助率は5分の4となっております。以上です。

[17番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 通常、そういった大きな規模の事業をする場合には、計画時になぜ
地方創生関係交付金の申請をしなかったのか、これについてお尋ねします。

[17番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） これは国が進めておるんですけども、平成29年の第1回圏域応援
ステーションJ R穂積駅圏域拠点化構想推進事業に1,000万円、平成28年第2回公共交通広域
化によるJ R穂積駅圏域拠点化構想推進事業250万、I C Tの活用による地域包括ケア情報ネ
ットワーク構築事業に220万円などの交付金があるわけですね。ほかにもたくさんありますけ
れども、なぜこういった大型事業のときに地方創生関係交付金を申請しなかったかと、なぜか
ということを知っているわけです。

○議長（庄田昭人君） 広瀬教育次長。

○教育次長（広瀬進一君） 申し訳ございません。今の御質問に対してはちょっと確認が取れて
おりませんので、申し訳ございません。

[17番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 大型事業等をやる場合に、ある部署だけで予算をはじくんじゃなくて、市全体で考えて進めていくのが当然だと思うんですね。

そこら辺、企画部長はどのように思いますか。

○議長（庄田昭人君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 今の松野藤四郎議員からの質問でございますが、全体の計画ですので、財源の確保というところですけども、いわゆる総合戦略といいますか、まち・ひと・しごとの関係の事業だと思うんですけども、そのときには、まだ大月の計画がそちらのほうまで人を多く動かすとか、その辺の具体的な計画というのがそのときにはなかったということもあります。

それと、私どもの今の市の内部で、連携のところも若干弱かったというのは否めなかったと思います。今回コロナの関係を通しまして、市職員が横の関係を取ることが大変できたと私は今認識しておるところでございます。

今後も、今御指摘がありましたような連携を取りながら計画というのは、施策は取っていきたいとは思っています。総合計画しかり、そして今回計画しております国土強靱化も、いろんなところの部署にわたりますので、そういう関係で今御指摘がありました、そういうところがその当時欠けていたのかなあというふうに私も思っております。以上でございます。

[17番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 6億1,000万円もかかるような公園整備でございます。やはり補助金とか交付金を活用すべきではなかったかと思えます。

令和2年の当初予算書には、県からの交付金1,000万円が計上されておりますが、これは交付されるのか。多分これは事業計画時に申請をされておらないから、交付金の対象外であると思えますが、またこの公園が、整備工事が開始された場合でも、現在でもそういった補助金とか交付金の獲得に努力をされているか、お尋ねします。

○議長（庄田昭人君） 広瀬教育次長。

○教育次長（広瀬進一君） 先ほど御説明しました1,000万円につきましては、清流の国ぎふ推進補助金のほうなんですけれども、こちらは当初予定しておりましたが、県のほうで採択にはならなかったというのが現状でございます。

今後につきましては、先ほども御説明しましたt o t oのほうを利用したところで、芝生の整備に対して補助金を使っていきたいと考えております。

[17番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 県からの交付金1,000万円は頭出しだけだったと、このように思います。

次ですが、誰でも利用できる芝生を中心とした公園であるが、説明によりますと、将来はスポーツ広場としての利用計画であります。これは、私思うには、スポーツ団体の要望で、市民の多くは広場でウォーキングや健康づくり、家族団らん、災害時の一時避難、イベントの開催など、将来にわたり全ての世代が集える魅力ある交流拠点となる広場ではないかと思えます。当初計画はそのようだったと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 広瀬教育次長。

○教育次長（広瀬進一君） ただいま（仮称）中山道大月多目的広場の活用としましては、当初から軽スポーツやレクリエーションなどは定期的に行えるよう考えておりますが、スポーツ専用施設というわけではありません。

議員御指摘のとおり、いつでも誰でも利用できる芝生を中心とした公園というコンセプトに変わりはありません。自然の中でのんびり過ごせる憩いの場であり、健康づくりの場でもあり、家族で楽しむことができ、誰と来ていただいても楽しめる広場や様々なイベントの開催などを計画しております。また、災害時には一時避難所となる広場としても考えております。

イベントとしましては、例えば市内生産農家による朝市やフリーマーケットなど、将来にわたり市内や市外からも多数の方々が集える、魅力のあるにぎわいを創出できるような広場になるよう十分検討していきたいと考えております。

[17番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） やはり広大な公園ですので、地域の皆さん、あるいは近隣のまちからも、そういった利用をしていただければと思います。

この公園については、補助金とか交付金は獲得できておりません。さらに、今後この大月多目的広場の管理、維持、運営といったものがあるわけですけれども、どのような方針で進めていくのか、お尋ねします。

○議長（庄田昭人君） 広瀬教育次長。

○教育次長（広瀬進一君） こちらの広場の供用開始後の管理につきましては、市民サービスの向上、経費の節減に向け、民間のノウハウを活用して運営できないか、関係各部署と連携し検討を行っているところであります。

検討の中では、多目的広場のみではなく、中山道、浄水公園、西部複合センターも取り込んで、一体として管理運営できないか考えているところでございます。中でも、アダプトプログラムという市民と行政が一体となつての清掃活動等も考えておりまして、その先駆けとしまし

て、来年度には、市民の方々にこの広場に愛着を持っていただけたらというところで、芝生広場の7割程度の芝生の植付けの御協力をお願いすることも考えております。

管理運営につきましては、このほかにも検討を重ねまして、将来にわたり全ての世代が集える魅力ある交流拠点の広場となるよう考えてまいります。以上です。

[17番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 一部市民の方にも協力してもらおうという話ですけれども、大規模な公園の施設の管理には、やはり民間のノウハウを活用しながら、市民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に、私が思うには、駅前の自転車の管理と同じように指定管理制度を導入すればということの思うわけですけれども、どのような考えでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 広瀬教育次長。

○教育次長（広瀬進一君） 管理運営につきまして、先ほども申しあげましたように、各関係部署と連携して今検討を行っているところでありまして、指定管理者制度も含め官民連携でやれないかとか、そういったところも含めて今検討しているところでございます。

[17番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 東海環状自動車道の大野神戸インターが開通しましたね。イベント情報や健康づくりなどをPRすることにより、近隣市町からの利用客の増加が期待されるというふうに思います。

そこで、岐阜県南大野線等の整備計画等もあるかと思います。大野神戸インター開通に伴い、休日イベントなどの事業により市内外から幅広く人を呼び込み、人的・経済的交流を促す、大月多目的広場を拠点エリアとして地区の活性化・再生を目指すためにも、早期の整備が必要であるかと思います。都市整備部長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 宇野調整監。

○調整監（宇野真也君） 今御質問がございました主要地方道岐阜県南大野線の整備計画につきまして答弁させていただきます。

現在の事業化区間の進捗状況について、まず説明させていただきます。

用地処理未了の案件が3筆ございます。所有者でいいますと2件でございます。いずれも相続に関する案件になります。

1件につきましては、県と協力体制の下、相続人への接見等を行い、関係者全ての方に承諾をいただき、先月契約が完了いたしました。残り1件、2筆になりますが、現在県において、接見できない相続人においては文書を送付して、協力をお願いを行っている段階でございます。

工事につきまして、昨年度は森地内において約60メートルほどの道路改良工事を行っており

ます。今年度も引き続き、瑞穂市道の取付道路工事に入ると聞いております。

さて、大野神戸インターチェンジアクセス整備促進に関しましては、1市2町による整備促進期成同盟会を通じて、国会議員や県議会議員などへの要望活動を行っているところでございますが、今後も引き続き、一層の整備促進について県へ強く要望してまいりたいと考えております。

[17番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 調整監の説明によりますと、岐阜県南大野線、これは森地区の交差点のところら辺の工事が終わったと。それからインターに向けての計画、これは幅員がどのくらいになるのか分かりませんが、延長的にいきますと、インターまで何メートルぐらいか、何年頃に終わるか分かれば教えてほしいと思います。

○議長（庄田昭人君） 宇野調整監。

○調整監（宇野真也君） 先ほど追加の再質問ですが、今現在の計画は、県道の田之上屋井線の部分まで、今現況工事が終わっている交差点までのところでございます。その先につきましては、具体的なまだルートの方が決定されておりません。直線距離でいいますと、まだ1キロ以上2キロ弱ぐらいの区間がございますので、まずは現在の工事区間、犀川を渡る橋のところの用地の案件を片づけて、それから次のルートの決定に入っていくことになるかと思っております。したがって、完了予定年度といたしましてはその先になりますので、今ちょっとお答えすることができないかと思っております。

[17番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） もう一点ですけれども、広場とか、県南庁舎の周辺を取り巻く市道があるわけですが、ここら辺の整備計画といたしますか、分かれば教えてほしいと思います。

○議長（庄田昭人君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 大月の多目的広場のすぐ北には、主要地方道岐阜県南大野線、いわゆる旧道にまだありますけど、その道路が走っておりまして、先ほど来から調整監がお話ししたのは、そのバイパス工事を今森工区のところを工事しております。田之上屋井線という県道から西側へ、その先線のルートが大野神戸インターにつながるという前提で、我々はそのルートをまずは決めていただきたいというのを県のほうに要請をしております。

それで、今、松野議員の御質問の大月多目的広場の周辺の道路整備につきましては、議員御存じのとおり、南北に道路が、それぞれ現道があります。この道路につきまして、それぞれ両側に歩道とか、片側に歩道といったことで、14メートルまたは10.5メートルというような道路

計画が既にされておりますので、これらの県道バイパス工事の進捗と併せて、市道の道路整備のほうも進めてまいりたいと考えております。

[17番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） あと1点です。

これは新聞の掲載からですけれども、市民の安心・安全のまちづくりには、以前から課題であった大規模事業、これは駅前から、下水から、庁舎の建設からいろいろあるわけですけれども、そういった計画があり、市としては、事業等の基金を創設し実行していくと、このような話ですけれども、また地域条件等から市民の命も守らなければならない、あつてはならない災害・防災にも取り組んでいかなければならない、私はこのように思うんですが、新聞の中にはちょっと批判的なことを言うようなことがあったんですけれども、市としてどのようなお考えであるのか、あればお答えを願いたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） ただいまの松野議員の質問でございますが、財政的などところで、現在の基金条例で規定している建設的な基金ということでは、公共施設整備基金、さらに土地開発基金、それから下水道事業対策基金、あと庁舎建設基金とそれぞれの大型事業に対する基金の積立てというものを行っております。

この中で、具体的な事業に充てる目的のものは下水道事業及び庁舎建設基金となり、どちらも大規模な事業の目的に積み立てている基金となります。さらに今後、瑞穂市の大規模事業としては駅周辺の整備事業がありますが、この事業についても財政計画を策定する段階で、その中で積立基金の検討ということも必要があると考えております。ただ、議員も非常に懸念をされておられます市民の命も守らなければならない災害・防災に取り組むことは、市として、私どもも最優先されるべきことだと考えております。

そうした緊急的な災害や防災で必要となる臨時的な財源については、財政調整基金というものがその目的となってくるんでございますが、例えばその財政調整基金もしくは他の歳計現金とか、他の基金などの一時的な振替運用というの、この大規模な災害の際には考えていかなければならないと考えております。そういった中で、こういった大規模災害に関しては、まずは財政調整基金を、常に私どもも目標値としております標準財政規模の20%を保持していくということが重要だということで考えておりますので、御理解願います。以上です。

[17番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 次の項目、国土強靱化地域計画についてお尋ねします。

2011年3月11日東北地震による津波あるいは福島原発事故、平成30年7月の西日本豪雨を

はじめ、この9月には最大級の台風10号が九州地方を襲いました。また、短時間降雨により、全国的に各地域が被害を被っているのは実情であります。

やはり当市においても、どんな自然災害が起こっても機能不全に陥らず、迅速に回復することができるよう、強靱な瑞穂市をつくるために策定するものであるが、強靱化を推進する上での基本的な方針についてお尋ねします。

○議長（庄田昭人君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 国土強靱化地域計画につきましては、東日本大震災等の大規模自然災害から、これまでの防護という発想によるインフラ整備中心の防災対策だけでは限界があるということが教訓となりました。

平成25年12月に、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法が制定されたことを受けまして、国は国土強靱化基本計画を策定しました。これを受け、都道府県や市町村は国土強靱化地域計画を策定できることとなりました。

また、市町村の国土強靱化地域計画とは、国の国土強靱化基本計画と都道府県の計画との調和が保たれたものでなければならないと規定されておるところです。そのため、瑞穂市国土強靱化地域計画の策定に当たっては、法律の理念とともに、国と岐阜県のそれぞれの計画に規定される基本方針や基本目標を踏まえて、「強く、しなやかで、健やかな幸せを感じるまち瑞穂を次世代に引き継ぐために」を強靱化の理念として策定を進めております。

それを実現するために、「想定外の常態化ともいえる自然災害に備え、強靱化の取組を強化する」が1つ目です。2つ目に、「自助、共助及び公助により命を守り、命をつなぐ」というのが2つ目です。3つ目に、「豊かな水と緑があふれるまち、瑞穂を守る」を3本の柱としまして、さらに、まず1番目としては、市民の生命の保護が最大限図られること等を含めた4つの基本方針を位置づけて、今国土強靱化の瑞穂市の地域計画というものをつくっているという状況でございます。こちらのほうが基本方針となるものでございます。

〔17番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 4つの基本方針を今やっているという話です。

やっぱり限られた資源で、効率的・効果的に強靱化対策を進めるには、政策の優先順位をつけて、順位の高いものについては重点化しながら進める必要があるというふうに思います。

そこで、本市の地理的条件あるいは過去の自然災害等の教訓から、施策項目、これは各部署にわたると思いますが、何があるのか。今は4つの基本方針だという話ですけれども、やはり地域保全のためには治水対策、これは内水による冠水対策、または地震・水害等の避難マニュアル、保健・医療・福祉・災害対応マニュアル、災害廃棄物の場所の確保と自主防災の育成など、この7つの事前に備えるべき目標に照らしながら、12の施策を分野ごとにやると言ってい

ますけれども、こういったものがあるのでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 瑞穂市国土強靱化地域計画の策定に当たりましては、内閣官房国土強靱化推進室から示された国土強靱化地域計画策定ガイドラインに沿って、瑞穂市で考えられる風水害及び地震などの自然災害を想定して計画策定を進めております。

国が策定する国土強靱化基本計画にある8項目の事前に備えるべき目標の中から、当市は7項目、45項目ある起きてはならない最悪の事態の中から22項目を選び、瑞穂市の脆弱性の評価を行い、その後、行政機能や地域保全などの12の施策分野ごとに重点化する施策項目も含めた施策を整理しております。その一例として、行政機能の施策分野では、重点化施策項目として防災拠点の確保・整備や消防力の強化などを重点化施策項目としております。

議員言われましたように、こちらの瑞穂市の背景等々を考えますと、水害対策へのハード整備を優先的に実施する事業を開始するというのがまずは優先だと思っています。重点を置いて進めていくという計画でおります。

この計画ですけれども、各セクションで最悪の事態というのを想定しています。何人の方が被災するのだろうか、それに基づいて、自分のところのセクションが抱えている事業が本当に防衛となるのだろうか、事前の準備となるのだろうかという反省を踏まえています。それが起きてはならない事態に対する対応策、それを考えた上で何をすべきかというのが、この計画の中に上がってくるということになります。そういう形で、まずは水害対策と水害が起きる前に今何をすべきかということで、項目で上げているということになります。

例えば、水害になりますので、地域保全という項目の中で重点化施策項目としては、総合的治水対策とか、排水機場の能力強化・維持管理・改修というのを上げておりますし、行政機能のほうとしましては、今お話ししました消防力の強化とか、情報伝達手段の耐災害性の強化だとか、住環境におきましては、住宅の耐震化とかいろんなことがあります。そういう通行障害物の対策というの、通行上の妨げになるようなものの対策というの、多岐にわたって計画しているという状況になっております。

[17番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） この地域計画策定に当たり、先日、パブリックコメントが8月3日から8月31日まで実施をされておりましたが、市民等からの応募件数あるいは施策等の状況について何か追加とか修正項目、こういったものはあるのでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 8月3日から8月31日まで、国土強靱化地域計画（案）に対するパブリックコメントを行いました。お一人の方から御意見をいただきました。瑞穂市国土強靱化

地域計画（案）自体に対する御意見ではありませんでしたので、パブリックコメントを受けまして、追加・修正したということには至っていません。

ただ、このいただいた御意見ですが、今後瑞穂市が取り組んでいく具体的な事業に対するものであります。当市では、国土強靱化地域計画を今つくっておる最中なんですけど、その後に実質的な実施計画というアクションプランというものをつくります。こちらは具体的な計画であり、別に作成していく考えで進めておりますので、このパブリックコメントでいただいた御意見は、こちらのアクションプランのほうの参考とさせていただくことにしております。以上でございます。

[17番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 市民の皆さんからといいますか、1名の方から応募があったということでもあります。

この地域計画策定に当たり、市の職員や有識者あるいは公募等によって組織する、そして運営する検討委員会の設置が必要ではないかと思いますが、どのようなお考えでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 議員の言われる検討委員会をはじめとして、地域計画を策定する方法などにつきましては、法律などの法令に特段の規定がないため、国において市町村が計画策定をする際に参考にできるものとして、国土強靱化地域計画策定ガイドラインを作成しておりますので、当市においても、そのガイドラインを確認しながら地域計画の作成に努めてきました。

なお、地域計画の策定につきましては、市役所の関係部署及び防災に関係する方への意見聴取にて策定を進めております。まず本計画の性格から、市役所の多くの部署が関係することから、各部署から選出された委員と共に、庁内における検討会議や各部署内での情報収集・整理を基に計画（案）を作成しました。

また、防災に関する組織としましては、災害対策基本法により各市町村ごとに組織することが規定されている防災会議が設置されています。この防災会議の所掌事務の中におきまして、防災に関する重要事項の審議という項目がありますので、こちらの防災会議の委員さんに御意見をいただいております。このような形で、外部からの御意見もいただいたという手順を踏んで作成しているということでございます。

[17番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 他市町の事例ですけれども、近隣の羽島市は、市の職員あるいは有識者、そういった方20名でこの検討委員会を設置されております。この中身を見てみますと、

策定するばかりじゃなくて、やっぱり追加したり、見直しをしたり、そういった検討もされておるわけです。職員で集まってきて策定したよと、これだけではなくて、やはり今後のアクションという場も必要ではないかということで、検討会の設置が必要だと思うんですが、再度お答えを願いたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 法定では決められておりませんし、防災に関しましては、市長の権限下で行政が進めていく、リーダーシップを取っていくという法律上の考え方といいますか、そういう方針がございます。

それで、松野議員の御意見とか、市民の方々の思いというのは分かりますので、できるだけ御意見は参考にさせていただきますけれども、どうしても行政のやる仕事というのは、各セクションで、この防災に関してやるところは、どうしてもこちらを優先していかなきゃならない、いろいろなことがあります。ですから、ある程度リーダーシップを取っていくべきものかなというふうに思っています。

今のところは、迅速に整備していく時間的な問題だとか、そういう点である程度リーダーシップを取らせていただいて進めさせていただきたいというところもありますので、何とぞ御理解願いたいなあとというふうに思っております。

[17番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 検討会の設置は、つくらないけないということはどこにも書いていないんですけれども、じゃあ、駅前の開発の拠点化のときにも検討会をつくりましたね、設置して。ということは、この国土強靱化地域計画は非常に大事なことですよね。5か年計画でやりますけれども。これに対して、やっぱり市民の声だとか、有識者の声も聞くのが当然だと思うんですね。行政の一方的な考えだけでやるというのは、非常にまずいというふうに思います。もう一度、お答え願います。

○議長（庄田昭人君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 今、JR穂積駅の拠点化の話が出ましたけれども、JR穂積駅は当然駅周辺の方々の環境を守りつつ、また圏域15万人の方々が駅のほうに見えます。ですから、いろいろな方々の意見、瑞穂市民ではなく、ほかの意見、いろいろと多面的に広域に意見を取るといことがございます。

ただ、こちらのほうに関しましては、市長の権限下で防災をする、市民を守るというところがあります。ですから、その辺は、今のところはこの手順で進めさせていただいてというふうに思っております。全く御意見を聞かない、耳を持たないというわけではございませんけれども、手続上はこのスタイルでいかせていただいて、日頃御意見ありますならば言っていただ

いて、そういうのを参考にさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

[17番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 地域計画は今策定中だということですがけれども、この計画の実行はいつからやられるんでしょうか。策定されて事業が進んでいくのは。

○議長（庄田昭人君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 瑞穂市におきましては、今月9月中に瑞穂市国土強靱化地域計画が策定できるよう事務を進めております。その対象となる計画期間としましては、令和3年度から令和7年度までの5年間を想定しております。

なお、先ほど答弁させていただいたアクションプランにつきましては、12月までに案を作成し、その後、令和3年度予算積算につなぎ、計画と予算との整合性を図っていきます。来年度4月には、令和3年度用のアクションプランとして公表できるように事務を進めていきます。

また、令和4年度以降のアクションプランにつきましても、この手順に倣い、地域計画を踏まえ、当該年度の取組について検討・調整を行い、年度初めには公表できるよう進めていきたいと考えております。

基本方針をまとめた瑞穂市国土強靱化地域計画は、議会基本条例に基づく任意的議決事項として議会の議決をお願いするところでございます。瑞穂市国土強靱化地域計画の実施時期に関しましては、議決後直ちに発動されることとなります。この地域計画ですけれども、この発動後は、アクションプランというものの策定に移るわけなんですけど、ただ、各部署におきましては、今までも事業がいっぱい並んでおります。この計画を立てたから新たに起こすというのではなく、今までやっていたものも束ねる、整理するというのがこの国土地域計画、そしてアクションプランということになりますので、松野議員が言われるように、いつからかと言われると、事業が進んでおるものもあるんですよ。ただ、国土強靱化という概念が入ったので、それで事業を束ね、みんなこういう意識を持って市役所職員はやりましょうねという考え方になるということなんです。

その辺で、私どもの企画部のほうは、計画とかアクションプランをまとめていますので、9月末までに基本計画である地域計画をつくり、12月末までにアクションプランをつくると言っていますけれども、各部署はそれぞれに事業を抱えて進めるということになりますので、その辺から言えば、なかなか難しいんですが、私どもの企画部から言えば、9月末には議決をいただくようお願いさせていただいて、地域計画は議決をもって発動になりますし、その後、実態的な事業が、国土強靱化アクションプランに書かれたものが動き始めるというのは、来年度の4月からという言い方になると思ひますので、御理解願ひたいと思ひます。

[17番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 最後ですけれども、市長さんにお尋ねしますけれども、この2つの項目について質問をしました。大月多目的広場事業については、現状から全て見ますと、自主財源で施設を整備する。管理運営といいますと、まだはっきりしないと。

また、強靱化地域計画についても、12の分野の施策が決まっているような感じですが、あと、アクションプランは行動計画ですが、4Wあるいは6W1Hで回すわけですが、早急にそういった策定をし、アクションプラン等もお願いしたい。

そして、併せて先ほどから言っていますように、検討委員会も設置する必要があるのではないかと思います、よろしくをお願いします。

○議長（庄田昭人君） 森市長。

○市長（森 和之君） 松野議員の御質問にお答えをいたします。

大月多目的広場の財源確保という点については、私もかねがねから心配しており、昨年も地方創生の総務省のほうへ伺ったときに確認をしてみました、工事に着手しているということから、こちらのほうの交付金は難しいというような判断をしております。

では、どのようにこれから運営するのかというようなことで、もう工事に着手しております。これからの運営方法が課題だと思っております。6月の議会でも、都市整備部長のほうから答弁しておりますこの大月多目的広場周辺には、その季節季節に応じて、富有柿、梨、イチゴ、バラ、サボテン、洋ラン、アスパラガスなどのたくさんの特産品と申しますか、農産物がございます。新たな販路の拡大につなげるには、絶好のチャンスだというふうに思っております。東海環状自動車道大野神戸インターも昨年開通し、集客が見込めることから、いつでも誰でも利用できるというコンセプトから、地方創生、集客人口、関係人口、交流人口を増やすような視点も追加をしていきたいということを思っております。

ただ、私ども市役所だけでできるとは考えられません。民間の力や地域の力、そして子供たちをターゲットにした、隣には子供の図書館もあります。中山道という史跡もあります。そして、駅前のJAの穂積支店の跡地、そして牛牧閘門から犀川遊水地、そしてこの（仮称）大月多目的広場を瑞穂市の地方創生の3つの拠点にこれからしていきたいということを考えております。

さて、国土強靱化の計画につきましては、本来ならこの議会の議決は必要にはなりませんが、法的根拠はありませんが、瑞穂市の場合においては議会基本条例があります。議会基本条例第10条により、この9月議会に追加上程をして承認をいただきたいということを思っております。

議員からの御質問の中で、本来の国土強靱化地域計画は策定してお見せしておりますが、個別のアクションプランが現段階で示されていないということから、本当に詳細にわたる点がな

なかなか分からないということが御心配いただいております。重点化施策の項目で分かっていたらそれだけでいいんですが、それでも、なおかつ不明瞭な点があるということが御心配いただいております。現在このアクションプランは、先ほど企画部長も答弁しておりますとおり、担当部では十分把握して、これから企画部のほうで集約するように進めているところでございます。そして、この国土強靱化地域計画を策定して、何を一番に考えていくのかということも課題となると思います。先ほども企画部長のほうから答えております。防災の拠点となるような施設の整備や、避難所となる体育館などの機能を高めていきたい、このようなことを急いでやっていかなければならないということを考えているところでございます。

最後に、検討委員会についても、他市の状況や在り方、進め方を含めて、何をどうしていけばいいのかということこれから検討させていただき、また御回答させていただきますので、答弁とさせていただきます。

[17番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 最後に市長さんのほうから御答弁をいただきました。

大月多目的広場の整備については、やはりいつでも誰でもが利用できる芝生を中心とした公園、そして近隣のまちからも来てもらう。各種イベントもありますよ、瑞穂市の特産もありますよ、そういったものを包み込んだ中での多目的広場だと、このように思います。

国土強靱化については、百年に一度とか、そういった大災害に対して、瑞穂市に自然災害が起こっても機能不全に陥らず、迅速に回復できるような強靱な瑞穂市をつくっていただくために、地域計画の策定を早急をお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（庄田昭人君） 17番 松野藤四郎君の質問を終わります。

5番 関谷守彦君の発言を許します。

関谷君。

○5番（関谷守彦君） 議席番号5番、日本共産党の関谷守彦です。

ただいまより一般質問をさせていただきます。

今回の質問で、私は、1つには国民健康保険税の引下げについて、2つ目には、知的障害者の方のショートステイについて、そして3つ目にはコロナ対策についてお尋ねをしたいと思います。

国保税の引下げにつきましては、前回6月の議会におきましても質問をさせていただきました。そのときの議論を整理させていただきますと、まず最初に、国保税は何とんでもサラリーマンの健康保険に比べ非常に高い、これが確認されたと思います。このため、所得に比べてその負担が重過ぎる現状があると思います。これを解決するためには、全国知事会が提唱する

ように、国保に対し公費を1兆円投入することが必要ではないか、こんなふうには思っているところでもあります。

しかし、これについては一朝一夕に実現するものでもありません。ですから、当面はそれぞれの自治体で少しでもこれをカバーしていくことが大切ではないか、そんなふうには思っております。

そして2つ目には、瑞穂市の国保税、今年度、令和2年度を見ますと、岐阜県が示している標準保険料率よりも高くなっているという事実がございます。

そして3つ目には、国保基金として平成30年度末、8億3,000万円、加入者1人当たりになると7万9,000円弱積んであるという話であります。これを県内の他市町で比べますと、ほかの市町よりも2.2倍以上も積んでいることが確認されたと思います。

では、具体的な質問につきましては、質問席のほうからさせていただきます。よろしく願いをいたします。

では、まず最初に、31年度決算が今回の議会に提起されておりますけれども、この国保基金についてはどの程度の積立金になっているのか、また被保険者、加入者1人当たりになりますと幾らぐらいあるのか、お答えをお願いします。

○議長（庄田昭人君） 棚橋市民部長兼巢南庁舎管理部長。

○市民部長兼巢南庁舎管理部長（棚橋正則君） 関谷議員の御質問にお答えします。

平成31年度末の国民健康保険基金残高は8億8,302万502円、出納整理期間を含みますと9億7,560万3,502円で、被保険者数は9,928人ですので、1人当たりの金額は8万8,942円、出納整理期間を含めますと9万8,267円となります。

以上で答弁とさせていただきます。

[5番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） そうしますと、前年度から比べて積立金額、決算上を見ますと8億8,300万、前年度よりは5,000万増えている。さらに、出納整理期間を加えると1億近い額が増えているというふうに言われます。また、1人当たりについても大幅に増えていることが分かったと思います。

続きまして、6月の一般質問の際、国保の被保険者が減ってきている、そんな話がありました。今後もその傾向が続いていく、そういったことであります。そうした場合、この基金の積立額、減っていく人、こういった分、一体毎年どの程度に相当するのか、お答えをお願いします。

○議長（庄田昭人君） 棚橋市民部長。

○市民部長兼巢南庁舎管理部長（棚橋正則君） 関谷議員の御質問にお答えします。

基金残高を被保険者数で除した額は、平成29年度末が5万4,044円、平成30年度末が8万583円、平成31年度末が8万8,942円となっています。被保険者数は、平成29年度末が612人、平成30年度末が440人、平成31年度末が390人とそれぞれ減少しています。1人当たりの基金額と被保険者の減少した数を乗じた額は、平成29年度末が3,307万4,928円、平成30年度末が3,545万6,520円、平成31年度末が3,468万7,380円となっています。

以上で答弁とさせていただきます。

[5番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） そうしますと、毎年毎年こういった額、金額にしますと三千数百万になると思いますけれども、こういった額が、言わば本人に返されることなく、そのまま積み重ねられてきているといったことに結果的にはなっているのではないかと、そんなふうに思います。

それから、前回、先ほども述べましたように、県内の他の市町よりも国保の基金が2.2倍あるということでした。もし、この瑞穂市、他市町並みの基金で抑えるとした場合には、一体幾らぐらい財源として捻出できることになりそうですでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 棚橋市民部長。

○市民部長兼巢南庁舎管理部長（棚橋正則君） 前回、6月議会にてお答えさせていただきましたが、平成30年度末の県内市町村の1人当たり基金額の最高額は21万1,914円、最低額は9,429円、平均額は3万5,614円となっています。

これに準じますと、当市の基金額の最高額は21億388万2,192円となり、12億2,086万1,690円不足。最低額は9,361万1,112円となり、7億8,940万9,390円超過。平均額は3億5,357万5,792円となり、5億2,944万4,710円超過となります。

国民健康保険基金は、地方財政法第7条の規定に基づき決算剰余金を積み立てるものです。国民健康保険の都道府県化に伴い、財政の運営主体が県になり、事業費納付金を賄う税収を確保して納めることになりましたので、今後は決算剰余金も多くは発生せず、積立額も多くは望めないと思います。

また今後、短時間労働者を被用者保険の対象とすべき事業所を、令和4年10月から従業員100人超、令和6年10月1日から50人超まで、被用者保険の適用拡大が実施されます。これが、当市の国民健康保険財政にどう影響するのか予測できておりませんので、余裕額と呼べるものはないと判断しております。

以上で答弁とさせていただきます。

[5番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 私は、こういった過剰に積み立ててある分については、国保基金を活用

すれば、国保税の引下げは十分可能だというふうに考えております。しかし、今のお話ですと、十分だと言えない、そんなような答弁であったと思いますけれども、では一体どれだけの基金を積み上げていけば、適正な額だというふうに判断しておられるのか、御答弁願います。

○議長（庄田昭人君） 棚橋市民部長。

○市民部長兼巢南庁舎管理部長（棚橋正則君） 関谷議員の御質問にお答えします。

国民健康保険の都道府県化に伴い、県から示される国民健康保険事業費納付金を賄える保険税収入を確保することになります。現在、この納付金は補正予算がありませんので、当初の予算に計上した保険税額の歳入があれば何も問題はありません。しかし、保険税の収納不足が発生した場合は、県に設置されている財政安定化基金を借りることができますが、借りた場合は翌々年度から3年間の間に償還しなければならず、保険税率の急激な増大につながります。また、年度途中の医療費の急激な高騰があった場合も、県の財政安定化基金から補填がされますが、翌年度以降の国民健康保険事業費納付金に加算され、保険税率の急激な増大につながる可能性があります。

現在は、標準税率の移行に伴う急激な負担増を避けるべく、市税率との不足分を基金で補填しています。具体的な基準がないために、必要な基金保有額はお示しができませんが、国民健康保険事業費納付金を賄える保険税収入の不足が生じた場合の財源として、基金を運用し安定した国保運営をしていきたいと考えています。

以上で答弁とさせていただきます。

〔5番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 今の答弁によりますと、国保の今後の運営を考えると、ある意味ではどれだけでも積み立てておきたい、そんなお話になってしまうと思います。しかし、冷静に考えてみますと、1年間に瑞穂市が徴収する国保税、全て合わせて大体10億円程度であります。それに対し、今、積立金9億数千万円までいっているというお話です。ということは、保険税収入と比べて、常識的に考えて、それとほぼ近い額が積み立てられている、これはどうなんでしょうか。そこまで積み立てていくことが必要であるのか。

先ほど説明がありましたように、保険税収入、県の示す部分と当然完全に一致することは通常あり得ないと思いますけれども、そういったふうで考えていけば、じゃあ今の国保税の何割増し、倍近くまで請求が来る、これは常識的にもあり得ないと思います。そういうふう考えた場合に、本当に10億近くまでの金を今この段階で積んでおく、しかも今後国保の進め方、まだまだ不透明な部分があります。そういった意味で御心配ということは分かりますけれども、そこだけに注目しては、本当に市民にとって、この国保の意味は非常に大きいものがあると思います。

例えばこの間、資産割、毎年平成30年度から引き下げてきて、現在は6.75%残っている。30年度、31年度においては、この減る分を補填するために所得割を増やしてきた。しかし、本年度においては、所得割は増やさずに資産割だけ減らした。ある意味では、非常に英断だと思います。それだけ市民の負担を増やすのではなく、何とか下げていこう、そういった努力だと思います。こういった努力、これからもいろいろ工夫をしていく必要があると思います。そういった意味で、本当に現場を知らない、県の言うとおりにやっていたのでは、市民にとって非常に迷惑なことになってしまう。市民の立場に立って考えれば、いろいろ知恵は出していけるのではないかと、そんなふうに私は思います。

例えば、前回は示した均等割1人1万円引き下げる、こんなことをしたとしても、法定減免の世帯、実際には全体の49%まで行っております。そういった状況も踏まえるならば、1億円も必要ではなくて、七千数百万円程度でできる。先ほど、県の平均的な金額を積み立てている額、それは5億程度という話がありましたけれども、例えばこれを5年間で解消していこうと思えば、十分に実施可能なことであります。

また、前回の話の中でも、せめて子供たちの均等割を減らすことをしたらどうか、そういった提案もしましたけれども、データがちょっと19歳以下しか、その割合が出ておりませんでしたけれども、30年度末で見ますと、19歳以下11.3%という割合であります。これを、例えば思い切って均等割を全部免除してしまったとしても、必要な金額は2,000万円であります。また、世帯割を一律1万円引下げとした場合、必要な額は4,600万円。こういったことをいろいろ考えてみると、何とか工夫の余地はあるのではないかと。残念ながら国保に加入してみえる世帯の課税所得は、資料によりますと毎年2万、3万と下がってきている現状があります。まさに今、生活が苦しくなっている、悪化している状況にあります。こういった市民の方々の生活を少しでも守っていく、それが市政の在り方ではないかと思えます。

そういった意味で、いろんな知恵も出していただき、来年度の国保税引下げ実現に向けて、ぜひ多面的な御検討をお願いしたい、そんなふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 棚橋市民部長。

○市民部長兼巢南庁舎管理部長（棚橋正則君） 関谷議員の御質問にお答えします。

国民健康保険特別会計は、支出額に応じて収入額を確保しなければならない点に大きな特色があります。支出額は、被保険者の医療需要に応じて変動するものであって、収入がないからといって、これを抑えることはできないという性質を持っています。保険税の必要額は、保険給付費（医療費）を推計し、そこから県の補助金などの公費負担を差し引いた額となり、保険税率は、それを所得水準や被保険者数等で案分するものとなります。

平成30年の都道府県単位化後は、医療給付費の推計は県の事務となり、その推計に基づいて国民健康保険事業費納付金が市町村に示され、その後、納付金を納めるため保険税率を決定す

るという流れになっています。また、この納付金の提示に併せて、保険税必要額を確保するため標準税率が示されています。

保険税を引き下げる方法として考えられるのは、1つは、国や都道府県からの公費負担の増大、もう一つは保険給付費の抑制です。公費負担の増大につきましては、全国町村会、市長会、知事会から国に対して多くの要望が毎年出されていますので、引き続き実現に努めてまいります。保険給付費の抑制につきましては、特定健康診査による早期発見・早期治療、重症化予防があります。まだまだ低い受診率を高め、健康寿命の延伸につなげなければなりません。医療の高度化に伴い、1人当たりの医療費は増嵩傾向にある中、被保険者数は減少しており、このままですと引上げにつながりかねません。

ただし、現在は、資産割をなくす方向で国民健康保険税の税率は推移しており、1世帯当たりの負担額も減少しています。年度末の基金と繰越金を合わせた国保資産合計は、平成29年度をピークに下がり始め、平成31年度末決算では対前年2,845万円の減少となっています。

今後、医療費の増大等により、現行の保険税水準の維持が困難となった場合の保険税負担の在り方につきましては、国保加入者における受益者負担の原則や、国保加入者以外の市民の皆様との公平性、さらには、瑞穂市国保財政の安定運営の観点から総合的に判断してまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

[5番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 今、基金の額と繰越金、合計すると平成29年度をピークにして減ってきている。だから、たとえ基金があったとしても、これはなかなか厳しい状況であると、そんなようなお話だったと思います。

しかし、よく考えてみると、先ほどありましたように、人数が減ってきている現実もあります。そこで、前に資料として教えていただきました平成29年度11億700万、平成30年度10億9,100万、31年度10億6,200万、これだけ繰越金と基金を足すとあると。これが減ってきているから今後心配であると、そうお話がありました。

ところが、これを1人当たりで割ってみますと、平成29年度9万9,900円、30年度10万3,490円、31年度10万4,200円。1人当たりで見ますと、これは実際にはまだ増えているわけなんです。ですから、そこら辺のバランスも当然あるとは思いますが、駄目な理由だけ考えるのではなく、何とか一つ工夫をしていただきたい、そんなふうに考えております。

この質問については、一応これでぜひ御検討していただくということで、今後も期待をしておりますので、よろしく願いいたします。

では、続きまして、2つ目のテーマに行きたいと思います。

このテーマにつきましては、午前中に森健治議員のほうから質疑があつて、ダブる部分も結構あるかと思ひます。その点については、御容赦をお願いしたいと思ひます。

瑞穂市のデータブック2019というものがあります。これを見ますと、障害者の方の人数、31年3月末2,377名であつたと。人口に対する割合はおよそ4.3%であります。全国的には、計算してみますと、5.数%ですので、全国平均よりは少ない状況にあるかと思ひます。そして、そのうち身体障害者の方1,581名、知的障害者の方が458名、精神障害の方が338名となっております。全体の3分の2が身体障害者、そんな結果であります。

しかし、この4年間で見てみますと、身体障害者の方は多少減り傾向、ないしは横ばいにあるというふうに思ひますけれども、知的障害者の方について見ると25%増えている、精神障害者の方は34%増えております。さらに、把握し切れていない方も多く見えるのではないのでしょうか。こういった知的障害あるいは精神障害への支援、なかなかこれは追いついていないのが現状ではないかと思ひます。

そんな中で、午前中にもお話がありました、今年1月に障害者の暮らしに関するアンケート調査が取り組まれました。そして、その結果が公表されております。この結果を基礎資料として、今年度中に瑞穂市障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画を作成されることも、先ほど答弁としてありました。

このアンケートの中で、「日常生活について何らかの介助が必要だ」、そういった設問がありました。どのくらい必要かということで質問がありましたけれども、知的障害者の場合ですと、91%の方が「介助が必要だ」、そんなふうに出ておりました。そして、実際にその介助を行うのは、親が86%、ほとんど親が面倒を見ている、これはほかの障害者と大きく違う点だと思ひます。また、「一緒に協力して介助してくれる方がどのくらいいるか」という設問に対して、31%がやはり親であり、次にあるのが24%の兄弟という結果が出ております。また、「これから利用したい施設」、そういったもので一番多かつたのがショートステイ、次いでグループホーム、こんなような結果が出ております。ここに今の知的障害者の方々が置かれている現状、問題点が見えてくるのではないか、そんなふうにお思ひしております。

そこで、福祉部長にお尋ねをしたいと思ひます。今回のアンケート結果、どのように受け止めてみえられるか、感想なども含めてお聞かせ願えればと思ひます。

○議長（庄田昭人君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） ただいまの関谷議員の御質問にお答えをさせていただきます。

議員御指摘のとおりでございます。知的障害者の介護者は親がほとんどであり、次に兄弟姉妹となっております。親の負担が非常に大きくなつていくことが分かつております。また、親が若いときはまだよろしいのですが、高齢になつたときに負担に耐えられなくなる可能性が大きいというところも考えております。

そして、利用したいサービスのことにもお話がございましたが、確かにショートステイが最も多く、介護者の休養（レスパイト）、あるいは介護者の仕事、慶弔行事等での利用が必要であり、需要が多いと思われます。しかしながら、現在のところ、ショートステイの事業所は受け入れ可能な障害種別にもよりますけれども、決して多くないというふうに判断をしております。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 今、部長のほうからショートステイ、受け入れる施設が非常にまだ少ないんだ、そんなようなお話がございました。

私は、議員になってから2回ほど、今回のコロナの感染症が福祉施設にどのような影響を与えているか確認したいと思ひまして、自宅近くにあります豊住園さんを訪問させていただき、施設長からもお話を聞くとともに、保護者の方々からも個々にお話を伺ってまいりました。今回のコロナの非常事態宣言の下で、一時期、豊住園も休まざるを得ないときがありました。そうしますと、そこに通っている子供たちをどう、誰が介助、世話をするのか、そういった問題が現実問題として大きくなってきたということでもあります。昼間、家庭で障害を持つ子供たちを世話する、これはなかなか大変なことでもあります。もちろん仕事もあります。

あるお母さんにお話を聞きますと、20代の娘さんだというお話でしたけれども、この休園期間中、何とかデイサービスで面倒を見てもらえるところはないか、そんなことで、そういった施設を求めて羽島、大垣、あるいは山県など、あちこち走り回ったという話です。そして、やっと岐阜市内で、ある老人施設が引き受けてもいいよ、そんな話があって、何とかならないかという思いでその施設を訪問されたということです。ところが、これまでは障害者を扱ってなくて、老人の専用の施設であった。これで果たして、特に知的障害者の方はいろんな個人個人違います。そういった意味で娘さんを任せていくことが非常に不安で、結局はそこも断念をして、自分で家で一緒に過ごすことにせざるを得なかった、そんな話でありました。毎日一緒に過ごす、これは自分の子供であっても本当に大変だったと、本当に疲れ果ててしまった、そんな感想を述べておられます。

先ほどのアンケート結果での、一番希望の多いショートステイの施設につきましても、残念ながら瑞穂市内には受け入れてくれる施設がない。必要が生じたときには、先ほどと同じような形で、近隣の市町のそういった施設、羽島とか、大野町、大垣などの施設を回ってお願いをしている状況だそうです。そういったところでなりますと、どうしても場所は当然遠い、送り迎えも大変だ。これは思い過ごしかもしれませんが、地元で面倒を見てもらえばいいんじゃないか、そんなことも言われてしまう、そんなこともあったという話です。

そういった意味も含めて、ぜひ知的障害者のためのショートステイ施設を瑞穂市内に設置す

ることはできないでしょうか。先ほどの答弁でもありましたけれども、いま一度確認をお願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） 現在、ショートステイの施設と申しますのは、市内に1か所はございます。しかしながら、そのほかに民間での整備の話は現在のところ聞いておりません。これは、ショートステイのみのサービスでは収支が合わない、どうしてもほかの事業、入所系のサービスあるいはグループホームなどと複合的に実施しなければならないからであるというふうに聞いております。

午前中にも述べさせていただきましたが、では、公設公営についてはということにつきまして、建設費用あるいは運営収支等の財政面、サービス運営の知識、人材の確保等の問題がございますので、すぐに整備するということが難しいというふうに考えています。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） なかなか難しい問題があると。先ほどは土地の問題なんかも考えて進めていきたい、そんな話もあったと思います。

豊住園さんの北側に、これも話が出ましたけれども、ふれあいホームみずほというものがあります。そこでは、水曜と金曜日の夕方から翌朝まで、日常生活に必要な訓練を1泊で行っておられます。豊住園に通ってみえる何人かも、二、三か月に1回は利用させてもらっていると。今はNPO法人のたすけあい花水木さんに業務委託をされているということで、最初はちょっとこちなかったけれども、今では非常に慣れてきて、楽しみにしていると、そんな話も聞いております。

しかし、現状では1回当たり二、三名の方しか受け入れることができない。また、先ほどの曜日設定も含めて利用されていない日もあります。せっかくの瑞穂市の施設を有効に使うことはできないでしょうか。この施設を活用してショートステイを行うことも考えてみてはいかがでしょうか。また、最近では空き家の問題も出ております。そういった空き家などをリフォームして使う方法もあるのかとも思います。こういったやり方がいろいろあります。

一つは、当面どうするかということで、こういったものも活用方法ではないか、そして長期的にはきちんとした施設も造っていくことも考えられると思います。ぜひそういったことについての御見解をお願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） ただいま御質問のございましたふれあいホームみずほの活用についてでございますが、現在、生活訓練施設としての活用をしておりますが、確かに実質的に

一部ショートステイのような役割を果たしているというふうにも考えております。

そこで、稼働日数やら受入れ人員の増加、対象者の拡大について、様々な例規の改正、あるいは受託先の団体との調整により可能な部分もございますので、今後ショートステイの利用ニーズの十分な充足、サービスの質的に、ショートステイサービスの代替になり得るのか、検討してまいります。

ただし、ショートステイの登録となりますと、県等の人員基準あるいは設備基準がございますので、その辺はしっかりと基準も考えていきたいというふうに考えております。以上でございます。

[5 番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 今、部長からは非常に前向きな答弁があったと思います。ぜひいろんな工夫をしていただいて、実現に向けて、大変かと思いますが、ぜひお願いしたいと思っております。

また、別の保護者からもいろいろ話を聞いておりますけれども、豊住園ができて30年たつという話です。しかし、豊住園ができた、そこからなかなか進んでいかない。例えば、先ほど話のあったショートステイの施設が何年後に造ってもらえる、そんな見通しがあると、それに向かって頑張っていこう、そんな気にもなっていける。また、介助している親にとっては、自分がしっかりしているうちに子供のついの住みか、グループホームをどこか決めていきたい、そこで安心して過ごしていくことができる、それを見届けていきたい、そんな切実な声が上がっております。

市長におかれましては、福祉作業所の本社の方々との懇談会を持たれていると思います。その際にも、保護者の方々からの願いをたくさん聞いておられると思います。なかなか全部聞くのは難しい部分も相当あると思います。そういったことも含めまして、知的障害者のためのショートステイやデイサービス、あるいはグループホームなど、そういったことについての市長の御見解を述べていただけるとありがたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） ただいま関谷議員のおっしゃったところにつきましてお答えをさせていただきます。

障害者の施策につきましては、今ほどお話のありましたとおり、保護者の方やら関係団体の方との面談によりまして、ショートステイサービスだけでなく、親の亡き後の生活の確保、高齢化による介護機能の低下に対応したグループホームの整備などについて、特にニーズが高いことなどを認識しております。

そこで、先ほどはショートステイサービスについて単独整備のことをるる申し上げましたが、

そういった面では難しいために、グループホームの整備と一体的に進めることが肝要と感じております。

したがいまして、今後グループホームやショートステイの整備方法につきまして、どのような方法が適切かつ実現性があるか研究を行いまして、午前中にも答弁をいたしましたとおり、現在策定中の第2期障がい者総合支援プランの中で明記をいたしまして、また自立支援協議会等の関係団体の方々の御意見を伺いながら、整備を進めたいと考えております。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） ありがとうございます。ぜひこの総合プランに位置づけをしっかりとさせていただき、保護者の方が安心して先を見通せる、そんなふうなことが実現できるよう、ぜひ進めていただければと思います。

続きまして、次のテーマに行きたいと思います。

新型のコロナ感染症対策についてお尋ねをさせていただきます。

コロナ感染症、今第2波が峠を越えたという感じではありますけれども、こういった時期にこそ、第3波、第4波に向けた対策をしっかりと行っていく必要があるのではないかと。経済活動、社会活動を安心して再開していくためにも、検査体制の抜本的な拡充を通して市中感染の芽を摘んでいくことが大切ではないかと、そんなふうに思っております。

そんな中で、今月の8日からもとす医師会の先生方によるPCR検査が始まったということでありまして。このことについての現状などを、報告できる範囲で構いませんけれども、分かっている範囲で報告をお願いできればと思います。

○議長（庄田昭人君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） 関谷議員の御質問にお答えをさせていただきます。

議員御指摘のとおり、もとす地域でのPCR検査についてでございますが、岐阜県がもとす医師会の協力を得まして、岐阜県内では8か所目、この岐阜地域の医療圏内では4か所目の完全予約制でドライブスルー方式のPCR検査センターを本巣市内に開所しております。9月8日からございまして、この9月8日から検査を開始しております。平日のみでございますが、このセンターでは1日最大20件が可能というふうに伺っております。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） この旧本巣郡地域でも、こういった検査体制が始まったということでありまして。しかし、考えてみると、もとす医師会の先生方、私たちも顔を知っている人ばかりだと思いますけれども、そういった先生方に頑張ってやっていただけるのは非常にありがたい、

そんなふうに思っております。

ところが、そういった先生方の自分の医院の現状はどうか、非常に厳しいものが現実にあります。先日も市内の先生がお話をされていましたが、コロナによる診療自粛のために患者さんが3割から5割減っている、そんな話があります。お医者さんの経費というのは、人件費など、ほとんどが固定費だという状況であります。ですから、職員の方に給料を何とか払うけれども、結局は自分の分が出てこない。これまでの蓄えを何とかそれでやりくりをしていく、そんな状況だと言っておられます。特に、この時期に新たに開業された先生方は非常に大変な思いだろうと言っておられました。

政府のほうは、8月28日、新型コロナウイルス感染症対策本部のほうで新しい方針が発表されております。その中で、地域の医療提供体制を維持・確保するための取組、支援を進めることも盛り込まれてきております。しかし、その具体化についてはまだ進んでいないというのが現状かなあと思っております。

今、市内の医療機関あるいは介護施設、こういったところに直接的な支援、国のほうも何らかの形で進めるとは思いますけれども、それを待つのではなく、少しでも先行してやっていってはどうか。今回の議会に、保険医協会というところから陳情書が出ておりましたけれども、その中で、羽島市では医療機関などへの機能継続交付金もつくっておられるという話も出ておりました。もちろん私たちの自治体で行う支援金、これは額的に言えば微々たるものにしか過ぎない、ほとんど問題の本質的な解決にはならない、そんなふうにも当然思いますけれども、しかし、こういったことを行っていくことは、市があるいは市民がその地域の医療機関を支援していこう、そういった大きなメッセージになるのではないかと、そんなふうに思います。

今回の補正予算、残念ながらコロナ関連というのはほとんど見られていない補正予算でありました。前の議会のときにも言わせていただいたことがあったかと思いますが、国や県の予算がつかなければなかなか動いていかない、待ちの姿勢ではやっぱりおかしいのではないかと。本当に市民のために率先して、様々な手法を凝らしていくことが必要ではないかと私は思います。

そういった意味において、こういった頑張っておられる地域の医療機関あるいは介護施設への支援をぜひ実現させていってはどうかと思っておりますけれども、こういったことについての御見解をお願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） 医療機関、薬局、介護施設等への支援策についてでございますが、確かにせんだっての羽島市のことについても、いろいろ実態を聞いたりしてまいりました。

私どもといたしましては、この3月でございましたが、もとす医師会あるいはもとす歯科医師会、もとす薬剤師会の3師会に所属する医療機関、介護施設、福祉施設に対して、当時備蓄

をしておりました医療用のマスク等々の配付をさせていただきました。また、県におかれましても、2度にわたりましてマスクの寄附等がなされております。

先ほど議員のおっしゃられました新しい方針ということにつきましてでございますが、それについてはまた県の動向あるいは周りの市町村の動向を見極めまして、いろいろ判断をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

[5番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 今の答弁、県や周りの市町村の動きを見て対応していきたい、そんなようになちょっと残念かなという思いの部分の回答でございました。

先ほど、本巣地域での検査センターが進んできているという話でございました。恐らくまだ始まったばかりで、毎日の定数20人までには至っていない状況にあるのではないかと推察をしますけれども、これからの市内でのクラスター発生を防いでいく手だてとして、これを有効に活用していくことができないか、そんなこともちょっと思っております。

例えば医療機関、介護施設、こういったところはどうしても感染リスクが非常に高い職場であります。しかし、私たちが生活していく上では、こういった場所というのはなくてはならないもの、そんなふうに思います。医療機関あるいは介護施設で働く職員の方々皆さんを対象にして、例えばこういったPCR検査を定期的に進めていくことをやってみてはどうか。一部の自治体で既に進めているところもございます。本来ですと、国全体でこれは進めなければならないとは思いますが、こういったことによって、その職場で働く職員の方々、先生方は不安なく職務に専念することができます。また、そこに通う患者さん、あるいは介護施設で生活をしている方々など、そういった方々も安心して過ごすことができるのではないのでしょうか。そして、先ほど言いましたけれども、そういった施設でのクラスター発生を未然に防いでいくことも可能になっていくと思います。

こういったことを通して、経済活動あるいは社会活動の安心感を得ていくことができる、そういった活動をスムーズに復活させていくことができるのではないかと、そんなふうに考えたりもいたします。

このような医療機関、介護施設で働く方々にPCR検査を実施することをひとつ考えてみてはいかがでしょうか。御検討をお願いします。

○議長（庄田昭人君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） 医療機関や介護施設の職員の方へのPCR検査の実施につきましては、政府が8月30日の新型コロナウイルス感染症対策本部において説明を行った今後の取組案に見解が述べられているかと思っております。

これによりますと、インフルエンザの流行期を踏まえて検査体制の抜本的な拡充という仕組

みづくりについて、感染が疑われる者に対する行政検査以外で、重症化防止の観点から行う一定の高齢者あるいは基礎疾患を有する方で、本人希望による検査への補助の検討が行われているようではございます。特措法の第24条に基づき行われる、いわゆる行政検査が逼迫するおそれがある場合には、行政検査に支障を生じさせないことを条件というふうにはされておるようでございます。

したがって、このように行政検査対象者が最優先とされている状況を鑑みますと、現段階では、医療者や介護の職員の方に限定した定期的なPCR検査の実施につきましては、なかなか難しいというふうに考えざるを得ないと思っております。以上でございます。

[5番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） では、最後になりますけれども、公共施設の使用料のことについて質問をしていきたいと思っております。

この前の13日日曜日には、巢南公民館で文化協会の文化フェスティバルが開催をされました。本当に久しぶりの催しだったと思っております。これからは、徐々に経済活動とともにこういった社会活動の再開も大きな課題ではないか、そんなふうに思っております。何といたっても人間は社会的な動物と言われております。いつまでも家に閉じ籠もっているわけにはいきません。様々な集まりも少人数から進めていくことが重要ではないか、そんなふうに思っております。

市内の公共施設、会議室等、貸出しが今可能になっております。しかし、十分な距離を取ろう、そんなふうにしますと、各部屋の定員が半分から3分の1ぐらいになっている。私も総合センターの5階の会議室、時々使わせていただきますけれども、椅子は30あるけれども、机1つに1人ずつということで、定員は今10名ですと、そんなふうな話になってきております。そうしますと、これまでよりも大きい部屋を借りる、あるいは複数の部屋を借りる、そういったことで、市民の活動としてもその負担が大きくなっております。

そこで、当面として、例えばコロナが終息するまでとか、そういったときの会場の使用料を一定額減免する、半額にするとか、そういったことをぜひ考えてはどうでしょうか。現在、施設の利用状況を見ますと、ほとんどが利用されていない状況があります。ここで遊ばせておくよりも、ぜひ市民の方々に少しずつでもこういった社会活動を進めていくことを促していくためにも、こういった施策があってもいいのではないのでしょうか。当分の間だけにしても、この使用料を減免していく、これは大きな意味があると思っております。これにつきまして、それぞれの担当部署のほうからお答え願えるとありがたいと思っております。

○議長（庄田昭人君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 公共施設の利用についての使用料の半額とか減額等々の御質問です。

市民協働安全課所管の施設であります3つのコミュニティセンターについてのお話をさせて

いただきます。

こちらの3館の状況につきましては、密閉・密集・密接のいわゆる3密と言われる状況を回避する観点から、利用者の方々は、これまでより広い場所を確保されたり、一度に集まられる人数を制限されたりするなどの対応策を取りながら活動されているというふうに理解しております。

今まで市に寄せられている利用者の方からの声や、管理者である瑞穂市ふれあい公共公社への聞き取りをした結果でございますが、いずれも施設利用の費用が高くなることに対する苦情とか、要望はありませんでした。利用者の方々は、新しい生活様式において新型コロナウイルスとともに日常生活を過ごしていくことの必要性を十分認識されており、活動を行うためには感染予防対策を講じることが基本であると考えておられます。

また、市といたしましては、より安心して使用していただけるために、一層新鮮な空気を取り入れられるよう、換気のための改修工事を一部コミュニティセンターでは今年度中実施を計画し、進めておるところでございます。なお、活動内容によっては、より広い施設が必要となる場合もありますので、その際は他の施設の利用なども視野に入れた御相談に応じさせていただきたいと思っております。御理解をいただきたくお願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（庄田昭人君） 広瀬教育次長。

○教育次長（広瀬進一君） 引き続き、教育委員会のほうの生涯学習課の公民館施設において御説明させていただきます。

こちらは、ホール以外の会議室や研修室は一律の料金設定となっておりますので、広い会議室に変更されても使用料が高くなることはございません。また、現在は新型コロナウイルス感染症対策につきましても日々変わりつつあります。このような中で、ふだんは会議室などを利用されている団体等がやむを得ずホールを御使用にならなければならないような場合は、一度個別に御相談いただきたいと思いますと考えております。以上です。

〔5番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 今、教育次長の答弁の中で、ホール、多分巢南公民館かなあとありますが、ホールなどを使う場合には、個別に相談に乗るといったことでよろしいですか。ありがとうございます。

先ほど、コミュニティセンターについて、高くなるからという苦情はないと。なかなかそこまで言う人も少ないと思いますけれども、苦情がないからそれでよしという問題でもないと思います。

これまでコロナ対策、全部で41事業あったと思いますけれども、中には見直しの必要もある

のではないかと。それから、これからのコロナ感染症の拡大防止、本当に困っている方への支援、こういったことをこれから真剣に行っていく必要があると思います。そういった意味も含めて、またいろいろとお互いに知恵を出して、この問題をしっかりと議論していきたい、そんなふうにして、私の本日の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（庄田昭人君） 5番 関谷守彦君の質問を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩いたします。3時25分より再開をいたします。

休憩 午後3時09分

再開 午後3時25分

○議長（庄田昭人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

7番 森清一君の発言を許します。

森清一君。

○7番（森 清一君） 議員番号7番、無所属の会、森清一です。

議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

昨年度末より、コロナ禍に見舞われて、突然の学校の休業を余儀なくされ、また6月からの登校再開後、過去にないほどの異常な暑さの中で行政及び学校関係者の皆さん、そして地域の皆様方には、この瑞穂市の将来を担う子供たちの安全・安心を確保していただきましたこと、この場を借りて厚くお礼申し上げます。

さて、私の質問は、瑞穂市の将来を担う大事な子供についてでありまして、安全・安心な学校教育の推進についてをメインテーマとして、10項目ほどの質問をさせていただきます。

以下につきましては、質問席において行わせていただきますので、よろしく願いいたします。

さて、全国的に人口減少であり、少子高齢化が進む中で、当市は県下でも数少ない人口増加のまちであります。本年度の当市の小学校児童数は、前年比マイナス26名の3,492名、中学校生徒数は前年比プラス68名の1,694名であります。小学校の児童数について、市全体では減少傾向とはいえるものの、当市7小学校のうちでは増加が予測される小学校もあると認識しております。

そこで、当市全体の児童・生徒数の今後の推移予測と特に増加も考えられる小学校児童数の推移予測、及び現在の外国籍児童・生徒数をお伺いいたします。

○議長（庄田昭人君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） それでは、森議員の御質問にお答えさせていただきたいと思っております。

まずもって市内の児童・生徒数の推移予測でございますが、瑞穂市の小学校の児童数は、おっしゃられるとおり、現在3,492名であり、予測では、今後5年間を見たところですが、増減を繰り返しながら約70名ほど減少するという予測でおります。また、中学校の生徒数について

も、同じく今後5年間を見ましたところ、これも増減を繰り返しながら約70名ほど増加すると考えられております。

また本年度、令和2年度の外国人児童・生徒数でございますが、市全体で157名在籍しております。内訳としましては、小学校が107名、中学校は50名です。さらに、この中で日本語指導が必要だと思われる児童・生徒数は合計86名おります。小学校は58名で、中学校は28名、そういった状況でございます。以上です。

〔7番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 森清一君。

○7番（森 清一君） ありがとうございます。

人口が増加する要因としては、いろいろ宅地造成によって戸建てが増えたり、また集合住宅への転入、あるいは外国籍就業者の転入など様々な要因があると思います。今後の状況につきましては、今お答えのように、小学校では若干繰り返しながら減少ぎみ、そして中学校では若干増加ぎみというような予測でございますが、今後いろんな要因で増える可能性もあると思っております。学校によっては、今後急な児童・生徒数の増加や、またその他の要因で学級数が増え、教室数が逼迫することも考えるところでございます。

さて、コロナ禍が続く中、3密の回避やソーシャルディスタンスを励行しなければなりません。幸い当市におきましては、家庭での感染者は1人ありましたが、小・中学校内でのコロナ感染者は一人も出ておりません。しかし、新型コロナウイルス感染症は、まだまだ終息には時間を要するものであり、継続した取組が必要であると考えます。

そこで、コロナ禍の状況において、現在の1クラスの児童数が最大の教室は今のところ38名と認識しておりますが、その教室の過密状況について、また1クラス当たりの児童数の上限40名となっておりますが、その妥当性について、そして児童・生徒数の増加等によって再編成した場合に、教室数に不足が生じないかについて併せてお伺いいたします。

○議長（庄田昭人君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 教室の子供の様子について、3点御質問があったというふうに理解しております。

1つ目は、過密状態についてでございます。

県の教育委員会が出しております新型コロナウイルス感染症対応、いわゆる学校再開ガイドラインにおいては、教室の座席配置について身体的距離を確保するように指示されております。これを具体的に申しますと、児童・生徒の間隔を1メートルから2メートル程度以上保つように座席を配置するとあります。つまり、従来は2人で1つの席をつくって並んでおりましたが、今は一人一人に分かれて座るという状況でございます。市内の小・中学校では、このガイドラインに従いまして、マスクを着用した上で、今の児童・生徒の距離を一、二メートル程度以上保つ

ように座席を配置して、感染防止に取り組んできているところでございます。

過密状況の上限数についてはどうかという御質問ですが、現在の学級編制の基準は40人学級となっております。最大限の人数でございますが、この40人学級で、学級の教室の規模で考えますと、ガイドラインに示された教室の座席配置で、この距離を保つことができる上限の人数だというふうに理解しております。一瞬過密にも見えるんですが、県のガイドラインに沿った状況を設定することができております。

3つ目です。教室は不足しないかということでございますが、児童・生徒数が増加した場合、教室の数が不足するのではないかとということで私たちも危惧するところではありますが、現在学校の校舎の中には少人数指導で使うというような教室であるとか、あるいは特別活動で使う教室がどの学校にもございます。一時的に、年度を見ますと増える年度もありまして、そういったときには、そういった教室を普通教室として活用するなどの工夫をして、不足が出ないように対応することができるということを考えておりまして、今後5年間の児童・生徒数の予測、それに伴う学級の数の予測を見ても、不足にはならないというふうに考えております。以上です。

〔7番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 森清一君。

○7番（森 清一君） 分かりました。今のところ、40名の上限でぎりぎりオーケーであると。そして、今後の教室数につきましては、この状態でいけば何とかやっつけていけるという御答弁でした。

ただ、現在文科省のほうでは、少人数学級の検討に入っておりまして、1クラス当たりの上限数の見直しも検討を始めているという状況を聞いております。そういう状況について、やっぱり今後動向を注視して、もしも不足が出るようであれば、また早めの対応を検討していただきたいとお願い申し上げます。

じゃあ、次の質問に参ります。

現在、外国籍児童・生徒数は157名とのことですが、今後さらに増加する可能性もあると思います。9月3日の新聞によりますと、文科省では新型コロナウイルス感染症拡大の影響で失業する外国人労働者が増加し、経済的困窮から子供の学習機会が奪われることが懸念されており、支援策が打ち出されております。

文科省が2019年に初めて実施した調査におきまして、小・中学校に相当する年齢の外国籍の子供は全国に12万4,000人おり、うち1万9,000人、約15%が就学していない可能性がある。また、公立小・中学校では日本語指導が必要な子供も増えていることが判明しております。不就学の背景には、外国籍の子は日本人と違って就学義務がなく、在日外国人の世帯に就学案内を送らないなど、自治体の対応にもばらつきがあることが言われております。

そこで、当市におきまして、在日外国人の全ての世帯に就学案内を送られているのかについてお伺いいたします。

○議長（庄田昭人君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 就学案内につきましては、住民基本台帳を基に作成した学齢簿というのがございまして、それに基づいて該当する保護者へ発送しております。全ての世帯へ昨年度発送したところがございます。転入者につきましても、その都度案内をしており、異動の手続がなされていけば漏れることはないというふうに認識しております。

本年度、就学案内を送付した外国人児童・生徒は、全員それぞれの学校に入学しているというところがございます。ちなみに、昨年度も調べましたら、昨年度1名不明な子供がいました。追跡調査をしたところ、本国へ帰国していたということが分かりまして、そこまで教育委員会のメンバーが調べてくれておりますので、本市においては不就学のお子さんはいないというふうに認識しております。以上です。

〔7番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 森清一君。

○7番（森 清一君） ありがとうございます。全員に配送されているということで、漏れがないというふうに認識いたします。

一般的に言われております不就学の背景としましては、入学前に自治体から届く就学案内の文書を保護者が理解できず、入学しても子供が授業についていけないなど、日本語を十分に理解できないケースが多いと見られているとしております。この報告のとおり、外国籍の児童・生徒または保護者の多くは、自ら発信する力、相手の言葉や文章を理解する力において不足していると思われまます。

外国籍の児童・生徒が、学校生活において適正な学習を受けられるための取組について併せてお伺いいたします。

○議長（庄田昭人君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 外国籍の児童・生徒が学校生活において適正な学習を受けられるようにするための取組についてでございますが、まず1つ目は従来からの取組でございます。

多言語に対応できる指導員として3名配置してきておりました。中国語とタガログ語とポルトガル語、この3つの言語指導ができる3名でございまして、指導が必要な学校へ計画に基づいて派遣して、子供たちの学習の補助をしてきたというのが1つ目でございます。

2点目は、日本語指導が必要な児童・生徒に対しての指導でございまして、以前は、日本語指導が必要な子供を1つの教室に集めて指導しておりました。ところが、これでは実態が違います。そこで、教室を分けて、一人一人の日本語の能力とか、学校生活への適応状況も含めた生活や学習の状況を把握した上で、一人一人に応じた指導計画を立てて指導するように変更し

ました。具体的には、日本語初期指導教室として、特に指導が必要な児童を集めて個別に対応できる教室を設けたものでございます。この初期指導に当たる教員を2名、昨年度から配置しております。その結果、外国人児童・生徒の人数に対して日本語の指導が必要な児童・生徒は、以前は約75%ほどでしたが、本年度は約55%というふうに減少して、成果が出つつあるというふうに認識しております。

3点目の取組です。毎日2時間程度でございますが、各学校へ外国人児童・生徒への支援をする外国人児童生徒支援員という方を8名配置しております。市内の外国人児童・生徒が在籍して、日本語指導が必要な学校へこれも派遣して、指導の充実を図っているというところでございます。

さらに、これからのことを考えますと、今後は日本語指導が必要な児童の実態をもっと把握した上で、さらに分けた教室をつくりたいというふうに考えます。日本語初期指導教室には入らないものの、その次のレベルぐらいの子供を分けて、集める教室が設置できたらいいなというふうに考えております。そうすることによって、子供の実態に応じたきめ細かな指導をすることができるようになると考えております。

今実施している日本語初期指導教室の成果とか課題、先ほどパーセンテージが減ったと言いましたが、その成果や課題は何なのかというあたりを追求しまして、今後の外国人児童・生徒の日本語指導をさらに充実させていくことで、彼らに確かな力を身につけさせていきたいということを願って取り組んでいきたいと思っております。以上です。

〔7番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 森清一君。

○7番（森 清一君） ありがとうございます。十分な対応をされているという御答弁でございましたし、その成果も十分出てきているという状況であります。

文科省におきましては、来年度から学校内外で日本語を教える語学指導員、あるいは母語で学習や生活相談に応じる支援員、これらの方を大幅に拡充する方針を先般ちょっと新聞で読んだわけですが、今年度は7億円の予算を組んでいた、それが来年度は14億円程度を盛り込むという情報もありましたので、ぜひ十分活用して、もっと対応をしていただければと思います。

外国籍の児童・生徒が日本の学校生活を生きていく中で、やはり日本語に対応できないとなかなかついていけない。そういう中で、先般も牛牧の校長先生にもお聞きしたんですけれども、この日本語初期指導教育の中で、サバイバル日本語と、こんなことによって習得していただきながら、よりよい生活と学習ができるよう指導をしておると、そんなことでございました。ぜひ今後も十分に対応していただきたいと思います。

次の質問に移ります。

第2次総合計画実施計画、学力向上推進事業において、全国学力テストでの質問には、「学校に行くのが楽しいと思える」児童・生徒数の割合の項目があります。計画策定時の現状値は、小学6年生では84.7%、中学3年生では77.8%となっており、5年後、令和2年度の目標値におきましては、小学6年生では90%、中学3年生では80%となっております。この「学校に行くのが楽しいと思える」児童・生徒数の割合について、令和元年度までの実績値の推移と目標達成のためにどのような取組をなされたのか、お伺いいたします。

○議長（庄田昭人君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 全国学力・学習状況調査の質問紙という、いわゆるアンケート用紙がありまして、そこにある項目で「学校に行くのが楽しい」ということですが、この回答で子供の割合については、平成27年度以降の様子を見ますと、小学校ではこの5年間で平成29年度が最も高く86.5%でした。令和元年度になりますと、85.2%となっております。中学校では、平成28年度が最も高く81.2%となっており、中学校においては、目標値は達成しているものの、小学校では設定目標がやや高いなというところで目標達成ができていないのが現状でございます。

この全国学力・学習状況調査は、小学6年生と中学3年生の4月に実施をしております。瑞穂市では、中学3年生になる段階で学級のメンバーが替わります。つまり、この調査は学級の仲間が替わったばかりの状態で行われるというのが実は根底でございます。

そこで、本年度はやっていませんけど、実施した年度で、年度の終わりに同じ質問をしたことがございます。そこでは90%を越える数値が出ました。また、学級によっては100%に近い数値となるところもありました。今後は、この目標の内容の設定とか、目標値の設定についても一度検討したいなということも考えておるところでございます。

さて、その取組でございますが、目標値がある以上は、どのようなところに重点を当てて取り組んでいるかということでございます。

2点ございまして、1点目は、やはりどの子供にも自己肯定感とか、自己有用感を味わうことのできるような教育活動を仕組んだり、児童・生徒の実態に応じた支援や指導を丁寧を実施したりしていくことが大事だと思います。

各学校においては、仲間同士でのよさ見つけ、あるいは係・委員会活動などを通して自分のよさを実感させる、達成感を味わわせたりする、こういったことで誰もが活躍できる学級づくりを目指して行っております。

また、市内の全ての学校において、児童・生徒の人間関係とか、学級集団の状況というものを把握することができる検査、これはQ-U検査とありますが、Q-U検査を年間2回実施しております。この検査の結果を分析して、学級や一人一人の子供の現状を客観的に把握した上で、それぞれの学級の実態に合った、子供の実態に合った指導を行うことで、誰もが安心感と

か、充実感の得られる学級づくりにつなげていきたいというふうで取り組んでおります。

もう一点は、やはりどの子どもも分かったとか、できたと実感できる授業づくりでございます。

学校生活の大半は授業です。授業を通して、できるようになったとか、分かったという達成感や充実感を味わえたときは、あしたも学びたいな、あしたも来たいなという気持ちに子供たちはなります。このような充実した学びの連続を生み出していくために、確かな学力の定着あるいは教員の指導力の向上に力を入れてきたところでございます。

さらに、読書通帳を活用した読書活動の充実であるとか、外国語教育の充実であるとか、ICT機器の整備と効果的な活用とか、こういったことも含めて様々な授業に直結するわけではないですが、その周りの取組なども含めて、今後もさらに工夫して実践していきたいというふうで考えております。以上です。

[7番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 森清一君。

○7番（森 清一君） この取組につきましては、小学校では若干目標には達していなかったという状況でございますし、またこの実施時期が4月ということで、年度末にやればもっと高くなったという実態もでございます。ぜひこの2点の実施項目をしっかりと続けていただいて、いい結果を出せるようにしていただきたいと思っております。

ただ、この学校に行くのが楽しいと思える児童・生徒数の割合の数値というのは、裏を返せば、学校に行きたくないと思える児童・生徒の割合ということが言えると思っております。この中には、不登校及び隠れ不登校の児童・生徒も含まれるものと考えられます。隠れ不登校というのは、不登校傾向とも言えますが、学校に行けても自分の教室に入れない、あるいは教室にはいるが、毎日通いたくないと思っている仮面登校の児童・生徒のことで、全国の中学校では約33万人いると言われております。こういう子が、また何かのきっかけで不登校になり得るとも言えると思っております。

さて、文科省の調査では、この不登校の小・中学生は2018年度16万4,528人で、児童・生徒数が減る中、6年連続で増加し、過去最高を更新。小学生では144人に1人、中学生では27人に1人に当たると報告されております。この数値を当市に置き換えてみますと、小学生では24人、中学生では62人となっております。

そこで、当市の令和元年度の不登校児童・生徒の人数と推移状況及び不登校の要因をどのように分析されておられるのか、併せてお伺いいたします。

○議長（庄田昭人君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 不登校の児童・生徒数についてでございますが、国が発表しているのは都道府県別の人数でございますし、市町村別の人数については公表を今しておりません。ただ、議員がおっしゃられるように、大体そういった平均的な数字であると思っております。

構かと思います。

また、要因につきましては、やはり複合的なことが多く、家庭の問題あるいは学習が遅れてしまっているというような問題、あるいは生徒間のトラブルというようないろんな理由が重なって不登校に至っているということで、この理由だとはっきり言えるものは非常に少なく、現状分析がなかなか難しいところがございます。ただ、不登校が続きますと、学習の遅れというのが最大のネックになりまして、再度学校へ登校するときの大きな壁が学力の遅れと、未定着の部分がやはり気になっているところがございます。以上です。

〔7番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 森清一君。

○7番（森 清一君） ありがとうございます。瑞穂市の不登校の人数については、全国平均並みというようなことで認識させていただきます。

ただ、この不登校の要因につきまして、あるデータがございます。これは文科省のほうで出している調査報告書です。これは、主に学校の教員による回答によるデータであります。多かった要因については、「家庭の状況」37.6%、「いじめを除く友人関係」27.8%、「学業不振」21.6%であり、「教職員との関係」3.1%、「いじめ」0.6%、「学校の決まりなど」3.2%と非常に割合が少なくなっております。

一方、NHK・LINEアンケートの調査結果、これは不登校あるいは不登校傾向1,968名にLINEで調査をした結果でございますが、これはその当人の回答でございます。それによりますと、この調査項目は、文科省と同じ調査項目になっております。「先生との関係」23%、「いじめを受けた」21%、「決まりや校則になじめない」21%、「家庭の状況」21%というように、文科省の報告とは大きく相違したものとなっております。

これらの報告によって、不登校の要因について、教員と子供の認識の違いがはっきりと現れていることが検証されると思います。教育委員会におかれましては、不登校の要因を事実から明らかにし、この実態をつまびらかにしなければ、不登校の具体的な対策は立てられないということを申し述べまして、次の質問に移ります。

コロナ禍の中、3月から学校休業となり、自粛生活、自主学習が余儀なくされて、児童・生徒はもとより、親や家族、また教育関係者にとって初めての制限された先の見えない状況の中で、相当なストレスを抱えていることはテレビや新聞等の報道でも明らかにされているところです。そして、6月より登校が再開され、コロナ対策と熱中症対策に配慮されながら、遅れぎみの学習を急ピッチで進めるという状況の下で、不登校やコロナの感染回避のために自宅で学習しますという自主欠席、あるいは隠れ不登校の児童・生徒が増加しているとの情報もあります。

当市では、再開後3か月になりますが、不登校や隠れ不登校、自主欠席等について、現在ど

のような実態であるのか、お伺いいたします。

○議長（庄田昭人君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 夏休み以降の子供たちの様子でございますが、6月に学校が再開しまして、子供たちの登校状況については教育委員会でも大変心配をしておりました。

しかし、不登校児童・生徒の人数は、昨年度と比べ、あるいは休業前と比べてかなり減っております。現在に至っても、前年度と比較しても減少の傾向はまだ見られます。この要因についてはいろいろあるかと思いますが、分散登校でそのときに登校する日数とか、学級の人数が段階的にスタートした、少ない人数がだんだん増えていったとか、1日置きに登校したといったようなことが、安心して登校することができたというような状況もございました。

また、各学校においては、分散登校のときに心のアンケートを実施して、子供たちの状況をつかんでくれた。そして、その状況に応じてアドバイスとか対応、そういった丁寧な指導をしてもらいました。それが、学校の再開のときに子供たちが登校に至ったと、つながったというような効果が上がっているというふうに私どもは分析しております。

自主欠席につきましては、当初数名いましたが、今はほんの僅かだけ残っております。この子たちの人数を言うと、どこの学校かとかいろいろと出るので、人数はちょっと控えさせていただきますが、状況としてはやはり保護者の方が大変心配されております。しかしながら、学校へ来ないとなると、何らかの形で学習の保障をしていくということで、定期的に家庭訪問もしておりますが、やはり心配されてみえます以上、なかなか本人に会うこともできないため、ポストインしてきているという状況はありますが、継続的に、いまだにそういったことは続けて指導につなげていきたいというふうに思っております。どこかの段階で安心される状況が生まれましたら、また登校につながるのではないかと考えております。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 森清一君。

○7番（森 清一君） ありがとうございます。この心配しておりました増加傾向という、全国的にそんな傾向かなと思っておりましたけれども、減少ぎみであるということは、この分散登校あるいはその後の対応がよかったのかなと思っております。当市において、そういう状況が、当然コロナ以前とは状況が、若干環境が変化しながら進めておられると思います。今後も続けていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

2016年成立の教育機会確保法は、不登校の児童・生徒の休養の必要性を認め、学校以外の場での学習を国や自治体が支援すると明記しています。さらに、文科省は2019年の通知で、教育委員会の教育支援センター、民間のフリースクールなど、多様な教育機会を確保する必要があ

ると指摘しております。不登校の子供たちの支援には、様々な場所でその子に合った支援が一番の方策であり、そういう意識改革が必要となります。

ちなみに、9月4日のNHKニュースで、岐阜市では、不登校を経験した子供向けに、特別の課程で教育をする不登校特例校として、廃校になった旧徹明小学校を整備して、草潤中学校として来年4月から開校するとの報道がありました。

そこで、当市教育委員会としては、不登校の子供たちに対し、現在どのように対応しておられるのか、また今後どのようにしていかれるのか、お考えをお伺いいたします。

○議長（庄田昭人君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 不登校の児童・生徒への学校以外の場での学習への取組の現在と今後ということでございまして、答弁させていただきますが、市で今実施している取組を中心にしてお答えします。

小・中学校では、中学校区ごとにスクールカウンセラー、スクール相談員を配置して、必要に応じて教育相談を行える体制を整えております。また、教室で学ぶことが難しい児童・生徒は、教育相談室などを整えまして、そこを活用して学べる体制も整えているところでございます。

2つ目には、市の教育支援センターに教育相談員を2名配置しております。電話や来所による教育相談を行っております。また、必要に応じて県からスーパーバイザーの指導も受けられるようにしておるところでございます。相談後、不登校が改善されて学校に復帰できているケースもあり、少しずつ成果を上げているところです。

3つ目ですが、教育支援センターには、適応指導教室「アジサイスクール」を設置しております。そこでの相談活動を行うとともに、不登校児童・生徒に対してカウンセリングや学習指導、体験活動なども含めて行っております。継続的な通室により、自分のペースで学びながら学校復帰を目指しているところです。

今後でございますが、学校復帰することだけを不登校児童・生徒の最終目標とするのではなくて、多様な学びがあるということを踏まえて、不登校の児童・生徒に対する支援策を講じていきたいということを基本的に考えております。

例えば、具体的な方法としましては、ICTを活用した取組を検討したいと考えているところでございます。

1つ目は、テレビ会議システムを使って、所属する学級の授業を学校の中の別の部屋から見ることができるような取組である。このことによって、自分自身も同じ学級の授業に参加して学んでいるという実感を持つことができると思っております。この取組を今後は家庭においても実施できるようにというようなことも計画の視野に入れて考えていきたいと思っております。

2点目は、現在取組をまさに開始しようとしているものでございまして、民間の携帯電話会

社が提供している、名前としては「palstep」という学習支援ツールがございます。これを活用した取組でございます。ここは、100名ほどの子供が使える、個々に与えられるID・パスワードをいただいております、そのホームページにアクセスして、その中で子供が好きな時間に好きな教科の学習を選んで学ぶことができます。その学習内容は、自分自身の力に応じたレベルの学習内容を選択することができます。

例えば算数・数学のページを開いたときに、自分は中学2年生で、中学2年生のところを開いたら分からないと。そうしたら中学1年生のところを開いてみたら、これもちょっと分からないと。小学校6年生の算数を開いたら、ああ、ここはできそうだといって学んでいく。そうやって個々に応じて発展していける、1人で学ぶことができるツールでございます。

今後は、これを各学校の教育相談担当教員と一緒に、効果的な活用はどうしたらいいかということ相談しながら、徐々に進めていけるように実施を考えているところでございます。以上です。

〔7番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 森清一君。

○7番（森 清一君） ありがとうございます。当市におきましても、教育支援センターあるいは民間のフリースクール等を考えておられると。教育支援センターのほうは実際に運用されているということでございますけれども、聞くところによりますと、この民間のフリースクールにも、瑞穂市では何名か通われているという情報もございますが、今後もっと十分に活用できるように働きかけをしていただきたいなと思いますし、やはり多くの不登校の子供が安心して利用できる環境、あるいは制度をもっともっと整備して、取りこぼしのない施策と呼びかけが必要ではないかと考えますので、よろしく願いいたします。

次に、先ほどお答えに若干ありましたけれども、ICT化が進む中、不登校の子に学びの機会の保障として、オンライン授業による学びの機会をつくることも新しい方策の一つになっておるといことで、やはりオンライン授業というものを有効に活用していくということは、今後大切かなと思っております。

全国的におきましても、やはりオンラインによって授業に関わりやすくなったとか、または自分にとって心地よい場所になっているなどの声もあって、このオンライン授業に参加しながら、そして受けた後、学校へ顔を出すようになったという事例も出ているようでございます。

今年度、コロナの影響で、全国の学校ではオンライン化が急ピッチに進められておるといことでございますし、当市におきましてもGIGAスクールの導入を推進されております。一刻も早く運用をしたいところでございますが、そのGIGAスクール導入の運用のタイムスケジュール及びどのように活用していくのかについてをお伺いいたします。

○議長（庄田昭人君） 広瀬教育次長。

○教育次長（広瀬進一君） 瑞穂市では、G I G Aスクール導入が決まりまして、児童・生徒一人一人にタブレットが支給できることとなりました。今年度中には、全児童・生徒にタブレット端末を配付できるよう現在手続を進めているところでございます。また、タブレット導入と同時に、高速大容量の通信ネットワークを利用することができるよう工事手続を進めると同時に、タブレット保管庫の設置場所の検討も現在行っております。

I C T環境の整備とともに、I C Tを効果的に活用できるよう教職員への研修も進めております。例えば、タブレットに入力された子供たちの考えを電子黒板で共有したり、比較したりしながら、効果的に学び合う方法の研修、またウェブ会議システムを活用し、遠隔地においても双方向でやり取りを行うような活動の仕組みについての研修などがあります。

今後、児童・生徒が一人一人端末を使用できるようになることで、インターネットを活用した調べ学習、また写真データの記録の蓄積、動画による発話や動作の確認などが可能となるため、授業における効果的な活用の仕方については、今後も研修を重ねていくよう計画しております。

また、効果的な使用の仕方のみでなく、安全に使用できるためのルールづくりや研修も大切にしております。現在は、運用時に必要なセキュリティポリシー策定に向けて内容を検討している段階であります。策定後は、内容を教職員へ周知するとともに、児童・生徒が安全に活用できるようにするための指導ポイントを示していきます。また、児童・生徒、教職員を対象とした情報モラル研修も行っていく予定であります。以上であります。

〔7番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 森清一君。

○7番（森 清一君） ありがとうございます。G I G Aスクールの早期の運用開始をお願いいたしますし、今後のいろんな活用の仕方、今おっしゃられましたように、十分に活用できるよう訓練しながら進めていっていただきたいと思います。

特に隠れ不登校の子供たちに対して、やっぱり一部の授業を中継して、相談室等において、このタブレットで視聴してもらおうとか、そういう学校内オンライン授業もいいと思いますし、また不登校の子供に対して、やはり同様に自宅で視聴できるようなオンライン授業での学習も十分に検討されていただきたい。W i - F i環境の整備等あります。また、活用の仕方についての指導もあると思いますが、そのようなことも早急に推進していただきますようお願いいたします。

次の質問ですが、コロナ以前とは違う新しい生活様式の中、子供たちもそうですが、教職員の皆さんも相当なストレスを抱えられているとの調査報告があります。学校関係者、特に教職員の体調不良につきましては、先般新聞のほうで載っておりました。教職員の3人に1人は体調不良を訴え、子供の話をしっかり聞けずに必要以上に子供を叱る、あるいはいいかげんな授

業をしてしまうという回答がございました。この教職員の体調不良というのは、児童・生徒への対応にも大きく影響を与えることとなります。コロナ禍における学校での校内での消毒作業、また学習遅れの取戻し、部活動の指導など、教職員に重くのしかかる業務負担があります。

当市において既に実施されている教職員の負担軽減対策が十分なのか、さらなる対策が必要なのかについてお伺いいたします。

○議長（庄田昭人君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 6月の学校再開のときには、学校再開ガイドライン、あるいは学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル、こういったものに基づいて、登校時の健康観察、手指消毒の指導の徹底、校内環境の清掃など、教職員が実施しなければならない作業が膨大になりました。

そのような中で、本市における各学校では、学校運営協議会の委員の方々を中心とした地域の方、PTA役員の方々、民生児童委員さん、大学生ボランティア、地域ボランティアなど多くの方の支えによって、健康チェックとか消毒作業、清掃に御協力いただくことで、教職員の業務の軽減をかなり図ることができました。また、会計年度任用職員として短期で任用した生活支援員やスクールサポートスタッフにより、さらに今軽減することができています。

9月初めに、県教育委員会から新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた学校運営についてという通知が出されました。ここでは、家庭内感染が最多である現在の状況を踏まえた対応が求められるようになりました。

例えば、学校における清掃活動については、今まで教職員等がやっていましたが、通常の清掃活動により清潔な空間を保つとともに、大勢がよく手を触れる箇所については、1日1回定期的な消毒作業を実施するというふうになってきております。これまでと比べまして、作業量が軽減されることになってきております。もちろん清掃活動で子供が行う場合には、細心の注意を払って指導ができるようにやっております。

今後は、まだ定員に達していない会計年度任用職員の短期任用を引き続き行っていくと同時に、児童・生徒の安全を保つための衛生管理の在り方を考え工夫していくことが、業務負担軽減のために大切であると考えております。

また、最初にも申し上げましたが、学校運営協議会の方々の協力を得ながらやってまいりましたところもありまして、児童・生徒が安心して学べる学校環境を整えることができるよう、さらに協力を得られる部分は得ながら進めていきたいということを考えております。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 森清一君。

○7番（森 清一君） ありがとうございます。学校運営協議会だとか、地域、PTAの方、

いろいろとお世話になって、学校のほうも、教師の負担も比較的軽くなっているのかなというふう理解いたしました。

さらに、今後はGIGAスクールが始まって、教職員にはさらに負担が増すようなことも考えられます。教職員が安心して落ち着いた状態で子供たちと接することができる環境をつくっていただくようお願いいたします。

じゃあ、最後になりますが、加納教育長にお伺いいたします。

SDGs（持続可能な開発目標）に基づく持続可能な学習の保障、すなわち、学校の誰一人として取り残しのない教育を目指すための重点施策を3項目お示しください。よろしくお願い致します。

○議長（庄田昭人君） 森市長。

○市長（森 和之君） 森清一議員のSDGsの教育に関する質問で、教育長の答弁の前に、私のほうからお答えをさせていただきます。

SDGsは、皆さんも既に御存じのとおり、17のゴールと169のターゲットから構成をされ、誰一人取り残さないというような理念の下にSDGsが成り立っております。SDGsの理念を、教育の学習の保障の分野においては、まず教育大綱の中に取り入れていかなければならないと考えております。教育委員会部局と審議、協議する場である瑞穂市総合教育会議の昨年9月27日、そして今年2月21日、さらに今年度は7月1日、7月29日の4回にわたり、この会議を経て、新しい教育大綱の策定にほぼ至っております。

この新しい教育大綱では、SDGsの理念として、誰一人取り残さない理念の下に、グローバル社会で活躍するために、自ら学び、考え、行動し、新たなことに挑戦していく力を身につける教育を推進していきたいということを考えています。基本方針としても、保育も教育の一つにしたいということから、幼児教育の推進、学校教育、そして生涯学習を社会教育への推進ということで、3つの教育を推進していきたいということを考えています。

現在この教育大綱については、現在教育委員会のほうで策定中の教育振興計画の中に、それぞれこの教育大綱を盛り入れて、来年の4月より施行するような準備で進めております。この教育大綱の公開につきましても、前書きとなる部分、私の教育大綱への思いを現在まとめておりますので、もうしばらく時間がかかるとは思いますが、SDGsの推進について、まずは教育大綱の中に取り入れて、教育振興計画の様々な計画の中に結びつけていくような考えでありますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（庄田昭人君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 今回の市長の答弁にありました教育大綱を受けて、教育振興基本計画を今策定しておるわけですが、議員御質問の持続可能な学習の保障ということについて、重点施策を3点というお話で答弁させていただきたいと思っております。

その前に、SDGsの中には17のゴールがありまして、これそのものについても瑞穂市では今後取り組んでいく予定をしております。平和学習、環境学習、防災学習、この3つをSDGsの17のゴールに併せて各学校は取り組んでいく予定を今立てておるところでございますが、今日の答弁は、学習の保障についてに特化してお答えしたいと思います。

3点あるうちの1点目でございます。

1点目は、児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進と不登校児童・生徒への支援でございます。

瑞穂市では、個別の教育的ニーズのある児童・生徒が、適正な学びの場で適切な支援を受けられるよう、就学指導体制を今整備しております。具体的には、児童・生徒が就学をする際、まず各小学校・中学校で協議をします。その後、中学校区協議会というところで審議をして、その結果を、市全体で審議する瑞穂市教育支援委員会で就学の判定をするという流れを確立しております。就学指導を行っているところでございます。その結果を基に、就学した児童・生徒一人一人の教育支援ニーズをさらに詳細に捉えて、指導に生かしていきたいというふうに考えております。

もう一つは、不登校児童・生徒への支援でございますが、不登校となった子供たちの教育的ニーズも随分異なっております。一人一人に応じた支援ができることをさらに進めたいと考えております。教育支援センターでは「アジサイスクール」があります。ここへ通って、相談を受けながら学ぶ子供もいます。このような子供たちへの学習支援としてタブレットが使用できるよう、教育支援センターにWi-Fi環境を整備することも必要かというふうに考えておるところでございます。

2点目は、市内で増えつつある外国人児童・生徒への指導でございます。

外国人児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、市内の小・中学校で日本語指導を行っているところですが、穂積小学校と牛牧小学校には、瑞穂市の日本語指導員による日本語初期指導教室が開設をされております。また、穂積中学校と穂積北中学校には、県費職員による日本語教室が開設されています。さらに、市内の小・中学校には外国人児童生徒支援員が8名配置されて、授業中の個別支援を行っているところです。

今後は、日本語初期指導教室の次の段階の指導が必要な児童を集めた教室を設置して、先ほども言いましたが、子供たちの実態に応じた日本語指導ができる体制を順次整えていきたいと考えております。そして、外国人児童・生徒の全ての子供たちが、中学校を卒業する際に、自身の進路を確かに選択することができるように考えていけるといいなあと今願っておるところでございます。

3点目は、若手教員の授業力の向上を目指した研修の実施でございます。

今、県内の多くの市町村においては、若手教員の割合が大変多くなっております。瑞穂市も

例外に漏れず、同じことがあるわけですが、SDGsの目標の一つである質の高い教育を維持するためには、若手教員の指導力の向上が欠かせないというふうに考えております。そこで、若手教員対象に、教育委員会による支援型研修を今行っておるところでして、支援型研修では、教育委員会の担当者とか、あるいは教育支援センターの教職員の研修指導員という者が学校を訪問して、若手教員の授業を参観、そして対象となる教員に直接指導あるいは援助を行う研修を計画的に行っています。

対象となる教員は、授業のたびに、少しずつですが、自分の指導力が高まることを実感しながら取り組んでいるというふうに聞いております。今後は、こうした教育支援センターの教職員研修指導員を徐々に増員するなどして指導体制をさらに充実して、若手教員への指導の機会を増やすことを考えています。そうすることによって、若手教員による充実した授業が展開されるようになっていくと思います。

教育委員会としましては、こうした体制づくり等を、将来を見通した中で計画に進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上3点が重点となっております。以上です。

[7番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 森清一君。

○7番（森 清一君） ありがとうございます。

今お示しいただいたこの施策を早急に、そして建設的に取り組んでいただき、誰一人取り残しのない学校教育の推進をお願いいたしまして、質問を終わります。

○議長（庄田昭人君） 7番 森清一君の質問を終わります。

本日の会議は、議事の都合によってあらかじめ延長します。

15番 広瀬武雄君の発言を許します。

広瀬武雄君。

○15番（広瀬武雄君） 議席ナンバー15番 広瀬武雄でございます。

ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、以下3点につきまして質問をさせていただきます。

第1点目は、小・中学校の授業の遅れと、それらに対する挽回の対策についてをお伺いいたします。

2番目につきましては、（仮称）中山道大月多目的広場の工事の進捗状況について。

3番目は、補助金等の抑制と効率化について、この件につきましては、来年度予算における補助金などの抑制と効率化についてというふうに御解釈いただければと思います。

以下、それぞれの質問につきましては、質問席からさせていただきたいと思いますが、最後の質問者となりましたが、いましばらく御協力のほどお願い申し上げますので、よろしくお願

い申し上げます。

それでは、第1番目の小・中学校の授業の遅れと、それらに対する挽回の対策についてを質問させていただきたいと思います。

既に皆様御存じのとおり、このたびの新型コロナウイルス感染拡大によりまして、全国的にも各学校では休校にせざるを得ない状況下でございました。その現実を踏まえまして、それら失われた授業時間の遅れをどのように取り戻されてきたのか。各地の教育委員会は様々な手段で対応してきたと思いますし、当瑞穂市の教育委員会におきましても、そういう対策をしてこられたと思いますし、またそれによって挽回が結果されてしまっておるのであれば、どのような方法で挽回をされたか。あるいは、まだ挽回する途上であるならば、これからどのように挽回する手法を考えているのかなど、お聞かせいただければありがたいと思います。

特に今後ということになりますと、スケジュール的にいろいろな行事は、4月・5月・6月は済んでしまっておりますので、今後の行事としては、運動会とか、修学旅行とか、冬休みとか、卒業式、終業式などを含めまして一括でお伺いしたいと思いますし、小学校・中学校それぞれについてもできればお伺いしたいと思いますので、よろしく御答弁のほどお願い申し上げます。

○議長（庄田昭人君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 広瀬議員の小・中学校の授業の遅れと、それに対する挽回の対策についてお答えさせていただきます。

まずもって、小学校・中学校では1年間にどれだけの授業を行うのかということからちょっと御案内させていただきたいと思います。

小学校では、学年によって若干違います。小学校1年生は、1年間に国語から特別活動等も合わせて850時間あります。2年生は910時間、3年生は980時間、4年生から中3までは全年一緒で1,015時間となっております。ですので、小学校であれば6年生、中学校であれば中学3年生がこの時間数をクリアできれば、全ての学年ができるというふうになっておるところでございます。

昨年度の3月から臨時休業が始まりましたので、その昨年度末のところからのお話でございます。

各校の学習内容の未指導分についての状況を把握しました。新年度になってからどのようにやるのか、各学校において、学年別に教科別に何時間未実施なのかを全て調査して、4月以降の新年度にできるように考えたところでございます。ところが、新年度も4月・5月と学校は臨時休業が続きましたので、それを踏まえて、じゃあ6月から3月までの中でどのようにするかということで対策を考えたところでございます。

第一に考えたのは、夏季休業日、いわゆる夏休みの短縮でございます。例年は40日間ほどあ

りますが、本年度は12日間、この岐阜地区では最も短い夏休みになって、かなり子供たち、あるいは先生方にも負担をかけたなあということを思っております。冬季休業日（冬休み）を2日間短くして行う予定をしております。そして、さらに方法としましては、授業時間を5時間のところを6時間の授業を行う日も設けております。

こうすることによって、3月までの卒業するまでの時間を、いわゆる学校の授業時間カレンダーというのがありまして、それに入れて計算しました。すると、このやり方でほぼ全ての学年がクリアするという状況が生まれたところでございます。幸い8月にあった豪雨のときにも、近隣の市町では警報が出て学校が臨時休業になりました。正直、瑞穂市も出てほしくないなということを思ったんですが、学校へ来てからの洪水警報でしたので、授業を行ってくれた学校があります。そういった削減もなく、今来ておりますので、順調に今やっているというところがございます。そうすることによって、授業時数を確保することができたというのが現状でございます。

さらに、行事の精選を行っております。行事については、やはりコロナウイルスの3密を防ぐとか、対策を講じるという中で、中止とか延期という形で、あるいは縮小ということで来ておるところでございますが、そういった方法を駆使して、授業時間数を先ほど申し上げた時間数は全ての学年クリアしているというのが現状です。ただ、まだ学校が再開してから僅かでございますので、全てが、未実施の部分が全部授業として行えたというわけではございません。3月までにはできるという見通しの中でやっております。

このような中で、さらに各学校においては、朝の時間、毎日10分の時間を使って5日間やったら50分になります。これも計画に入れることによって、1時間の授業というふうにカウントすることができます。あるいは、家庭学習と学校の授業をうまくつないで、ここの部分までは学校でやり、授業時間としてカウントができるような家庭学習のやり方も今後は工夫できるというふうに考えております。こうした内容は、全て文部科学省が示したガイドラインに沿っての授業時数の確保の仕方に沿って行っているところでございます。このように、学校再開後、全ての学校で授業時間を非常に工夫しながら取り組んできていております。

続いて、学校行事等で併せてということでしたが、以前の状況から対応の仕方が変化しております。先ほどもありましたが、県の教育委員会からは9月に通知がありました。新たなガイドラインとして示されたわけですが、今それに従いながら、各学校の実情に応じて実施できるように指導と助言を行っております。通知の中には、児童・生徒についての感染状況が、家庭内感染が最多の状態であると。学校では3密を防ぐ対応や感染拡大を防止する対応策も講じられているため、学校内では大変努力された成果があるというふうにあります。

そこで、この通知を受けて、具体的には小学校の運動会、中学校の体育大会については、全校で実施することはやはり難しいだろうと。そこで、学年ごとで実施したり、あるいは種目内

容を減らしたり、あるいは種目を工夫したりして、各学校は今工夫して実施できるように取組を始めたところでございます。

また、修学旅行につきましては、宿泊することは感染拡大のリスクが高い。しかしながら、バスで移動する校外学習であれば可能であるというような内容の通知でございました。そこで、市内全ての小・中学校において、10校全てが宿泊を伴わない日程で、県内で実施できる校外学習をそういった活動に変更して、修学旅行に代わる行事として、今各学校において計画・準備を進めているところでございます。

以上が答弁の全容でございます。

[15番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 広瀬武雄君。

○15番（広瀬武雄君） 今の答弁から推測いたしますと、大変御苦勞をさせていただいておりながら、子供たちのために、いろいろな先生方も含めて一緒になって頑張らせていただいている姿が推測できるわけでございます。

そのような中、いろいろ全国的にも報道がされておりますが、目標を達成するため、先ほど来申し上げておりますように、遅れを挽回するがために、いわゆる平日の詰め込み授業、そういうものも行っているような市町も散見されるというような記事を拝見いたしましたし、例えば理科の実験など、これは実験を伴いますと若干時間が食われますので、それらを省略して、その結果だけを教室で生徒に発表したり、教えたりするというようなやり方もしているところがあるという新聞情報で知っているところでございますが、まさか瑞穂市におきましては、目標達成のために、そういうはしょった教育というものをされているわけではないと確信しているわけですが、どうでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 確かに新聞等、マスコミの報道にはそういったことがございます。

例えば、こんな事例を紹介させていただきます。臨時休業中に保護者の方をお願いして、子供と一緒に登校をお願いした学校が小学校で数多くあります。何かといいますと、アサガオの種を植木鉢と一緒に配るんです。要は、家で育ててください。学校が再開したときにこれを観察しますよということも考えて、教員は、指導計画はその後どうなるか分からない状況の中でも、そんな工夫をしてくれています。だから、そういった意味では、私は瑞穂市の小・中学校全ての学校の教員は、そんな手を抜いた省略するような授業は行っていないと信じております。

ただ、今理科の例で紹介しておりますが、季節が違っていると観察できない野花とかがあります。こういったものは、季節を過ぎてしまうと無理なところがあります。そういったものは、インターネットを使って調べるというような授業も見たことがございます。生ではないんですが、そこは子供たちに大変申し訳ないんですけども、そういうような授業も工夫してくれて

いるところでございます。

ただ、本当に行事あるいは学校のイベント等も中止等されている中で、授業授業として子供たちも教職員も追い詰められている状況は見られます。そんな中で一つ行っているのが、土曜授業というのをやっていたのですが、これはやめました。土曜日・日曜日は十分休んでほしいという趣旨の下で、土曜授業は今年なくしました。ただ、部活動とか、あるいはスポーツ少年団、こういったところで、まだ体力がある子はやってもいいよというような形でやっておるわけですが、そのように1週間の授業は5日間の月から金と、土・日はゆっくり休むということは今確立できるような方向で来ておりまして、授業に支障がないようにということも考えて行っているところでございます。以上です。

[15番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 広瀬武雄君。

○15番（広瀬武雄君） 大変詳細にわたりましての御答弁、大変よく理解できました。誠にありがとうございました。

それでは、次の質問に移らせていただきたいと思います。

これは、もともと松野藤四郎議員も御質問されましたので、若干はしょった質問になろうかと思いますが、よろしくお願ひしたいと思いますが、（仮称）中山道大月多目的広場、この辺の進捗状況、現場を見てまいりますと、今日の次長の答弁ではありませんが、あまり進んでいないということは、私も現場を確認させていただいて承知しておるところでございますが、いわゆる何が言いたいかと申しますと、これもコロナ関係にまつわる話でございますが、全国的にコロナ対策を含めましたその影響、それから地元の企業、個人等々の税収が相当減るという現実と、あるいは、これからの見込みが立っていることは御承知のとおりだと思いますが、それらの減収の下に、各市町村は現在計画している、例えば具体的に申しますと、箱物という言い方をしておりますが、私は箱物だけに限らず、いわゆる（仮称）中山道大月多目的広場の工事を、例えば箱物を建てるという仮定に、公園ではあるけれども、これが箱物だと仮定した場合は、先日、中日新聞に載っておりますように、全国的に皆さん方が、各市町とも縮小したり、伸ばしたり、中止したりというようなことをされているという情報を目にいたしますと、果たして私どもの瑞穂市は、この大きな予算、3年で6億1,000万の予算を何とか承認の事実が結果出ているわけでございますが、例えば6億1,000万の建物を建てると仮定いたしますと分かりやすいんですが、それらを本当に今のこのさなかに、たんたんと進めていっていいのかどうかという若干の疑問を抱くわけでございます。予算が通ったんだから、もうやらざるを得ないんだと、あるいはそれだけは消化するんだという感覚がありはしないかと。

具体的に申しますと、先般この工事の入札におきましては、具体的にはA社が5億を切った価格で落札しておるということでございますので、それほど心配はしておりませんが、

こういうものにつきましては、おおよそ追加工事とか、いろんな問題が出てくることは御承知のとおりだと思います。

したがって、牽制の意味も含めまして、これから特に今年度は遊具、約1億を使って設置するというございですが、これほどの立派な遊具が本当に必要なのかどうかという問題も懸念として持っておるところでございますが、いわゆる既に遅しと。例えば既に見積りを出したし、業者との間の契約もされてしまっているということであればあつたで、それはそれなりに認めざるを得ないというような部分も含めまして、この辺のところの御見解をただしたいと、こんなところでございますが、よろしく願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 広瀬教育次長。

○教育次長（広瀬進一君） ただいまの広瀬議員の御質問についてお答えいたします。

（仮称）中山道大月多目的広場は、いつでも誰でも利用できる芝生を中心とした公園をコンセプトに、いつでもお子様を連れてお越しいただける広場でありたいと考えております。お子様が興味を持ち、毎日でも遊びたいと思っただけのような総合遊具を設置し、お子様も一緒に、お越しいただいた親御さんにも楽しんでいただきたいと考えておりますので、今のところレベルを落とすようなことは考えておりません。

また、当初は平成31年度より3年間で6億1,000万円の継続事業費を上げておりましたが、昨年度、広場工事の仕様を検討する中で、芝生の植付けを市民の協力を得て行ってはどうかという意見もあり、芝生の施行についてしっかり見直しを行うため、当初計画において芝生の施行を取りやめ、4億8,070万円という請負契約を締結いたしました。その後、芝生広場につきましては、検討を重ねまして、広場の7割ほどの芝生の植付けを市民の方々に御協力をお願いし、残りの3割を請負業者での施行とすることを考えておりますので、芝生の施行費におきまして7割程度抑えることができたと思います。

また、先ほどの松野議員の御質問にも答弁いたしましたとおり、広場の管理運営につきましても、経費の節減に向けた検討を現在進めておるところでございます。

議員御指摘のとおり、コロナ禍、予算を抑えることは必要なことと考えておりますので、今後工事の変更契約等もありますが、そういったところにおきましても、なるべく支出を抑えられるよう考えてまいりたいと思っております。以上です。

〔15番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 広瀬武雄君。

○15番（広瀬武雄君） 結論的には、なるべく費用を抑えていきたいという御答弁でございますので、それはそれなりによりしくお願い申し上げたいと思いますが、具体的なことで恐縮ですが、例えばこれは個人的といいますか、素人感覚で考えますと、例えばお聞きしている範囲内でトイレは2つ設置されていくと。それから、ドームもあずまやも造られていくというよ

うな、いわゆる高度成長時代なら何の懸念もなく造られるであろう設備が、そこにたんと今後進められていくことは事実でございますが、そういう中、例えばトイレは、瑞穂市内における公園におきましても1か所ずつ大体設置されておまして、この広場につきましては2か所の計画のようでございますが、しかも、この多目的広場のトイレは、普通の公園とは違って、1.5倍くらいの大きさではないかというふうに写真で拝見させていただいております。

したがいまして、それほどのトイレを設置していいのかどうか。普通の公園ですと、大体三、四千万なんですね、あのトイレ。今までの公園のときに、いつも質問でいろんな議員がただしてまいりましたけど。そうしますと、この多目的広場に造るトイレは、1つで5,000万くらいかかるのではないかなあと素人感覚で思っています。それを2つ造るのではなくて、あるいは2つでもいいんですが、普通の公園並みのものを2つ造るというような思案も一つの考え方、いわゆる経費削減という観点に立てば、そういう考え方も出てきて当たり前ではないかと。

あるいは、ドームも本当に必要なのかどうか。これは、見積りと設計がされてしまっていますので、不可能ではありましようが、そういう観点に立っていただきまして、先ほどお話がありましたように、芝生はボランティアに御協力がいただけることによって、いわゆる予算が削減できると、いわゆる経費が削減できるという非常に喜ばしい対応でございますけれども、そのほかの部分につきましても、別にボランティアのみならず、そういう部分で何かほんの少しでも経費が削減できないかというようなことを考えながら、施行业務をきちんと一回見詰めていただきたいと。

業者任せ、設計者任せにせずに、担当部、教育委員会なのか都市開発課のほうかは、私どもは専門家ではありませんので、どの部分がどうなのかは分かりませんが、関係している部は小まめに現場を訪れて、その状況を見計らっていただくことをお願いし、結果的に予算の範囲内は当たり前の話ですけれども、さらに何か削減はできないのかという観点から見詰めていただきたいと思うところですが、御答弁のほうはいかがでしょう。

○議長（庄田昭人君） 広瀬教育次長。

○教育次長（広瀬進一君） 先ほども申し上げたように、ここの公園につきましては、やっぱりにぎわいを創出したいというところもございまして、人をたくさん呼びたいというところもございまして、トイレに関しましては、今のところこのままの計画でいきたいというところと、費用におきましては、ほかの公園と比べるのもあれなんですけれども、こちらはちょうど下水処理施設もございまして、浄化槽を設置するということはございません。その部分に関しましても、結構な経費は落とせたと考えております。以上です。

〔15番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 広瀬武雄君。

○15番（広瀬武雄君） 確かに私もそう思いました。いわゆる今の公園は、下水処理場を設定

するために、迷惑施設として、いわゆる周辺の皆さんに前々市長が考案して出来上がった広場であったと伺っております。したがって、トイレは合併浄化槽じゃなくて、当然下水道に接続されるものと思っておりますが、接続費用そのものもあまり安くないんですね。もちろん、だから合併浄化槽よりも安くなるのかどうかの観点も、正直言って我々素人には分かりません。

というのは、合併浄化槽の場合ですと、国の補助金が出てくるのかどうかという問題、それから下水道につながると、そういうものがなくなるかとか、そういう細かいことは分かりませんが、いずれにしても、立派なトイレを堂々と造るのではなくて、トイレでありさえすればいいとは言いませんが、普通のトイレにしたかどうかというような案も出てきてもいいのではないかなあというふうに思うところであります。

それと、にぎわいが云々という話は、前回の松野藤四郎議員の答弁にもしていただいておりますが、今朝の新聞を見ますと、例えば北方がイオンと提携して、相当大きな公園事業を2022年度から使えるようにするというところで、インターチェンジからこっちへ、よそのお客さんが来て利用してくれるなんていう甘い考えは、北方で止まってしまうと考えないかんわけですね。だから、大勢がこの多目的広場を利用していただけるものという推測は非常に甘いという認識の中で、経費を抑えていくということをぜひひとつ考えていただきたい。

それから維持費ですね。これはたくさんの維持費がかかるんです。今までも計画段階でどれぐらいの維持費がかかるか、教育委員会の皆さんには質問したことがありますが、三、四百万というようなアバウトな答弁でございましたが、現在の瑞穂市内にある公園のそれぞれの維持費を鑑みますと、とてもじゃないが、この公園の維持費は莫大な価格がかかるという認識の下に、再度この辺の維持費のいわゆるかかり具合を真剣に、まだ完成はしてありませんが、はじいていただきまして、質問の段階では正確とは言いませんが、ほとんど同金額程度が御発言いただけるような試算を今後もしていただきたいと思います。相当かかると思います、これは。ということで、いわゆる工事費だけではなくて、完成後の維持費も含めて相当な金額を投下していると、あるいは投下していくという事業でございますので、真剣になっていただきたいというふうに思います。

俗に下水道の問題で、駅前開発もやり、下水道もやり、穂積庁舎もやりというような案件とか、いわゆる発言がいつも出てまいりますと同様、この大月広場がその中に入り込んでもいい案件ではないかというふうに思うところでございますので、この件について、もう一度御答弁願いたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 広瀬教育次長。

○教育次長（広瀬進一君） 今後の維持管理についての御心配というところでございますが、先ほど午前中の松野議員のときにもお答えいたしました。現在、関係各部署と連携しまして、今後の多目的広場の利用、管理方法について、指定管理者制度だとか、官民連携でやれないか

だとか、中山道も近くにありますが、浄水公園、西部複合センターも取り入れて一体の管理をして、経費節減に向けてやっていけないかというところを検討しておりますので、今後その辺を詰めて検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

[15番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 広瀬武雄君。

○15番（広瀬武雄君） ありがとうございます。そういうことで、随時この件につきましては、都度その考え方あるいは進捗状況、その辺のところをつぶさに見せていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、時間の都合上、次の質問に移させていただきますが、そろそろ来年度予算の編成時期が参りました。例年より若干早めにいろいろな書類を出していただきたいと思いますということで、一説によりますと、9月25日が締切りと伺っておりますが、これらも含めまして特に補助金についての質問をさせていただきます。

それらを含めて、毎年補助金も査定いただいていると思いますが、補助金などの抑制と効率化についてという質問事項にさせていただいておりますけれども、補助金は、どこの地方自治体でもなくてはならぬ補助金でございますし、補助金を与えて、いわゆる行政に協力していただかなければならないような案件も多数あると思います。

したがって、行政目的を実現するためのもの、公共的・公益的性格を持った団体などに対して資金援助を行うものに区分されるわけでございますが、これら補助金は、地方自治法第232条の2を読んでいただきますと、公益上必要がある場合に限られていると、こう書いてあるんですね。果たして、査定の段階で、そういうところまで目を見張っていただいておりますのかどうか疑問でございます。

しかも、これらはいくまでも瑞穂市の財政的余裕がある場合に限って初めてほかの事業を助成し、公益を増進しようとするもので、今日のようにコロナ禍の真っ最中に来年度予算の編成を検討されるわけでございますが、地方財政が悪化して税収も減るでしょう。県も相当70億ぐらい減るといって、あした頃から県議会が始まると思いますが、その辺の減額の補正予算が組まれるというふうに聞いております。

したがって、国にも県にもあまり期待ができない、自ら瑞穂市の税収を眺めてみると、やはり相当減ってくるというようなさなかにおきまして来年度予算を編成いただくわけでございますので、特に補助金について、意識的な、あるいは効率的な観点からの査定をお願いしたいと思います。その辺について担当部長の考え方をお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） それでは、ただいまの議員の質問、予算編成において補助金の抑

制・合理化というところの視点から答弁をさせていただきますが、まず補助金制度については、議員御指摘のとおり、地方自治法による公益上に必要があるという根拠規定を基に、市の行政目的、さらには施策目標を実現するための施策誘導的な目的となっております。また、公共的・公益的な性格を持つ団体への補助も行政目的、施策目標の実現という目的の意味合いももちろんのこと、補助という形式では、当該団体の活動により実現する効果、例えば文化行政や高齢者福祉の推進の効果が市単独で実施しているよりも効率的で、非常に波及効果を高くすることができる場合もございます。

議員が述べられたように、財政が非常に逼迫している中で、全てを市の直営にて事業を実施していくということにはやはり限界があるとともに、多様化し、高度化して、現代社会の市民生活に対応できる行政サービスというものはなかなか難しいものがございます。

財政的な余裕のある部分で補助をすべきではとの御意見もありましたが、これまで申し上げましたように、補助制度については、実現する行政目的や政策目標として実績が得られているか、市の単独で実施することに比して、より高い効果や、より広い波及効果が得られているかなどを考慮しながら実施していくべきではないかと考えております。

このため、個々の状況に応じて補助制度を選択していくことは否定されるものではございませんが、一方では、補助金制度が財政を圧迫するという面があるということも事実でございます。

平成31年度決算においては、補助金の決算額は、これは負担金は除いたものでございますが、5億612万6,000円となっております。前年度よりおよそ1億5,000万円の減となっております。ただ、この減額の理由は、その前年度の平成30年度において、ほづみの森こども園の私立保育所施設補助金がおおよそ2億円あったことが理由となっております。その理由以外では、例えば自治振興費などは前年度よりおよそ2,400万円の増額となっております。

市の財政全般としては、歳入の増が、先ほど申し上げました、望めない状況の中で、歳出は各経費が増加傾向にあり、財政構造が厳しくなってくるのは予想されるところでございます。議員御指摘の抑制・合理化、効率化については、経費全般において必要になるといった御指摘だと私どもは感じております。

これから年度も後半に入り、新年度の予算編成の準備もスタートしていきます。御指摘いただいた経費の省力化・合理化については、予算編成方針などで十分に参考にさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

あと、最後に補助金についてですが、市でも毎年補助金・負担金のチェックシートを作成しております。これは、毎年市の全ての補助金及び負担金について、各部署でのセルフチェックを行ってもらい、財政部局とも問題点を確認し、作業を行うということでございます。この補助金のチェックシートというものは、瑞穂市補助金の交付に関する指針に基づいて作成してお

りまして、補助金の手続根拠や補助単価や補助率についての金額的な部分を担当部署で自ら確認を行ってもらうことで、漫然と補助事業だけを続けていくということではなく、改めて補助事業として適正かを見直す機会といたしています。また、事業ヒアリングや予算編成の場で、こういったチェックシートも活用しながら予算編成を進めていきたいと考えておりますので、御理解願います。

[15番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 広瀬武雄君。

○15番（広瀬武雄君） 現在、部長から詳しくその考え方を御説明いただきましたが、やはり補助事業については、事業効果の有無について慎重に検討をしていただきながら取捨選択すること。また、今話が出ましたが、単独事業については安易に継続することなく、いわゆる継続・新規を問わず、厳しく精査した上で、真に必要な事項あるいは事業についてのみ計上されることをお願いしておきたいと思えます。

これらにつきまして、関連的に、多少市長のお考えも伺っておきたいと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 森市長。

○市長（森 和之君） 広瀬武雄議員の御質問にお答えをしたいと思います。

時間が余ったので、何か振られたような感じもいたしますが、来年度の予算については、議員御心配いただいておりますが、本当に現時点においてはなかなか見えてこないものがあります。そんな中で、税収の不足ということも本当に心配される中で、先ほど申しましたが、先が見えない、そんなコロナウイルスの感染症のさなかでございますので、今年は事業ヒアリングを少し前倒しして進めているというようなところもあります。

ただ、先ほど（仮称）中山道大月多目的広場の質問でもございましたが、予算が仮に少なくなったといいますか、今の状況も変えるといいますか、契約もしておりますので、なかなかその辺りについても内容を削るということは難しいと思えます。そして、先ほど来申し上げておられるような市の単独事業についても、いきなりカットするようなこともなかなか難しいと思えますが、この先、国のほうからのいろんな通知など指示の下に、これから予算編成を進めてしっかりやっていくということをお約束申し上げまして、答弁とさせていただきます。

[15番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 広瀬武雄君。

○15番（広瀬武雄君） ありがとうございます。決して時間が余ったから振ったわけではございませんが、やはり最後に市長のお考え方もどうしても聞きたかったということでございます。

それともう一つ、監査報告を見ましても、純粋な補助金、いわゆる本当に皆さんに御活躍い

ただくための補助金等々のものが詳しく出ていないんですね。財務担当部署の話によりますと、今、部長からもお話がその中に含まれていたかのような気がいたしますが、いわゆる補助金という非常に幅が広いんですね。

例えば現在であれば、コロナ対策におけるいろいろな諸施策に対しましても補助金なんですね。こういうものを除いて、あるいは補助金に類するものを除いて、本当の純粋な補助金というものがどうなのか。先ほど御説明いただきましたように、前年比どうなのか、あるいは来年度はどうなのか、過去はどうなのかということを担当部ももちろんですが、我々議員側もやはりチェックする一つの義務というものが有りますので、多分若干情報によりますと、パソコンをたたいてすぐ出るものではないらしいんですが、二、三日の余裕を経ていただきまして、毎年そういうものが出て、そういうものが我々の手元に配付されることを最後にお問い合わせまして、質問を終わらせていただきたいと思いますと思いますが、久野部長に御答弁いただければ、答弁いただきたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） 今、御質問の補助金の件でございますが、こちらについては、先ほど補助金の指針に基づいて、当市のほうでは補助金・負担金チェックシート、こういった一つの補助金について各部署でチェックシートを作っております。これについてホームページで公開しておりますので、そちらのほうを一度皆様方にも見ていただきたいと思います。そういった状況で、年度の比較とか、どのような事業が、補助金の動向がなっているかというところが分かるかと思っておりますので、一度御確認していただければと思います。以上です。

[15番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 広瀬武雄君。

○15番（広瀬武雄君） 重ねて確認いたしますが、来年度における予算のシートの提出は9月25日とおっしゃいましたが、間違いありません。

○議長（庄田昭人君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） ただいまの議員の9月25日というのは、今予算編成方針というものは出ておりません。その前の段階の事業ヒアリングという中でそういったシートを策定しているわけですが、それと、あと概算要求、そういったものについての内部的な期限ということで御理解していただければと思います。まだ本格的な予算編成方針は出ておりませんので、御理解願います。以上です。

[15番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 広瀬武雄君。

○15番（広瀬武雄君） 分かりました。

それでは、これで全ての質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（庄田昭人君） 15番 広瀬武雄君の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（庄田昭人君） 以上で、本日に予定していました一般質問は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

散会 午後 5 時06分